

## II 緊急措置の綜合化過程

II-1 社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)  
(昭和二〇年一月二〇日)

昭二〇、一一、二〇

社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)

第一、方針

一、我国社会経済秩序ノ安定ヲ確保シ新日本再建ノ基盤ヲ組成スル為向フ一年間ヲ限リ我方国力ヲ善ケテ再建ノ根幹タル通貨価値、食ノ安定及就業対策ニ凝集シ、其ノ経過ニ依リ他ノ施策ヲ実行ス

二、本施策ハ政府一大決意ヲ以テ国民ノ赤心ニ懇ヘ強行ス

第一、要領

一、物資ノ偏在、物価ノ昂騰及徒食ヲ制止スル為現行通貨ヲ早急ニ新通貨ト引換フルト同時ニ一定額以上ハ預金化シ且之ヲ封鎖シ向フ一年間(但シ財産税ノ徴収、米ノ供出、米麦保有高ノ調査完了シタルトキハ全部又ハ一部ノ解除ヲ認ム)毎月平均ノ生活維持ニ必要ナル金額ノ外之ガ引出ヲ禁止ス(疾病等特殊経費ハ相手方勘定ニ振替ヲ行フ)

二、現行通貨ノ新通貨引換ト同時ニ預金ハ各人毎ニ一本トシ、現金、預金、証券、動産及不動産ニ付夫々各別ノ税率(累進率トスルコト可)ニ依ル財産税ヲ課シ、又別途財産増加税ヲ徴収シ以テ既往ノ購買力ヲ徹底のニ吸収ス

三、企業ニ対スル国家補償及補助金並ニ命令融資ハ之ヲ全廃

シ、其ノ余裕金ハ総テ旧價ノ返済ニ充當セシメ、爾後貸出ハ各金融機関ノ責任ニ依リ企業ノ自立ノ範圍ニ止ム

四、主食、肥料、石炭、鉄、電力料及運賃ハ合理的ニ相當大幅ニ引上テ其ノ他ノ價格統制ハ之ヲ撤廃ス

五、賃金、給与モ合理的ニ相當大幅ニ引上テ認メ(經濟統制令ニ於テ其ノ限度ヲ示シ不要許可トス)勤勞購買力ノ造出ヲ促進ス但シ右給与等ノ中一定額以上ノ金額ハ總テ預金

勘定ニ封鎖シ漸次右自由金額ヲ増額スルコトヲ考慮ス

六、農家及後述ノ特別勤勞者ヲ除キ米麦ノミニ依ル各人一律

二合三勺配給ヲ実施ス

七、農家ノ自家保有米ハ一人米麦三合トシ、他ハ總テ強力ニ

供出セシム

之ガ為肥料ノ専売、米麦供出量トノバーター制乃至翌年割

当額ニ対スル先渡ヲ実施シ又要スレバ米麦ノ専売ヲ行フ

八、国家所要量ノ石炭及肥料ノ確保ニ全力ヲ集中スルモノト

シ左ノ措置ヲ講ス

(一) 政府指定炭礦(月産百五十万噸採掘ノ炭鉱ヲ指定ス)

及全肥料工場勞務者ノ徹底の待遇改善特ニ米麦配給ハ本

人五合、家族三合トス(但シ仮裝勞務者ヲ作ラシメザル

様嚴重ニ監督シ且加配米ハ出勤者ニ限り家族分ヲ併セ支

給ス)

(二) 資材原料輸送力ノ集中

(三) 資金ノ円滑供給

(四) 右ノ内採算不突合又ハ能率不良炭礦、工場ノ国営(国家借上ニ依ル)

(五) 直接關係事業場及輸送機關ニ対スル右ニ準ズル措置

九、職域消費組合ノ結成ニ依ル生活物資ノ調達確保(生産地トノ連結及組合所有畑ノ経営ヲ考慮ス)

十、軍需企業等ニ対スル補償ノ実行ノ代價及金融機關ノ債權回収ノ方法トシテ本年内ニ操業セザル企業(一部操業ノ場合ハ残余)ヨリ其ノ保有スル資材機械設備田畑宿舍ヲ国家ニ集中シ、之ガ活動企業ヘノ分配又ハ国営ヲ行フ

十一、食糧確保、国民皆働、能率増進運動ヲ全面的ニ展開シ国家ニ於テ左ノ措置ヲ講ス

(一) 国営農場、国営塩田、国営肥料(ホルモン剤ヲ含ム)製造、国営農機具製造ノ開始

(二) 山林原野ノ徹底の機械力ニ依ル開発

(三) 戦災地ノ畑化及河川道路、浸水田畑ノ修復

(四) 新開田畑ノ優遇(供出ノ廃止)

(五) トラック貨車等輸送機關ノ整備及国営

(六) 空ビルノアパート化、アパートノ建設(国営)

右ノ場合待遇、勤務時間、勤務態様、勤務先、宿泊設備等具体的の就業方途ヲ指示スルモノトシ又必要ニ応ジ国家ニ於テ強制的ニ土地建物ヲ封鎖預金ヲ以テ収用シ得ルモノトス註、新規国営企業ハ一年後希望者ニ譲渡スルコトヲ予メ約ス

十二、補食ノ徹底の確保ヲ図ル為左ノ措置ヲ講ス

(一) 水産ノ増加(燃料ノ供給海洋漁業ノ再興)

(二) 未利用資源ノ徹底の動員(学徒ヲ徹底の二動員ス)

(三) 家畜ノ農育(白米食断行、ミニズノ養育)有畜農業化及牧畜業ノ振興

(四) 都市近在空地ニ依ル徹底の野菜ノ育成

十三、住宅ノ安定及食糧難緩和ノ為専門校以上ハ即時農村ニ移転セシメ農科学一如ノ教育ヲ為ス

十四、各戸保有米麦ノ早急ニ一斉調査及右配給量(一般家庭ニ合五勺)以上分ノ買取又ハ配給ヨリノ差引ヲ断行ス(四千万人ニ合三勺一ヶ月分二七六万石)

十五、連合軍ニ対シ百五十万石約一千万石(右ノ数字ニ依リ之ヲ変更ス)ノ米麦並ニ若干ノ燃料油等ノ早急輸入ヲ懇請ス

十六、違反者ニ対シ、嚴罰ヲ課ス(全財産ノ没収及社会的罰ノ併科ヲ考慮ス)

第三、措置

一、本件ハ成ルベク速カニ実施スルモノトシ特ニ就業方途ハ即時実行ス

二、本件中新通貨引換及預金封鎖ニ依リ之ヲ実行ス又予算ハ必要ニ応ジ緊急財政処分乃至ハ特殊金庫ノ活用ニ依リ便宜之ヲ措置ス

三、新通貨ハ準備出来ザルベキヲ以テ差当り各引換機關ヲシ

テストンプ又ハ已ムヲ得ザレバ店舗印ヲ押捺セシメテ行ヒ将来適當ナル時期(来年十月頃)賠償問題等見透シアレバ尚可ナルベシ)ニ新通貨ノ出来ヲ待ツテ各通貨ニ付更ニ第二次的全面引換ヲ断行ス

尚連合軍ニ付テハ已ムヲ得ザレバB式軍票ノ使用ヲ要望ス又新通貨トノ引換ハ差当り十円及五円ニ付行ヒ百円以上ハ総テ預入セシメ且新通貨トシテ八十円一本ヲ発行スルコトモ一方法トス

四、預金ノ支払制限ハ発表来年十二月迄ナルコトヲ嚴明ス

第四、影響

一、可ナル点

(一) 生活ノ一応ノ安定

(二) 物価ノ安定

(三) 就業ニ依ル社会的の価値ノ増進

(四) 能率ノ昂上

(五) 資材ノ有効集中利用ニ依ル企業ノ振興

二、不可ナル点

(一) 来年特ニ五、六、七月ニ於ケル米麦欠乏ニ依ル大量餓死ノ危険性

(二) 物々交換ノ激化

(三) 企業ノ萎縮滅亡及企業ニ依ル無統制通貨ノ流出ノ可能性

(四) 米麦ノ闇隠匿(既ニ売買相当行ハレ済ナレバ)

(五) 連合軍相手取引ノ激化及連合軍ニ依ル無統制通貨ノ流出ノ可能性

第五、悪影響阻止対策

一、米麦ノ輸入確保

二、未利用資源ノ徹底の動員

三、物価ノ先安確保及宣伝(来年十月以降ノ米麦買入価格ヲ新田畑ノ外本年ヨリ安目ニ定メ同時ニ発表スル等)

四、来年度供出比率ノ年内予定(田畑ノ等級別ニ依ル)

五、来年度以降ニ於ケル不動産高率課税

六、生産地及消費地ノ連結(農業会漁業会ト消費田舎ノ連結)

再プロックノ打破、生産消費均衡道州制ノ設定

七、主要通路關所ノ設置及交通証明制ノ考慮

八、主食ノ官庁用其ノ他特殊用途配給ノ全廃

九、連合軍ノ協力ニ依リ其ノ使用通貨ハ特殊封鎖預金化(連合軍接待又ハ免許土産品売買業者ノ外之ニ依ル預金化及引出ヲ認メザルコト)

十、米麦ノ在庫(農家ヲ含ム)及農家ノ供出可能量ノ完全ナル測定(農業会ノ改組)地方事務所ノ質的強化

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-2 社会経済秩序安定緊急対策二関スル件(案)  
(昭和二〇年一月二日)

昭和二〇、一一、一二  
社会経済秩序安定緊急対策二関スル件(案)

第一 趣意

一、我国現下ノ社会経済情勢ハ一触即発ノ危機ニ直面セリ、即チ、戦災、疎開、産業転換、生産力ノ疲労及資源地帯ノ喪失ニ因リ経済力ハ著シク低下シ、通貨ト物資トハ著シキ不均衡ヲ示シ、物価ハ統騰シ且其ノ秩序ナク終戦ニ伴フ無職遊民ノ退職金モ欠乏シ来リ、主要企業ハ未ダ休止ヲ続ケ、食糧ハ不足且偏在シ、炭礦ハ休止シ、闇ブローカー等貨幣的利潤ノ増加ノミヲ追究スル者著増シ、新円ノ発行及財産税ノ賦課ノ報道ニ拍車ヲ掛ケラレ預金ノ引出及換物化ハ急激ニ激化ノ傾向ヲ示シ、又国民道義ハ低落ヲ続ケ、他面連合軍ノ軍人其ノ他ノ方面ニ対スル圧迫ハ愈々強烈ナル等現状ノ儘放置センカ何時破局的インフレーションヲ誘発シ社会経済秩序ヲ破壊セシメ、我国ヲシテ再建不可能ニ陥ラシムルヤ測リ知レザル危局ニ遭遇シ居レリ。故ニ当面ノ危急ヲ脱却スルガ為ニハ此ノ際全国民ハ敗戦ヲ機ニ全ク新生ノ意氣トナリ、我が国力ヲ挙ゲテ抜本的且下ラスティツクナル通貨価値ノ安定、浮動購買力ノ吸収及財政收支均衡方途ヲ速急ニ実施シ、之ト併行且綜合的ニ果敢且積極的ナル

第二 要領

右ニ鑑ミ早急実施スベキ方策左ノ如シ  
一、大蔵省ニ於テ速急ニ実施スベキ方策  
(一) モラトリアムノ実施ト新通貨トノ引換  
過去ノ資本乃至蓄積ニ依ル現下ノ浮動購買力ヲ固定化スル為即時モラトリアムヲ実施スルト共ニ現行通貨ハ之ヲ新通貨ニ引換ヘ、其ノ際現在流通通貨ノ大半ハ之ヲ預金化ス  
(二) モラトリアム実施後ノ預貯金ノ支払ハ左ノ場合ヲ除クノ外原則トシテ個人ハ一人当リ一ヶ月〇円以内、企業ハ俸給給与支払所要額ニ限ルモノトス  
(三) 肉體上勤勞シ得ザル者ノミニ家庭ニ付テハ一人当リ一ヶ月〇円  
(四) 租税公課ノ支払資金(但シ成ルベク振替ニ依ラシム)  
(五) 疾病治療費  
(六) 戦災者又ハ引揚民ノ一定金額ノ住宅建設又ハ衣類日用品調達資金

(5) 法定選挙費用

(a) モラトリアムノ期間ハ差当り昭和二十二年三月末迄トスルモ財産税ノ徴収等ニ依リ早急ニ浮動購買力ヲ吸収シ成ルベク早期ニ之ヲ解除スルコトニ努ムルモノトス  
(b) モラトリアム実施後ノ預金ノ引出ハ個人ハ配給通帳ニ依リ、法人ハ其ノ選定スル一銀行ニ限り取扱フモノトス  
(c) 会社其ノ他ノ企業ノ俸給給与以外ノ支払ハ総テ其ノ支払ノ内容ヲ付記シタル小切手ニ依ラシム  
(d) モラトリアムノ実施ト同時ニ現行通貨ノ引換ヲ行フモノトシ新通貨ノ準備出来ザル間ハ取敢ヘズモラトリアム実施ト同時ニ百円及千円券ヲ回収預金化シ、新通貨ノ準備出来次第他ノ通貨ヲモ回収引換フルモノトス  
(e) 右ノ際一人当〇円以上(右鑑別ハ配給通帳ニ依ル)ハ之ヲ総テ預金化スルモノトス  
(f) 引換期間經過後ノ旧通貨ハ総テ無価値トス  
(g) 個人ノ浮動購買力及会社其ノ他ノ企業ノ投機居喰資金ノ吸収  
(h) 可及的速カニ封鎖シタル預金ニ付財産税ヲ賦課シ通貨量ヲ極力急速ニ縮少ス  
(i) 右ノ外、個人ニ財産増加税及預金ニ関スル財産税ヨリ税率高キ動産不動産ニ対スル財産税並ニ法人ニ戦時利得税及財産税ヲ課ス  
(j) 総テノ補償金、補助金及命令融資ハ之ヲ全廃シ、若シ

斯カル措置ヲ要スルモノアルトキハ寧ロ之ヲ当分ノ内直接国營ス

(三) 物価及貨銀統制ノ原則的撤廃

(1) 米価ハ其ノ生産費及供出促進ヲ主眼点トシテ一石〇円ニ引上ゲ、麦、石炭、肥料及運賃ニ付テモ之ニ準ズル措置ヲ講シ出来得レバ物価体系ヲ整備シツツ之ヲ自由価格トシ其ノ他ノ物品ニ付テハ價格ノ統制ハ之ヲ撤廃ス  
(2) 官吏ノ其ノ生活ノ保障ヲ主眼点トシテ給与ハ現行ノ〇倍ニ引上ゲ国家ノ就業対策ニ依ル労働ハ一日一人〇円トシ、一般ノ給与賃銀ニ付テハ統制ヲ撤廃シ右ニ準拠セシムルト共ニ之ニ依リ勤勞ニ依ル新ナル購買力ノ造出ヲ奨励ス

(四) 企業ニ対スル補償及補助ノ全廃

企業ニ対スル補償金、補助金及命令融資ハ之ヲ全廃シ以テ自主的經濟活動ノ開始ノ促進、物価秩序攪乱ノ排除等ヲ行フモノトシ、若シ斯カル措置ヲ要スルモノアルトキハ寧ロ之ヲ当分ノ内直接国營トス

(五) 財政均衡ノ恢復

右財産税ノ創設、補助金ノ整理ノ外増税、煙草ノ値上、行政整理等ニ依リ国家財政收支ノ均衡ヲ恢復スルト共ニ地方財政ニ付テモ同様均衡ヲ恢復セシム  
二、右通貨及物価面等ニ於ケル措置ニ先行又ハ併行実施スベキ施策

(一) 国民生活特ニ食ノ安定

(1) 端境期等当面临緊急対策

- (イ) 国民最低栄養ヲ確保スルニ足ル主食ノ配給ヲ断行スルト共ニ配給ノ適正ヲ期ス
- (ロ) 農家ノ飽食ヲ排シテ自家保有米ヲ切詰メ農家ヨリノ小麦ノ供出ヲ強行ス
- (ハ) 公益市場及消費組合ノ育成ニ依リ公正ナル配給機構ノ整理ヲ図ル
- (ニ) トラック、小運送等輸送機関及施設ヲ整備ス
- (ホ) 大学及専門学校ノ農村ノ移転ニ依ル都市食糧難ヲ緩和シ併セテ住宅難ノ緩和及農工学一如ノ教育制度ノ実施ヲ期ス

(ク) 米麦及燃料ノ輸入ヲ極力確保ス

右ノ為輸入見返物資ヲ準備スルモノトシ要スレバ骨董貴金属等ヲ回収ス

(2) 恒久的対策

- (イ) 石炭、肥料ノ増産ニ全力ヲ集中シ又荒田、新田ノ開墾、機械農法活用、裏作ノ励行、新開田畑ノ優遇、品種ノ改良、麦、甘藷、馬鈴薯ヘ転更重視等ニ依リ米麦甘藷馬鈴薯ノ増産ヲ確保ス
- (ロ) 戦災地畑化、未利用資源ノ動員、水産物ノ増漁、養鶏養豚等家畜ノ奨励等ニ依リ補食物及副食物ヲ増産ス

(二) 就業対策ノ実施

一、モラトリアム及新通貨引換ハ第八十九議會解散後緊急勅令ヲ以テ実施ス

二、右モラトリアム実施後適當ナル時ニ物価及賃銀ノ統制撤廃ノ措置ヲ講ス

三、財産税、財産増加税其ノ他ノ増税案等ハ第九十議會ニ之ヲ提案実施ス

四、食ノ安定及就業対策費ハ第八十九議會ニ提出ス但シ間ニ合ハザレバ一時金融的措置ヲ以テ代替ス

五、食ノ安定及就業対策ニ伴フ法律的措置ハ右予算ト共ニ第八十九議會ニ提出ス但シ間ニ合ハザレバ緊急勅令又ハ勅令第五百四十二号ニ依ル

六、米麦輸入見返物資トシテノ貴金属及骨董ノ集中ハ差当リ国民運動トシテ之ヲ行ヒ、要スレバ之ニ関スル法律ヲ第九十議會ニ提案ス

(備考)

(一) 本モラトリアム実施後更ニ通貨ノ膨脹ヲ見ルニ至ルトキハ改メテ新通貨トノ引換及賠償税(?)ノ賦課ヲ考慮ス

(二) 本件実施ニ関シテハ要スレバ中央地方ヲ通ズル行政機構ノ強化及編成替、地方自治体ノ自主自律並ニ農業会等ノ強化改組ヲ考慮ス

書込 \*1 新様式ノ日本銀行券 \*2 健全ナル左翼ト健全ナル右翼 \*3 社会経済ノ破壊 \*4 人口配置、農村ノ収容可能人員等ノ科学的根拠

(イ) 一面国民皆働、能率増進運動ヲ全面的ニ展開シ、他面失業者ノ登録ヲ急速ニ行フト共ニ国家ニ於テ失業対策トシテ左ノ事業ヲ起ス

(1) 応急処理

- (a) 戦災地、戦災建物清掃
- (b) 浸水田畑ノ修復
- (c) 空ビルノアパート化並ニアパート及小住宅ノ建設

(2) 恒久的処理

- (a) 農場、塩田、肥料工場、農機具工場其ノ他生必物資工場ノ国営
- (b) 山林原野ノ機械力ニ依ル開墾ト併行スル牧畜業ノ国営
- (c) 河川道路ノ新設
- (d) 水力発電設備ノ建設

(ロ) 右ノ場合勤労者ノ待遇、勤務時間、勤務先、宿泊設備等ヲ具体的ニ指示広告スルモノトシ又国営上必要アルトキハ国家ニ於テ強制的ニ土地建物等ヲ収用シ代金ハ封鎖シ得ルモノトス

(三) 経済活動振興方策

右物価ノ安定、居喰資金ノ吸収ト共ニ本年内ニ操業セザル工場ノ資材設備等ヲ金融機関ノ債権ノ担保トシテ回収シ、他ノ活動企業ニ有効ニ分配ス

第三 措置

注 ガリ版刷。(備考)(イ)の「(一)」は原文のもの。  
出所 大蔵省資料Z五二六一三一。

II-3 社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルベキ点(昭和二〇年一月二三日)

昭二〇、一一、二二

社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルベキ点

一、物価水準特ニ米価ヲ何ウ定メルカ

(一) 供出意欲ノ増進ヨリスレバ一石五百円程度迄大幅ニ引上グベキカ、闇米価ハ片田倉アテ五百円、千円、三千円程度、都市近在アテ六、七千円ナリ

(二) 将来ハ率勢米価ノ思想ニ依リ米価ノミヲ定メ他ハ専売品ノ外放任スベキアラウ、為替価値トモ関連シ米価ノ外ニ金買上価格ガ物価水準ノ基本トシテ考ヘラレルデアアラウ。

二、給与及賃金ヲ何ウ定メルカ

給与及賃金ノ基準トナルノハ政府ノ官吏ノ給与及国家就業対策等ニ於ケル労賃デアアラウ。仮ニ米ヲ一石五百円トスレバ五人家族アテ年二千五百円、米代ガ一家ノ四分ノ一ヲ占メルモノトスレバ年一万円、即チ月給八百円程度ガ基準トナル、此ノ場合労賃モ一人一日十円程度ハ支払ハネバナナルマイ、地方ニ於ケル日傭賃ハ最近十円、十五円程度ニ低下シテ来テ居ル。尚財産税徴収後ノ国債額ヲ仮ニ千五百億円トシ、国民所得ト国債トノ割合ヲ平時ニ於ケル戦前我國ノ夫レノ平均デアアル五

○乃至一〇〇%程度ニ置クモノトスレバ右ノ場合ノ我國ノ國民所得ハ七百五十億円乃至千五百億円トナルカラ、一世帯当一人ガ働クモノトスレバ一人ノ平均年所得ハ五千円乃至一万円トナルベキデアリ、ソウスレバ俸給ハ月四百円乃至八百円程度トナルベキデアル。

三、新通貨ハ何ウ準備スルカ

(一) 新通貨ノ最モ簡單ナ準備方法ハ応急策トシテ次ノ如ク考ヘラレル

(イ) 今後印刷スル分ニ付テハイソキノ色ヲ変ヘル

(ロ) 既存ノモノニスタンプヲ押ス

(ハ) スタンプガ間ニ合ハナケレバ既存ノモノニ引換銀行ノ行印等ヲ押ス

(ニ) 新通貨トシテハ俸給賃銀ガ上ル以上相当百円千円モ準備ヲ要スルト考ヘナケレバナラナイ

(三) 何レニシテモ物価安定ヲ待ツテ正式ノ通貨ヲ準備セネバナルマイ

四、物価引上後ノ単位ヲ何ウスルカ

理論的ニハ物価引上後安定シタ場合各名目価値ヲ切下ゲル必要ハナイガ、感覺的ニハ之ガ問題トナル。

之ニ依ツテ最終的通貨ノ準備ノ仕方ガ異ナルベキデアル。

五、封鎖預金ノ払出容認額ハ幾何ニ定メラルカ  
右ハ米価ニ依ツテ定メテ行カネバナラヌコトニナル、若シ米価五百円トシ副食物共年千円程度ヲ要スルトスレバ一月百

円トナル。一家族月五百円デアルカラ之ダケ引出サレタノデハ直ぐ通貨量ガ元ノ如ク増加スルモノト考ヘザルヲ得マイ。然シ此ノ様ニナツテモ大口ノ購買力ガ押ヘラレルコトガ特点デアル。

六、封鎖ハ何時解除スベキカ

理論的ニハ物価ノ安定、食糧供給量ノ確保ヲ俟ツテ封鎖預金ノ解除ヲスベキデアルガ、然シ封鎖ノ情態ハ変態デアリシ、何処カニ無理ガ出ルカラ成ルベク早く解除スルコトガ望マシイ。ソレ故若シ封鎖預金ヲ解除スルコトニ依リ購買力ガ出ルコトガ恐レラレルナラバ成ルベク速カニ且高率ノ購買力吸収ヲ目的トスル預金ニ対スル財産税賦課ヲシナケレバナラナイ。

又解除シタ後通貨ガ膨張シ過ギレバ更ニ通貨封鎖ト引換措置ヲ行フコトガ考ヘラレル。

七、財産税ハ如何ニ課スベキカ

(一) 浮動購買力ヲ早期ニ吸収スル為ニハ預金ニ付之ノミヲ目的トシテ適當ナル率ニ依ル一律ノ財産税課税ヲ考フベキデアラウ。

此ノ場合預貯金ノ種類ニ依リ課稅率ヲ變ヘル方法ハ充分考ヘラレル所デアル。

(二) 物価ガ昂騰スルノデアルカラ動産トカ不動産ニ付テハ新物価ニ依リ課稅スルカ又其ノ稅率ヲ預金等ヨリ高クスルコトガ考ヘラレル、又此ノ場合ニハ資産ヲ綜合シテ累進率ヲ

課スルコトモ考ヘテ然ルベキデアリ課稅ニ付テハ極力公平適正ヲ期スベキモノデアルト思ハレル。

八、米ノ配給ハ何ウスルカ

浮動購買力回収後ノ闇ノ根元ハ米ニアル、又預金等ヲ封鎖スル以上生活シ得ル米乃至主食ノ配給、副食ノ配給ガナケレバ施政ニ対シ社会問題ヲ起ステアラウ、從ツテ米等ノ適正配給就業対策等ハ同時ニ実行セラレルコトガ必要トナル。

九、就業対策費ハ幾何トナルカ

(一) 仮ニ失業者ヲ八百万人トシ其中五百万人程度ヲ就勞セシムルモノトスレバ、一人一日十円、月二百五十円、年三千円ヲ要スルカラ、五百万人デハ年ニ勞賃ノミテ百五十億円ヲ必要トスル。之ニ物件費等ヲ入レレバ二百五十億円乃至三百億円ヲ必要トスルコトニナルノデハナカラウカ、茲ニ完全就業ノ困難ノ一端ガ現ハレルト思フ、尤モ農場、工場等ニ就勞セシムレバ右ノ半分位ハ回収シ得ルコトモ考慮ニ入レラレルコトデナカラウカ、之等ハ或ハ特別ノ會計ニ於テ整理スベキデアラウ。又初年ニ於テ多額ノ經費ヲ要スルノデアツテ二年三年ト経テバ漸減スルデアラウ。

(二) 引揚民、遺家族ニ付テハ田畑ヲ低廉ニ売却シテ自活セシメルコトガ考ヘラレル。又家内職モ大イニ作ラネバナラナイ。養老院ノ如キモノノ拡張モ必要デアラウ。

十、予算ハ何ウナルカ

(一) 物価ヲ相当大幅ニ引上ゲレバ酒、煙草、運賃等モ相当大

幅ニ引上ゲラレルデアラウ。物品税モ増加シ所得税モ増収トナル所デアル。

(二) 歳出面デハ官吏ノ給与ガ増加スルガ、補助金等ハ全面的ニ削減サレテ然ルベキデアラウ。

(三) 從ツテ之等ノ観点ヨリ骨組予算ハ再検討ヲ要スル。増稅ニ付テモ同様デアル。

十一、連合軍ノ協力ヲ得ラレルカ

アンラテハ支那ニ対スル食糧ノ供給ヲ決定シタ様デアアル。我國トシテハ第一ニ食糧ノ輸入ニ第二ニ進駐軍ノ軍費ノ支払及其ノ通貨ノ使用ニ付テ協力ヲ受ケネバナラナイ。特ニ差當ツテB式軍票ハ絶対ニ發行シナイ様ニシテ貰ハネバナラヌ。

十二、其ノ他ノ問題

(一) 經濟振興ノ為ニハ原材料ヲ輸入シ得ルコトガ根本デアリ、又支那等ニ於テモ相當購買力ガ起ラネバナラヌ、此ノ為ニハ連合軍ヨリクレディットノ設定ヲ受クルコトガ少クトモ輸入運轉資金トシテ必要トナツテクルデアラウ。又成ルベク早期ニ一応ノ為替相場ガ立テラレナケレバナラナイ。然シ為替相場ハ実勢ニ応ジテ最後ニ於テ變更サレテモ差支ヘナイモノデアラウ。尚相當量ノ船腹ト燃料ハ是非共確保シナケレバナラナイ。

(二) 資本ノ縮少ニ依ツテ産業ハ萎微セヌカト言フ問題ガアル。然シ企業ノ負債勘定ハ減ルノデアルカラ採算ハ樂ニナルモノト考ヘラレル。

(三) 軍人及引揚邦人 在外企業ニ対スル圧迫等ニ鑑ミテ就業  
対策ノ外勤労者ニ対シテハ厚生保險制度ヲ拡張シ一般ニ拡  
ゲルコトヲ考慮シナケレバナラナイト思ハレル。此ノ場合  
国民ヲシテ怠惰ニ陥ラシメナイヤウニスルコトが最も肝心  
デアラウ。

(四) 預金ノ封鎖ニ伴ツテ物々交換が激化シナイカト言フコト  
ガ考ヘラレル。

(五) 米麦ハ既ニ横流シシテ居ルモノガ相当多ク、之ヲ何ント  
カ捕捉スルコトガ望マシイ。其ノ方法トシテ過去ノ闇ハ之  
ヲ問ハナイコトニシテ全家庭全法人ヨリ其ノ保有米ヲ申告  
セシメル工夫ガナカウカト考ヘラレル。ソウシテ此ノ場  
合偽ノ申告ヲシタ者ニ対シテハ例ヘバ財産ヲ没収スルト言  
フ様ナドラステイツクナコトヲ考ヘテハ何ウカト思ハレル。  
事我ガ七千万国民ノ生命ニ関スルコトデアアル。之ニ依ツテ  
他面各人ガ喰ツテ行ケルタケノ米麦ノ配給ヲ確保シテヤル  
コトヲ行ヘバ相当ナ罰ヲ課シテモヨイデハナイカ。ソウ  
シテ一人当配給量ヨリ沢山持ツテ居ル家カラハ、来年十二  
月迄ノ分ノ存置ヲ認メテ他ハ国家ニ売ツテ貰ヒ、又ハ配給  
ヨリ控除スルコトスレバヨイデナイカト考ヘラレル。

(六) 米ノ輸入資金トシテ幾何要ルカ、本年度ノ米麦ハ  
米 四三百万石  
麦 二〇百万石  
計 六三百万石

乃至十二億坪即チ二十万町歩又ハ四十万町歩ヲ要スルコト  
ニナル。一人デ春迄ニ一反ヲ開墾スルモノトセバ少クトモ  
四百万人ヲ動員セネバナラナイ。  
尚東京ノ戦災跡地ハ大分前ニ一千万坪ト言ハレタ、之ヲ総  
テ南瓜畑ニシテ坪当一貫五百(大体坪当三貫ト言ハレル)  
トレルトスレバ千五百万貫ノ収穫デアアル。主食代用トシテ  
一人一日六百匁ヲ喰ベルトスレバ二千五百万人分アル、東  
京都三百五十万人ヲ一週間養フニ足ル。  
(七) 更ニ一人ニ合五勺ヲ配給スル場合ハ通帳ニ依リ二合五勺  
迄ハ配給ヲ受ケラレルト言フコトニスレバヨイ即チ必ズシ  
モ二合五勺ハ買ハナケレバナラナイト言フ制度ハ止メテヨ  
イノデアアラウト思ハレル。

注 ガリ版刷。「十二」冒頭ノ「アン」は国連救済復興機関(UNR  
RA)。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-4 社会経済秩序安定緊急対策ノ實際上ノ問題  
点(昭和二〇年二月二日)

昭和二〇、二一、二二

社会経済秩序安定緊急対策ノ實際上ノ問題点  
一、本対策ヲ実施シナケレバ何ウナルカ

我国ハ現在悪性インフレ激化ノ様相ヲ示シ居レリ、即チ多年  
ノ戦争、甚大ナル戦災、最近ニ於ケル各種天災、敗戦ニ因ル

デアアル。農家ノ人口ヲ三千万人トシ、一人一日平均三合五  
勺、年一石二斗五升トスレバ、農家消費米ハ三七百万石デ  
アル。故ニ一般家庭四千二百万人分トシテハ二六百万石ガ  
引当テラレルニ過ギナイ。所テ一般家庭ニ米麦二合ヲ配給  
スレバ月二百五十万石ヲ要シ二合五勺ヲ配給スレバ三百十  
五万石ヲ要スル。即チ右二六百万石ハ

(イ) 一日二合配給ノ場合 十ヶ月分即チ二ヶ月分五百萬石ガ  
不足スル

(ロ) 一日二合五勺配給ノ場合 八ヶ月分即チ四ヶ月分千二百  
五十萬石ガ不足スル  
飯ニ之ヲ十一月ヨリ計算スレバ一旦二合配給ノ場合ハ来年  
九、十月ガ米皆無トナリ又一日二合五勺配給ノ場合ハ来年  
七、八、九、十ノ四ヶ月ガ米皆無トナル。此ノ場合米ノ保  
有高申告ニ依リ飯三千万石(軍ノ過去ノ保有米ト各家庭ノ  
保有米テ)ノ米ガアレバ非常ニ助カル訳デアアル。此ノ不足  
量ヲ輸入スルトスレバ、輸入価格ヲ石百五十円トスレバ、  
五百万石即チ約八千万圓デ七億五千万円、千二百万石即チ  
約千二百万圓デ十八億円トナル、之ヲ金ノ価格ヲ一瓦二十  
円トスレバ十八億円デハ九十億ヲ要スルコトニナル。又若  
シ来年ノ馬鈴薯ヲ補ナフトスレバ、馬鈴薯八億貫又ハ十億  
貫、反当收穫量ヲ二百貫トスレバ四十万町歩又ハ九十六万  
町歩ヲ要スルコトニナル(今年ノ馬鈴薯産額ハ六億貫デア  
ル)、又之ヲ南瓜ニ換算スレバ坪当リ一貫五百トシテ六億坪

領土ノ半減並ニ資源地帯ノ喪失及原材料ノ輸入杜絶ニ依ツテ  
経済力ハ極度ニ疲弊シ、旧軍需産業従事員、復員軍人、引上  
邦人等失業者ガ莫大ナル数ニ上ルニ拘ラズ、退職金ト過去ノ  
蓄積ニ依リ未ダ無職遊民ノ形態ヲ持続シ、莫大ナル預金其ノ  
他ニ依リ各人ハ實際上ハ貧乏ナルニ拘ラズ金持ノ如キ感ヲ懷  
キ居リ、通貨ト物資トハ著シキ不均衡ヲ示シ、物価ハ急激ニ  
暴騰シ、生産ハ未ダ活動セザル儘ナルニ闇アローカーノミ増  
加シテ物ノ移転ノミ行ハレ、食糧ノ配給充分ナラザル為半日  
勤務半日買出ノ如キ形態ヲトル者多ク、益々非能率化シ、遂  
ニ積年ノ無理ニ依ツテ石炭モ極端ナル窮乏ヲ告ケルニ至リ、  
物、特ニ食糧ハ将来ノ欠乏ヲ見越シテ偏在シツツアリ、又財  
産税等ノ創設ノ発表ニ依リ換物及消費傾向ハ激化シ、生産モ  
財産税ノ具体化ヲ期待シテ見送り状況ノモノアリ、特ニ米等  
供出不振ノ地域モ出テ来リ、現状ノ儘放置センカ、急激ニ悪  
性インフレ傾向ハ激化シ、食糧ノ偏在ニ依リ配給難ニ依リ各  
人ハ買出ノミニ奔勞シ、為ニ経済活動ハ殆ンドオールストツ  
プシ、何時社会不安ヲ惹起スルヤ測ラレザルベシ。其ノ速度  
ハ社会秩序安定方策ヲ実施セザル場合ヨリモ甚ダシク早ク  
(例ヘバ現状ヨリスレバ二三月頃カ)其ノ場合ハ国家ノ再建  
ハ覚付カナクナルベシ、然モ、食、労、資金等ニ関スル安定  
方策ヲ実施セバ、食糧不足ノ時期ハ相当後期ニ属シ且其ノ間  
ニ食糧ノ輸入、食糧ノ増産、特ニ春作、夏作等ニモ期シ得ル  
ニ拘ラズ、右安定方策ヲ実施セザル場合ハ食糧輸入モ間ニ合

ハズ完全ナル連合軍ノ軍政下ニ入ルニ非ザレバ秩序ノ恢復ヲ期シ得ザルニ至ルベシ。又此ノ場合ニ於テハ金持、ブローカー、農民等ガ生キ残り、現在既ニ給与ノミニテハ主食及副食ノ購入ニスラ不足シ来レル俸給給与貨銀生活者等ノ中ニハ相当ニ餓死スルニ至ルベキ者多キ公算大ニシテ我國ノ為誠ニ悲シムベキナリ。即チ此ノ場合餓死スル者ハ農民以外ニ於テ、政府ノ存在ヲ信賴シ、自己防衛策ヲトラザリシ健全ナル國民ノミナルベシ。

二、就業対策ハ如何ニ実施スベキカ

- (イ) 就業対策ハ徒ニ慈善的ナルヲ排スベク社会的価値ノ増進ニ主眼點ヲ置キ又能率化ヲ図ルベキナリ
- (ロ) 即チ一面國民皆働、能率増進運動ヲ全面的ニ展開シ、他面失業者ノ登録ヲ急速ニ行フト共ニ國家ニ於テ失業対策トシテ左ノ事業ヲ起ス
  - (1) 応急処理(全計画ヲ摘ハナクテモ一部宛テモ又一地方乃至ハ一區カラテモ直チニ広告ヲ出シテ行フベキデアル一日早ケレバ一日生活ニ貢獻スル)
  - (a) 戦災地、戦災建物清掃
  - (b) 侵水田畑ノ修復
  - (c) 空ビルノアパート化並ニアパート及小住宅ノ建設、軍及軍需会社ノ倉庫、宿舍ノ移築
- (2) 恒久的処置(国土計画ハ早ク樹立セネバナラヌ)
- (a) 農場、塩田、肥料工場農機具工場其ノ他生必物資工場

ルカラ、五百万人デハ年ニ勞賃ノミテ百五十億圓ヲ必要トスル。之ニ物件費等ヲ入レレバ二百五十億乃至三百億圓ヲ必要トスルコトニナルノデハナカロウカ、茲ニ完全就業ノ困難ノ一端ガアルト思フ、尤モ農場、工場等ニ就勞セシムレバ右ノ半分位ハ回收シ得ルコトモ考慮ニ入レラレルノデハナカラウカ。之等ハ或ハ特別事業會計ニ於テ整理スベキデアラウ。又初年ニ於テ多額ノ經費ヲ要スルノデアツテ二年三年ト経テハ漸減スルデアラウ。

四、引揚邦人遺家族ハ何ウ扱フベキカ

引揚民ニ付テハ差当リ軍又ハ軍需工場宿舍ヲ收容所ニ當テテ收容シ然ル後生業ニ就ケ斡旋スベキデアラウ。又遺家族等ニシテ肉體労働ノ困難ナルモノニ付テハ家内職モ大イニ作ラネバナルマイカ同時ニ養老院ノ如キモノノ拡張モ必要デアラウ。

五、食ノ安定ニ付テハ如何ニスベキカ

浮動購買力回收後ノ間ノ根元ハ米ニ在ル。又預金等ヲ封鎖スル以上四、五日ハ兎モ角トシテ成ルベク速カニ生活シ得ル主食及副食ガ簡單ニ入手出来ル様ニセネバナラナイ、然ラザレバ社会問題ヲ起ステアラウ。從ツテ米等ノ適正配給ノ機構ハ就業対策ト共ニ事前ニ準備シ実行セラレルコトガ必要デアル。(之ノ意味ヲ封鎖実行ノ時期ガ最モ注意ヲ要スル。又預金封鎖ヲ漸次強クスルコト、即チ一月ニ実施スルトセバ、三月迄ハ或程度大マカナ預金ノ引出ヲ認メ四月以降ハ就業ヲ必至ナラシメル方法ヲトルノガ適當デアラウ)

場(家内工業ヲ含ム)ノ国営

- (b) 山林原野ノ機械力ニ依リ開墾ト併行スル牧畜業ノ国営(国有林ヲ伐採シテ東京等ニ積上ゲ釘ト共ニ低廉ニ売却スレバ建築費ハ安クナラナイデアラウカ)
- (c) 河川道路ノ新設

水力発電設備ノ建設

右ノ場合勤勞者ノ待遇、勤勞時間、勤務先、宿泊設備等ヲ具体的ニ指示広告スルモノトシ又國營上必要アルトキハ國家ニ於テ強制的ニ土地建物等ヲ取用シ代金ハ封鎖シ得ルモノトス

註 最近ノ經濟界ノ情勢ニ顧ルニ例ヘバ復員軍人等ハ一家族ニテ一反歩宛ヲ耕シテ居ルモノアリ又働キ手ヲ失ヒタル戦災者アリ、何ウシテモ此ノ際國營農場ヲ置キ、又家内工業ヲ國營シ遺家族ニモ仕事ヲ与ヘ得ル様ニナスコト肝心ナリ又此等ノ人々ハ現在食糧買出ノ為仕事モ為シ得ザル狀況ナリ誠ニ將來ヲ案シテララル。尚田舎ニ之等ノ人々ヲ転住セシムル為ニハ又全國田園工業都市化ヲ考ヘル場合ハ各農村ニトラクター一台、動力鋸一ツ位ハ差當リ振向ケ漸次工業化ヲ為スベキナリ。

三、就業対策費ハ幾何トナルカ

飯ニ失業者ヲ八百万人トシ其ノ中五百万人程度ヲ就勞セシムルモノトスレバ、後書ノ如ク一家ノ食費ヲ賄フニ足ルモノヲ給スルトシテ一人一日十円、月二百五十円、年三千円ヲ要ス

次ニ此ノ食安定方策トシテ左ノコトガ考ヘララルデアラウ。

(一) 端境期等當面緊急対策

- (イ) 國民最低栄養ヲ確保スルニ足ル主食ノ配給ヲ断行スルト共ニ配給ノ適正ヲ期シ又極力副食物ノ配給増量ヲ図ル(昭和十一年頃ノ官公吏、銀行会社員、教員、工場及交通労働者ノ)米消費量ハ後表ノ如ク一人平均三五〇瓦(外米トシテ二合四勺五、内地米トシテ二合一勺)デアツテ、最低二九〇瓦(二合)、最高四〇七瓦(二合八勺五)ナリ

(二) 農家ノ飽食ヲ排シテ自家保有米ヲ切詰メ、農家ヨリノ米表ノ供出ヲ強行ス(強制スルコト肝要ナリ)

- (イ) 公益市場及消費組合ノ育成並ニ百貨店ノ活用ニ依リ公正ナル配給機構ノ整備ヲ図ル
- (ロ) トラック、小運送等輸送機関及施設ヲ整備シ又石炭ノ増産ヲ図ルコト最モ肝要トス

- (ハ) 大学及専門学校ノ農村(飛行場、兵舎、士官学校、兵学校、休止軍需工場)ヘノ移転ニ依リ都市食糧難ヲ緩和シ併セテ住宅難ノ緩和及農工學一如ノ教育制度ノ実施ヲ期ス

- (ニ) 米表及燃料ノ輸入ヲ極力確保ス
- 右ノ為輸入見返物資ヲ準備スルモノトシ要スレバ骨董貴金屬等ヲ回收ス

(二) 恒久的対策



(イ) 石炭、肥料ノ増産ニ全力ヲ集中シ(石炭月百五十万噸ヲ確保スルモノトセバ坑夫十五万人ヲ要ス、之ニ対シ坑夫五合、家族三合ノ米ヲ配給スルモノトセバ月三万一千五百石十ヶ月ヲ約三十二万石ヲ余分ニ要スルノミナリ)、又荒田、新田ノ開墾、機械農法ノ活用、裏作ノ励行、新開田畑、塩田ノ優遇(例へバ供出義務ノ免除、煙草ノ栽培又ハ自家醸造ノ許可)、品種ノ改良、米ヨリ麦、甘藷又ハ馬鈴薯へノ転更(特ニ新開地ニ付キ)等ニ依リ米麦甘藷馬鈴薯及塩ノ増産ヲ確保ス

(ロ) 戦災地畑化、未利用資源ノ動員、水産物ノ増漁、養鶏、養豚等家畜ノ奨励等ニ依リ補食物及副食物ヲ増産ス

(ハ) 右田畑ノ開墾ニ際シテハ旧小作地以外ハ農法ノ能率化ノ為國營ニ依リ機械農法ヲ実施ス

(ニ) 田畑ノ新開ヲ奨励促進スル為米麦甘藷等ノ買上価格保証方途ヲ講ス

(三) 更ニ一人二合五勺ヲ配給スル場合ハ通帳ニ依リ二合五勺迄ハ配給ヲ受ケラレルト言フコトニスレバヨイ即チ必ズシモ二合五勺ハ買ハナケレバナラナイト言フ制度ハ止メテヨイノデアアラウト思ハレル

(四) 尚農家ニ対スル食糧増産方策トシテハ本年度カラ来年度以降毎年ノ供出量ヲ定メテ置クコト並ニ若シ夫レダケ供出出来ナケレバ場合ニ依リ耕作者ヲ他ノ者ニ換へ得ルコトトスル方法モ考ヘラレル

六、米麦保有高調査ハ出来ヌカ

米麦ハ既ニ横流シテ居ルモノガ相当多イ。今後益々横流スルデアラウ。斯クテハ適正ナ配給モ出来ズ又食糧不足ノ時期ハ適正配給ガ行ハレル場合ヨリモ早期ニ来ラデアラウ。夫レ故斯カル保有米ヲ何ントカ捕捉スルコトガ望マシイ。其ノ方法トシテ過去ノ間ハ之ヲ間ハナイコトニシテ全家庭全法人ヨリ其ノ保有米ヲ申告セシメル工夫ガナカラウカト考ヘラレル。ソウシテ此ノ場合偽ノ申告ヲシタ者ニ対シテハ例へバ財産ヲ没収スルト言フ様ナドラステイツクナコトヲ考ヘテハ何ウカト思ハレル。事我ガ七千万国民ノ生命ニ関スルコトデア。之ニ依ツテ他面各人ガ喰ツテ行ケルダケノ米麦ノ配給ヲ確保シテヤルコトヲ行ヘバ相当ナ罰ヲ課シテモヨイノデアハナイカ。ソウシテ一人当配給量ヨリ沢山持つテ居ル家カラハ例へバ来年十二月迄ノ分ノ存置ヲ認メテ他ハ國家ニ売ラセ、又ハ配給ヨリ控除スルコトニスレバヨイノデアナイカト考ヘラレル。

尚申告米調査ニ付テハ当該町村ヲ調査委員ヲ選出スルコトモ一方法デアラウ。保有米ヲ調査スルト言フ呼声ア完全ニ地下ニ隠レル米モアラウガ、之ニ依リ供出ガ増加スルコトモ事莫デアラウ。

七、米ノ輸入資金トシテ幾何要ルカ

本年度ノ米麦ハ  
米 四三百万石

麦 二〇百万石  
計 六三百万石

デア。農家ノ人口ヲ三千万人トシ、一人一日平均三合五勺年一石二斗五升トスレバ、農家消費米ハ三七百万石デア。故ニ一般家庭四千二百万人分トシテハ二六百万石ガ引当テラレルニ過ギナイ。所テ一般家庭ニ米麦二合ヲ配給スレバ月二百五十万石ヲ要シ二合五勺ヲ配給スレバ三百十五万石ヲ要スル。即チ右二六百万石ハ

(イ) 一日二合配給ノ場合ハ八ヶ月分ニ相当スルカラ、二ヶ月分五百万石ガ不足スル

(ロ) 一日二合五勺配給ノ場合ハ八ヶ月分ニ相当スルカラ四ヶ月分千二百五十万石ガ不足スル

飯ニ之ヲ十一月ヨリ計算スレバ一日二合配給ノ場合ハ来年九月十月ガ皆無トナリ又一日二合五勺配給ノ場合ハ来年七月、八月、十月ノ四ヶ月ガ皆無トナル。此ノ場合米ノ保有高申告ニ依リ飯二千万石(軍ノ過去ノ保有米ト各家庭ノ保有米テ)ノ米ガアレバ非常ニ助カル訳デア。此ノ不足量ヲ輸入スルトスレバ、輸入価格ヲ右百五十円トスレバ、五百万石即チ約八十萬噸テ七億五千万円、千二百萬石即チ約二百萬噸テ十八億円トナル。之ヲ金ノ価格ヲ一瓦二十円トスレバ十八億円テハ九十噸ヲ要スルコトニナル。

八、米麦不足ヲ馬鈴薯又ハ南瓜ヲ補ヘバ何ウナルカ

若シ来年ノ馬鈴薯ヲ補フトスレバ、米一石百六十貫換算テ馬

鈴薯八億貫又八十億貫、反当收穫量ヲ二百貫トスレバ四十萬町歩又ハ百万町歩ヲ要スルコトニナル(今年ノ馬鈴薯産額ハ六億貫デア)。又之ヲ南瓜ニ換算スレバ米一石二百貫トシテ南瓜十億貫又ハ二十五億貫ヲ要スル。南瓜ノ收穫量ヲ反当四百五十貫トシテ二十二萬町歩又ハ五十五萬町歩ヲ要スルコトニナル。一人テ春迄ニ一反ヲ開墾スルモノトセバ少クトモ二百万人又ハ五百五十万人ヲ動員セネバナラナイ。

尚東京ノ戦災跡地ハ大分以前二一千万坪アルト言ハレタ。之ヲ総テ南瓜畑ニシテ坪当一貫五百(普通ハ大体坪当三貫ト言ハレル)トレルトスレバ千五百万貫ノ收穫アル。主食代用トシテ一人一日六百匁ヲ喰べルトスレバ二千五百万人分アル。東京都三百五十万人ヲ一週間養フニ足ル。

九、モラトリアムハ単独ニテモ実施スベキカ

社会経済安定方策トシテノモラトリアムハ本来カンフル注射乃至ハ肺病ニ対スルカルシウム注射ノ様ナ作用ヲ有スルモノデア。食ノ安定、就業対策、財産税等ト綜合併行的ニ実施セラレベキモノデア。之ダケヲ単独ニ実施スベキデアハナイ。然シ現状ノ儘放置スレバ、インフレ激化ノ結果破局トナリ、結局モラトリアムヲ単独ニ実施シナケレバナラナイコトニナルコトモ考ヘラレル。此ノ場合ハ其ノ他ノ方策ガ其ノ後ニ実施セラレルコトトナラウ。

十、モラトリアムノ実施ニ依リ生産及配給ハ阻害サレヌカ

モラトリアムノ実施ニ依ツテ正道ナラザル生産及配給ハ停止

セラレカカラ其ノ意味ニ於テ生産ト配給ハ不円滑トナルガ、モラトリアムノ実施ニ依ツテ就業ガ半強制サレ又通貨価値ノ安定ヲ見レバ真ノ意味ノ生産ト配給ガ恢復スルコトニナラウ。

理論的ニハ物価引上後価値ガ安定シタ場合名目価値ヲ切下ゲル必要ハナイガ感覺的ニハ之ガ(この行以下欠落)編者)モラトリアム実施後物物交換ハ激化セヌカ

十三、モラトリアム実施後物物交換ガ激化スルコトハ想像サレル所デアアル。然シ之ニハ限度ガアラウト思ハレルカラ大勢ニ影響スルコトハナイノデハナカラウカ。

十一、通貨ノ引換ハ何ノ様ニ行フカ  
(一) 百円券以上ヲ引取スレバ日銀券ノ流通高ハ一応百五十億円位トナルモノト思ハレルガ、俸給給与ノ支払等ニ依リ十円券ガ増発サレルコトナラウ、從ツテ引換用十円券トシテハ三百億円位ハ準備シナケレバナルマイ。差当リ現在ノ平版刷十円券ヲ色ヲ換ヘテ印刷スルコトニスレバ、変更決定後二、三日ヨリ新券ヲ毎日五億円、若シ引取ガ甘ク行ケバ一日十億円ヲ印刷出来ル。從ツテ一ヶ月準備期間ガアレバヨイコトニナル。又五円券、一円券及五十銭紙幣ハ一円券ニ引換ヘレバヨイ、之等ノ流通高ハ二十億円位デアアルカラ四十億円ノ一円券ヲ準備スレバヨイデアアラウ。

十四、物価水準特ニ米価ヲ何ウ定メルカ  
(一) 供出意欲ノ増進ヨリスレバ一石三百円(昭和十一年當時ノ十倍)又ハ五百円(昭和十一年當時ノ十七倍)程度迄大幅ニ引上グベキカ、闇米価ハ片田舎ア五百円、千円、三千円程度、都市近在ア六、七千円デアアル。

(二) 尚新通貨トシテハ物価、俸給、賃銀ガ上ル以上相当百円千円券モ準備ヲ要スルト考ヘバナルマイ  
(三) 現在ノ通貨増発ノ状況カラ見レバ何レニシテモ(例ヘバ通貨千億トデモナレバ)モラトリアムハ必至ト考ヘナケレバナルマイカラ、今直チニ簡易ナ新紙幣ヲ準備シ始メテモヨイノデハナカラウカ。

(二) 将来ハ率勢米価ノ思想ニ依リ米価ノミヲ定メ他ハ専売品ノ外放任スベキデアアラウ、為替価値トモ関連シ米価ノ外ニ金買上価格ガ物価水準基本トシテ考ヘラレルデアアラウ。左表モ何ンラカノ参考トナルモノト思ハレル。

(四) 尚何レニシテモ更ニ物価安定ヲ待ツテ正式ノ準備ヲセネバナルマイ。  
十二、物価引上後ノ単位ヲ何ウスルカ

十五、給与及賃金ヲ何ウ定メルカ  
給与及賃金ノ基準トナルノハ政府ノ官吏ノ給与及国家ノ就業対策等ニ於ケル労賃デアアラウ。  
飯ニ米ヲ一石三百円トスレバ五人家族ア年千五百円、一石五百円トスレバ五人家族ア年二千五百円、戦敗ニ依リ生活水準低下ノ結果米代ガ一家ノ四分一(本案ハ左表ニノ如ク下級生活者ア五分ノ一デアアル)ヲ占メルモノトスレバ一石三百円ノ場合ハ年六千円、即チ月給五百円、一石五百円ノ場合ハ

年一万円、即チ月給八百円程度ガ基準トナル、此ノ場合勞賃モ一人一日十円程度(年三千円)デアアルカラ概ネ食費ノミトナルハ支払ハネバナルマイ地方ニ於ケル日傭賃ハ最近十五円程度ニ低下シテ来テ居ル。  
尚財産稅徵收後ノ国債額ヲ仮ニ千五百億円トシ、国民所得ト国債トノ割合ヲ平時ニ於ケル戦前我國ノ夫レノ平均デアアル五

○乃至一〇〇〇程度ニ置クモノトスレバ右ノ場合ノ我國ノ国民所得ハ七百五十億円トナルカラ、一世帯當一人ガ働クモノトスレバ一人ノ平均年所得ハ五千円乃至二万円トナルベキデアアリ、ソウスレバ俸給ハ月四百円乃至八百円程度トナルベキ計算トナル。

種類	単位	昭和七年	昭和十一年	十一年ノ五倍	十一年ノ十倍	十一年ノ十七倍
米(玄米)	一石	二二、二二	三〇、六九	一五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇
馬鈴薯	一貫	一五	三七	一、八五	三、七〇	六、二九
鶏卵	一貫	一、五三	二、二五	一、二五	二、二五	三、八、二五
銑鉄	一吨	三五、七九	五五、八二	二七九、一〇	五五八、二〇	九五八、九四
電気鋼	一吨	六四九、〇〇	八九三、〇〇	四、四六五、〇〇	八、九三〇、〇〇	一五、一八一、〇〇
石炭	一吨	一三、七〇	一八、一四	九〇、七〇	一八一、四〇	三〇八、一八
木炭	一貫	一、八〇	二、四一	一二、〇五	二四、一〇	四〇、九七
清酒	一升	一、〇五	一、一七	五、八五	一一、七〇	一九、八九
日傭人夫	一日	一	一、三三	六、六五	一三、三〇	二二、六一
大傭人夫	一日	一	一、九九	九、九五	一九、九〇	三三、八三
旋盤工	一日	一	二、五二	一二、六〇	二五、二〇	四二、八四
日銀券	年末	一、〇〇	一、〇〇	九、三三五	一八、六五〇	二二七、〇五
銀行預金	年末	一一、八四一	一五、〇七六	七五、三八〇	一五〇、七六〇	二五六、二九二
金	一瓦	三、二〇	三、八五	一九、二五	三八、五〇	六五、四五

一世帯一ヶ月平均支出納(昭一〇、九一昭和一一、八)

官公吏	銀行会社員	教職員	工場労働者	交通労働者	官公吏
六〇円未満	六〇円未満	七〇円未満	五〇円未満	五〇円未満	一〇〇円以上
総支出	五二、七〇	五五、七〇	四〇、一九	五七、九七	一〇一、九六
飲食物総費	二四、〇七	二二、九四	二二、四一	二二、二〇	三三、九三
米麦費	一一、八〇	八、八八	一〇、三四	七、五五	一〇、一六
副食物費	七、一九	七、九四	八、一九	八、八九	一一、七三
外出先食費	〇、三一	一、九六	〇、九一	二、四八	三、六一
嗜好品費	四、七七	四、一六	二、九七	三、二八	七、四三
住居費	九、五五	八、二八	六、九三	二、二四	一六、一一
光熱費	四、五六	三、一六	三、二九	三、一四	四、七〇
被服費	二、二六	四、四五	二、五三	四、四一	一三、一三
保健衛生費	一、四六	二、六三	一、〇六	四、三六	六、六〇
交際費	四、九七	四、四二	一、六五	三、二一	一〇、九一
娯楽費	二、一一	一、三〇	〇、七〇	一、四四	五、七〇
一世帯平均	三、九八	四、〇七	三、三八	二、七六	四、〇七
人	人	人	人	人	人
米麦費米換算量(冠二五錢)	四七、二〇	三五、五二	三七、九六	四一、三四	三〇、二〇
一人一日当	三九五	一九〇	三三九	四〇七	三三〇
註	右平均一人当二月一〇冠五五	一月三五〇瓦ナリ。			

内閣統計局

十六、封鎖預金ノ勤勞不可能者ニ対スル払出容認額ハ幾何ニ定メルカ

右ハ米価ニ依ツテ定メテ行カネバナラヌコトニナル、若シ米価三百円トシ副食物共年六百円程度ヲ要スルトスレバ一人月五十円トナル。又米価五百円ノ場合ハ月八十円程度トナル。ソウスレバ一家族月二百十円又ハ四百円デアルカラ之ダケ引出サレタノデハ通貨量ガ相当増加スルモノト考ヘザルヲ得マ

イ。然シ此ノ様ニナツテモ大口ノ購買力ガ押ヘラレルコトガ特点ナル。

十七、封鎖ハ何時解除スベキカ  
理論的ニハ物価ノ安定、食糧供給量ノ確保ヲ俟ツテ封鎖預金ノ解除ラスベキデアルガ、然シ封鎖ノ情態ハ変態デアリシ、何処カニ無理ガ出ルカラ成ルベク早く解除スルコトヲ希望シ、ソレ故若シ封鎖預金ヲ解除スルコトニ依リ購買力ガ出ルコトガ恐レラレルナラバ成ルベク速カニ且高率ノ購買力吸収ヲ目的トスル預金ニ対スル財産税賦課ヲシナケレバナラナイ。ソウシテ米ノ供出ノ概テ完了ヲ待ツテ解除スベキデアラウ。又解除シテ後通貨ガ例ヘバ賠償問題等テ膨張シ過ギレバ更ニ通貨鎖鎖ト引換措置ヲ行フコトガ考ヘラレル。

十八、財産税等ノ創設ニ依ツテ生産ハ阻害サレヌカ

(一) 今生産ヲ起シテモ財産税トカ財産増加税ヲ得得ヲ%程  
度迄徴サレルカラツマラナイト言フ意味ニ於テハ財産税等ハ確カニ生産ヲ阻害スル。又、何ウセ七財産税アトラレルカ

ラト消費否浪費ガ増大シ、其ノ間働カナイトスレバ生産モ上ラズ逆ニ物価ガ急ニ上ルコトトナラウ。從ツテ之ニ対シテハ今トナツテハ財産税ヲ早く課スル、少クモ財産評価ノ時期ヲ成ルベク早期ニ定ムベキデアル。此ノ為ニハモラトリアマヲ実行シ、新通貨ト引換ヲ完了スル時期ヲ例ヘバ来年一月末ヲ財産評価ノ時期トスルコトガ考ヘラレルデアラウ。

(二) 今生産ガ促進サレヌ原因ハ主ニ

- (イ) 採算ノ目安ガ立たナイ、即チ通貨価値ガ安定セヌコト
- (ロ) 原材料ノ入手ノ見込ガ立たナイコト(特ニ大企業ニ於テ)
- (ハ) 一般ニ就勞意欲ガナイ、特ニ食糧ニ迫ハレテ勤勞狀況悪ク又能率ガ上ラヌコト
- (ニ) 在ルモノト考ヘラレルガ此ノ外
- (イ) 企業ニハ居喰資金ガアルカラ差当リ算盤ノミヲ考ヘテ居喰ラシテ居ルコト
- (ロ) 設備ガアルニ働カヌ為比較的ニ高クツクカラ、生産ヲ手控ヘテ居ルコト
- (ハ) 何時賠償ノ対価トシテ取ラレルカ解ラヌカラ転換モ差控ヘテ居タコト
- (ニ) 損失補償問題其ノ他ヲ經理ガ安定シナカツタコト
- (イ) 果シテ購買シテ具レルカ見込ガ立たヌコト
- (ロ) 何時海外ヨリ格安品ガダンピングサレルカ不安ガアル

コト

ニアルモノト考ヘラレル。  
 右ノ中(イ)、(ロ)及(ハ)ノ点ハ安定方策ニ依ツテ相当解決サレル。又軍需企業ノ補償ノ実行ヲ早クスレバ一応経理ノ安定感ヲ得ルデアラウ。然シ最モ経理ニ付テ今不安ヲ感シテ居ルノハ財産税及競争利得税ノ様ナアル。此ノ意味デモ之ヲ早く定メルコトガ望シイ。現材料ノ不足ハ経済振興上ノ根本問題アリ、根本的ニハ輸入ガ許サレナケレバ解決シナイデアラウガ、一応ハ一種ノ企業整備ヲ断行シ原材料ヲ特定業種ノ特定工場ニ集中活用スルコトニヨリ当座ハシノゲルデアラウ。其ノ中ニハ世界ノ過剰生産情勢カラ見テ材料問題ハ当初ノ輸入資金サヘアレバ相当短期ニ解決サレ得ルモノト見越シテ差支ヘナイノデハナカラウカ。又賠償問題モ来年四、五月頃迄ニハ大体ノ目鼻ガ着イテシマウノデハナカラウカト想像サレレル。問題ハ果シテ購買力ガアルカト言フコトデアアル。特ニ財産税等ニ依ツテ相当個人及企業ノ資力ハ吸収サレルノデアアルカラ、此ノ懸念ヲ懐クノモ無理ハナイカト思ハレル。然シ物価ト食糧ガ安定スレバ国民ノ資力ハ食糧ノミニ行カズ、其ノ他ノ必需品等ニモ相当向フデアラウカラ、売却ニ付テハ特ニ心配ハナイト思ハレル。然シ特ニ新規ノモノデ、日本文化ノ向上ノ上ニ於テ必要ト思ハレルモノニ付テハ之ヲ国家ガ発注スル等ノコトガ必要デアアル場合モアラウ。又一般的ニ相当呼水ノニ当初国家テ

- (一) 物価ガ昂騰スルノデアアルカラ動産トカ不動産ニ付テハ新物価ニ依リ課税スルコト、又少クトモ其ノ税率ヲ預金等ヨリ高クスルコトガ考ヘラレル。
- (二) 財産税ヲ免レル為ニ財産ヲ分離シタリ、五十銭紙幣ヲ溜メ込シタリ、寶石ヲ買ツタリスル者ガアルカラ課税ニ付テハ極力公平適正ヲ期スベキモノデアアルト思ハレル。
- (三) 尚財産税ヲ課スル以上之ニ依リ浮動購買力ヲ吸収シ得ル程度ノ金額ノモノヲ課シ得ナケレバ意味ガナイ。
- 二十、 予算ハ何ウナルカ
  - (一) 物価ヲ相当大幅ニ引上ケレバ酒、煙草、運賃等モ相当大幅ニ引上ケラレルデアラウ。物品税モ増加シ所得税モ増収トナル訳デアアル
  - (二) 歳出面デハ官吏ノ給与ガ増加スルガ、補助金等ハ全面的ニ削減サレテ然ルベキデアラウ。
  - (三) 従ツテ之等ノ観点ヨリ骨組予算ハ再検討ヲ要スル。増税ニ付テモ同様デアアル。
- 二十一、 連合軍ノ協力ヲ得ラレルカ
  - ア ンラテハ支那ニ対スル食糧ノ供給ヲ決定シタ様デアアル。我國トシテハ第一ニ食糧ノ輸入、第二ニ進駐軍ノ軍費ノ支払及其ノ通貨ノ使用ニ付テ協力ヲ受ケネバナラナイ。特ニ差當ツテB式軍票ハ絶対ニ発行シナイ様ニシテ貫ハネバナラヌ。尚右ノ綜合的ナル安定方策ヲ実行スルコトガ連合軍ヨリノ食糧

適當數量ノモノヲ発注スルコトヲ適當トスルモノガアラウト考ヘラレル。更ニ海外ヨリノダンピング問題ハ殊ニ米麦及塩ニ付テ懸念サレレル。此ノ点ニ付テハ是非トモ専賣買制又ハ國家ニ依ル買上ノ保証制ヲ必要トスルデアラウ。又斯カル種類ノ物及國民ノ日常生活上必要ナル最低所要量ニ付テハ國家ニ於テ直接生産シ標準価格ヲ以テ市場ニ売出スコトヲ考慮スベキデアラウ。特ニ我國ノ如ク一般ノニ資力ナク國民ニ國家的ナ指導力ナキ國ニ於テハ然リトスルモノト考ヘラレル。

- (三) 更ニ会社等資本ノ縮少ニ依ツテ産業ハ萎微セヌカト言フ問題ガアル。確カニ金錢ノ資力ハ小サクナリ、積立金モ減少スルガ、現状ノインフレ傾向ヲ放置シテ居レバ、物価ガ上ルカラ却ツテ各個人モ企業モ實質的ナ資力ガナクナル訳デアラウ。又企業トシテハ財産税ノ創設、物価ノ適當ナル点ニ於ケル安定ニ依ツテ負債勘定ハ減ルノデアアルカラ採算ハ樂ニナルモノト考ヘラレル。

十九、 財産税ハ如何ニ課スベキカ  
 (一) 浮動購買力ヲ早期ニ吸収スル為ニハ分類所得税ノ預金ニ付之ノミヲ目的トシテ適當ナル率ニ依ル一律ノ財産課税ヲ為シ、然ル後ニ全体ノ資産ヲ捕捉シテ適當ナル財産以上ノ者ニ綜合的ニ綜合財産税ヲ課スルコトヲ考フベキデアラウ。

此ノ場合預貯金ノ種類ニ依リ課税率ヲ變ヘル方法ハ充分考

ノ輸入ヲ可能且促進スルコトトモナラウ。本件実施ニ付テ充分連合軍ノ了解ト協力ヲ得ルコトハ最モ肝心デアアル。  
 注 タイプ打ち。毛筆で一部修正、但し注記は省略。  
 出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-5 通貨物価安定措置具体案(未定稿)(昭和二〇年二月四日)

通貨物価安定措置具体案(未定稿)(昭二〇、二二、四) 第一 大綱

- 一、 昭和二十年十二月又ハ一月ノ最適當ナル時期ヲ選ビ緊急勅令ヲ以テ預貯金ノ一時封鎖、貸出ノ制限並ニ通貨ノ引換ヲ行フ
- 二、 封鎖資金ニ付テハ企業ニ対シテハ一回限りノ運転資金、個人ニ対シテハ一個月又ハ二個月分ノ生活資金ノ引出ヲ認ム尚疾病療養費、特定納税資金其ノ他必要已ムヲ得ザル資金ノ引出ハ之ヲ認ム
- 三、 資金ノ封鎖及通貨ノ引換ト同時ニ新タナル水準及体系ノ資金及物価ヲ定メ之ニ依リ貨幣經濟ノ運行ヲ開始セシム
- 四、 昭和二十一年三月迄ニ戰時利得税及財産税ノ徴収ヲ了ス引續キ固有財産及官業ノ大規模私下ヲ行ヒ昭和二十三年三月迄ニ措置ヲ了ス
- 五、 昭和二十二年以降予算算ハ若干ノ統制インフレーションノ為ノ公債発行ヲ除キ原則トシテ収支均衡ヲ保持セシム

六、昭和二十三年三月ヲ期シ封鎖資金ヲ全面的ニ解除シ經濟ニ對スル直接的統制ハ原則トシテ之ヲ全廢シ新安定經濟ヲ確立ス但シ主要食糧及貿易ニ付テハ必要ナル直接的統制ヲ繼續ス

七、失業救済ノ為ノ事業ヲ資金封鎖直後ヨリ計画的ニ且強力ニ実施スルト共ニ社会保険ノ制度ヲ創設ス失業救済事業ハ消費財ノ生産ヲ優先シ生産財等ノ事業ヲ行フ之方為若クハ統制インフレーションハ之ヲ認ム

第二 資金ノ封鎖

一、昭和二十年十二月又ハ翌年一月ノ最適ナル時期ヲ選ビ緊急勅令ヲ以テ其ノ時現在ノ預貯金ニ付一般封鎖ヲ行フ尚爾後ノ新ナル預貯金ニ付テハ特別ノモノヲ除キ封鎖ヲ為サズ

二、封鎖スベキ預貯金ノ範圍ハ銀行預金(各種)、産業組合貯金、郵便貯金、金錢信託、会社ノ預り金等一切ノ預貯金トス

三、左ニ掲グル金額ニ付テハ封鎖資金ヲ解除ス

- (1) 個人ニ付テハ最初ノ生計資金トシテ世帯員一人當一〇〇円但シ二個月後ニ於テ尚仕事ナク失業登録ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ後失業期間中世帯員一人當一〇〇円
- (2) 企業ニ付テハ運轉資金トシテ經常的ニ必要ナル金額
- (3) 疾病治療費(医師等ノ証明書ニ依ル)
- (4) 相続税、賦課課税ニ依ル個人直接税(但シ制限ヲ設ク)

定子入スベキモノトス

(2) 子入期限ハ二週間程度トシ期限經過後引換ハザルトキハ之ヲ無効トス

三、百円未満五円以上ノ券ニ付テハ新紙幣発行準備ノ關係上左ニ依ル

- (1) 二十円、十円及五円券ハ差当り大額面券失効日現在額ヲ申告セシム
- (2) 右申告額ハ前記第二ノ三ノ(1)又ハ(2)ニ依ル解除限度額ヨリ之ヲ控除スルモノトシ申告額ガ解除限度額ヨリ大ナルトキハ之ヲ封鎖勘定ニ子入セシム
- (3) 二十円、十円、五円券ハ昭和二十一年六月一日ヨリ二週間以内ニ新券ト引換ヲ行ヒ期限後ハ之ヲ無効トス
- (4) 右ノ引換ノ限度ハ申告額ニ依ル

注 大蔵省用箋、手書きカーボン複写、出所 大蔵省資料乙五二六一三一一。

II-6 通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)(昭和二〇年二月二日)

通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)

(昭二〇、一一、一一)

第一 趣意

一、敗戦後ノ我國民經濟ノ基本的情勢ヲ総観スレバ多年ニ亘

戰時利得税及財産税

(5) 戦災者又ハ引揚民ノ一定金額ノ日用品調達資金及住宅建設資金(但シ住宅ニ付テハ失業救済事業トシテ可及的政府又ハ団体ニ於テ之ヲ行ヒ安定後分譲スル方針トス)

(6) 法定選挙費用

(7) 保険金ノ支払、保険金ノ払込ハ振替勘定ニ依ル

(8) 其ノ他緊急已ムヲ得ザル資金

四、個人生計資金ノ解除ハ米穀ノ配給通帳ニ依ル但シ米穀ノ配給ヲ受ケザル農業者ニ付テハ所属農業会ニ限定シ解除ヲ認ム

五、運轉資金ノ解除方法及新規貸出ノ統制

- (1) 可及的金融機關ヲ特定シ解除ス
- (2) 所要運轉資金ノ申告登録ヲ為サシム中小商工業ニ付テハ課税収益ニ對スル一定比率ノ金額ヲ限度トス
- (3) 農業者ニ付テハ農業会ヲ全面的ニ利用シ生産物ノ販売生産所要資材ハ一切農業会ヲ通シ行ハシム
- (4) 企業ノ消費的支出ニ對スル制限ヲ強化ス
- (5) 新規ノ貸出ニ付テモ前各項ニ準ズ

第三 通貨ノ引換

一、資金ノ一般封鎖期日ノ二週間以前ヨリ通貨ノ引換ヲ行フ

二、百円券以上ノ大額面ニ付テハ左ニ依リ急速引換ヲ行フ

- (1) 百円券以上ノ大額面券ハ凡テ銀行又ハ郵便局ノ封鎖勘

ル戰爭遂行、空襲等ニ因ル戰時災害並ニ敗戦ニ基ク領土其ノ他ノ經濟資源ノ喪失等ニ因リ國民ノ真ノ經濟力(物の經濟力)ハ著シク低下シテ居ルノニ對シ、戰時中生ジ又ハ敗戦後生ズベキ國民ノ貨幣的資産(通貨ヲ含メ)ハ尨大ナル金額ニ達シ、為ニ現存ノ累積資金ト現存物資トノ間ニ根本的不均衡状態ガ現出シ、而モ敗戦直後ノ財政ハ戰費ノ消滅ニモ拘ラズ直ニ均衡恢復ヲ齎ラシ難ク、既存預貯金ノ引出ト新ナル國庫資金ノ撤布トニ基ク通貨急激ナル膨張ハ必至ニシテ其ノ儘放置スルナラバ必然的ニ破局的インフレーションヲ招來シ我國ノ社会經濟秩序ハ根底ヨリ崩壊スルノ虞ガアル

二、敗戦後心氣阻喪シタ多数ノ國民ハ既往ノ蓄積資金ヲ費消シテ漫然ト日和見ノ生活ヲ送り容易ニ新ナル労働ニ就カントセズ、又蓄積資金ノ枯竭ヲ來タシタ者ハ所謂闇稼キ或ハ翰取りニ日ヲ暮ラシ健全ナル労働ヲ為サウトセズ國民經濟全体トシテ見レバ明ラカニ相当多数ノ失業ガ発生スベキニ拘ラズ表面ニハ現ハレズ國民ノ大部分ガ潜在ノ失業率ト化シ半バ遊民半バ勤勞者ノ状態ヲ呈シツツアル企業モ亦各種基礎条件ノ不安定就中物価ノ不安定及不均衡ニ因リ採算ノ困難、資材ノ不足又ハ偏在等ノ事情アリ又新ナル利益ノ計上、経費ノ支出可能ナル等ノ為新ナル事業運轉新規発足及熱意アル經營ヲ為スノ意欲ヲ欠キ在然日ヲ

過シツアル状況アアル

三、一面食糧ノ不足ハ愈々深刻ノ度ヲ加ヘントシツアリ、加フルニ財産税ノ賦課、通貨ノ引換等ノ実行ガ発表ニ比シ相前後レル結果トシテ其ノ間買溜メ、濫費ガ激シクナリ此ノ儘推移センカ民需生産ノ復興ハ進捗セズ、又闇ノ横行ハ著シクナリ、自由価格ハ不均衡ナ高値ヲ呼ビ健全ナル国民ノ生活不安ハ激化シ政治力ハ益々鈍化シ、餓死者、勤勞能力低下者等続出シ悪性インフレーションハ激成シ延テハ國家秩序ノ根底ヲサヘ脅威スルニ至ルテアラウ

四、我國現下ノ事態ハ以上ノ如ク洵ニ危局ニ直面シ居ルモノト見ルベク速ニ起死回生ノ大手術ヲ施スニ非ザレバ遂ニ凡ユル秩序ハ崩壊シ最劣等民族ヘ転落スルノ運命ニ見舞ハレルテアラウ、而シテ凡ユル問題中最深刻ナル食糧問題ニ付テハ輸入ノ必成、増産ノ推進ニ依リ食糧供給ノ絶対的增加ニ死力ヲ尽スト共ニ供出ノ確保、配給ノ公正ニ付政治力ノ集中ノ發揮ヲ必要トスルノデアアルガ、之ニ関シテハ別途措置ニ讓ルコトトシ他ノ最重要問題タルインフレーション問題、經濟運行ノ恢復ノ問題ニ付之ガ解決ノ根本方途ヲ考案シ之ガ急速且強力ナル実行ヲ期セントスルモノデアアル

(一) 如何ニスレバ國民ハ働クコトニナルカ

(二) 如何ニスレバ企業ハ運轉スルコトニナルカ

ヲ中心トシテ閣僚ギ、翰取りニ依ル不健全ナル生活ノ余地ヲ但シ

ナカラシメ、物資等ノ價格モ自然ニ一定ノ線ニ均衡ガ保持サレ、新ラシイ經濟秩序ノ下ニ經濟全体ガ新ナル循環的運行ヘ充足シ民需生産ハ復興シ就業ノ機会ハ増加シ國民生活ノ安定向上ガ齎ラサレ得ル如ク指向サレバナライ、而シテ之ガ為ニハ經濟攪亂ノ最重大要素タル既往ノ蓄積資金ヲ速ニ封鎖シ且清掃シ、今後インフレーションノ最小限度ニ止メテ新ナル貨幣經濟ノ運行ヲ可能ナラシムルニアリト信ス

第一 措置要領

一、現下ノ政治的社会的情勢ノ下ニ於テ戰時中ニ於ケルガ如キ物資ノ生産、配給及價格部面ニ対スル直接的、法規的警察的ナル統制取締ノ方法ヲ以テハ到底有効ヲ確保シ難ク、敗戦後政治的社会的諸客觀情勢ガ根本的ニ變化セル今日ニ於テハ經濟運行ノ基礎条件ニ大手術ヲ加ヘ新ナル貨幣及物價秩序ノ下ニ自然ニ均衡ヲ保持シツツ循環的ニ運営サルルガ如キ國民經濟ノ育成發展ヲ目標トシテ次ノ如キ措置ヲ講スルヲ適當ト認メラルル但シ主要食糧ノ如キ國民ノ物理的生存上必要ナル物資ニ付テハ生産配給及價格ニ対スルヨリ強力ナル直接的統制ヲ維持スベク之ニ付テハ以下ノ措置ハ斯ル統制ノ運営ヲ比較的容易ナラシムル為ノ基礎条件ヲ提供スルモノトシテ有用ナモノト認メラレ

二、措置ハ応急的措置ト終極的措置ニ分レル應急的措置トシテハ

- (一) 先ヅ形大ナル既往ノ累積資金(今後生ズベキ補償金等ヲ含ム)ヲ暫定的ニ封鎖スルト共ニ各種直接の統制ヲ原則トシテ解除シ、新シイ通貨及物價ノ秩序ニ依リ經濟運行ノ開始ヲ可能ナラシメル之ガ為預貯金ノ支払、公債ノ売買ヲ一時停止スルト共ニ通貨ニ付テハ新通貨ト強制引換ヲ行ヒ一定金額以上ハ凡テ之ヲ預金化シテ一時封鎖スル
- (1) 企業ニ対シテハ一回限りノ運轉資金、個人ニ対シテハ一月又ハ二月間位ノ生活資金ヲ量ヲ凡ソノ標準トシテ封鎖資金ノ引出ヲ認め又ハ資金ノ貸出ヲ為ス其ノ後ニ於テハ企業ハ現業ニ生産又ハ配給等ノ經濟事業運営ノ収益ニ依リ配当、利子、賞与等ヲ支払ヒ、個人ハ新ナル生産物(有形、無形)ノ生産配給等ヨリ生ジタルモノヨリノ分前タル所得ニ依リ生計ヲ営ムモノトスル
- (2) 疾病療養費、教育費、選挙費用、特殊納税資金、戦災者又ハ引揚者ノ臨時所要費、住宅建設費等ニ付テハ一定ノ引出ヲ認め但シ住宅建設ハ政府又ハ公共団体等ニ於テ極力之ヲ行ヒ安定後分譲スル
- (3) 爾後生産ニ伴ヒ生ジタル所得ヨリ新タニ貯蓄シタル資金ハ個人及企業トモニ自由ニ之ヲ消費シ又ハ投資シ得ルモノトスル

(二) 右ノ場合ニ於テ

- (1) 賃銀及給料ニ付テハ次ニ述ブベキ終極的安定措置実行後ノ安定經濟下ニ於テ自然発生のニ形成セラルベキ新物價水準及体□ヲ可及的の精確ニ測定シ、之ヲ基礎トシテ官公署、官公營事業ノ新ナル給料及賃銀ヲ定メ後述スベキ失業救済事業ノ賃金支払、連合軍ニ対スル勞務ノ賃金支払ニ付テモ之ニ依リ実行シ一般企業モ亦之ニ從フ如ク措置スル
- (2) 物價ニ付テハ米價ヲ中心トシテ新ナル統制價格ヲ設定シ石炭、セメント、木材、肥料等ノ不足重要資材ニ付テハ均衡ノ保持セル統制價格ヲ定メ爾余ノ物資ノ價格ニ付テハ原則トシテ自由價格トシテ自然ニ一定水準ニ安定スルガ如ク措置スル
- (3) 運賃、地代、家賃等ニ付テハ物價及賃銀ト均衡ノ保持スルヤウ鐵道運賃、住宅、家賃等主要ナルモノニ付統制料金を定メ
- 三、終極的措置トシテハ
- (一) 各種補償ハ出来得ル限り之ヲ圧縮実行スルト共ニ充分且適時適切ナル財産税及戦争利得税ノ効果アル賦課徴収ヲ行ヒ之ガ実行後國有財産及官有事業ノ大規模払下ヲ行ヒ此等ノ諸措置ニ依リ既往封鎖資金ノ大幅清掃ヲ斷行スル尚資金ノ重複構成ヲ可及的の整理スル
- (二) 政府ノ年々ノ財政収支ニ付テハ中央地方ヲ通シ後述ノ統制インフレーションヲ除キ原則トシテ均衡ヲ恢復ス

- (三) 一面食糧ノ増産及輸入、石炭ノ増産ニ必死ノ努力ヲ為スト共ニ不可欠原料ノ輸入ニ努力シツツ民需生産ノ復興ヲ早急ニ実行ス
- (四) 輸出入及為替相場等ニ付可及的速ニ一定ノ見透ヲ付シ經過のニモ其ノ見透ニ基キ貿易ヲ行フ
- (五) 以上ノ諸条件ガ具備スルニ至リテ後既往ノ封鎖資金(余程減少シテ居ル)ヲ全面的ニ解除スル、国民ハ過去ノ蓄積ヲ自由ニ消費シ又ハ投資スルコトヲ認メラレ、其ノ時期ニ付テハ出来得レバ資金ノ封鎖開始ニ當リ明言スルヲ可トスルデアラウ

第三 結果ト対策

一、右ノ応急的措置ヲ実行スルコトニ依リ

- (一) 左ノ如キ望マシキ效果ヲ齎ラスデアラウ
  - (A) 働カザル者ハ新通貨ナク、新通貨ナキ者ハ生活出来ナイカラ厭ガ応テモ働キニ出ルコトニナル
  - (B) 企業モ亦過去ノ蓄積ヲ吐キ出シテ配当ヲ為シ、利子ヲ支払ヒ賞与ヲ支払ヒ、其ノ他ノ支出ヲ為スコトガ出来ナイカラ自然ニ手持資材ヲ有効ニ使用シ、労働者ヲ集メ事業ヲ運轉スルニ至ルデアラウ、又企業ハ採算ノ基礎ヲ不明確ナラシムル一ツノ要素ガ排除サレコトニナルカラ新ナル事業ノ開始及運営ガ容易ニナリ民需生産ハ自然ト復興シ国民ノ就業ノ機会ハ増加スルデアラウ

- (C) 新ラシイ生産ニ基キ發生シタ所得ノミガ購売力ト為ルカラ物資ノ価格ハ統制ヲ加ヘナクトモ自然ニ安定スル但シ主要食糧ノ如キモノニ付テハ統制ヲ継続スルノ要アルベク此ノ場合ニハ閣下少クスル作用ヲ有シ統制ノ遂行ヲ容易ナラシムルデアラウ(法外ノ間値ハ無クナルデアラウ)

(二) 然シナガラ一面次ノ結果ヲ生ズルデアラウカラ之ニ付テハ夫々次ノ対策ガ必要デアアル

- (A) 明瞭ナル失業企業ヲ現出セシメルデアラウガ斯クノ如キモノニ付シテハ速ニ解散整理ヲ行ハシメ其ノ保有スル資材、技術努力等ヲ他ノ有用企業ニ振向ケシムルコトガ必要デアアル
- (B) 又一面多数ノ明瞭ナル失業者ヲ發生セシムルデアラウガ、之ニ付テハ次ノ方策ヲ講ズベキデアアル
  - (イ) 企業ノ自然の恢復ニ依リ可及的ニ多数ノ労働者ヲ吸収セシメルコトガ最モ望マシイ
  - (ロ) 企業ニ就業ノ機会ナキ者ニ付テハ之ヲ登録シ左ノ順序ニ依リ国又ハ地方団体ニ於テ或ハ直接ニ或ハ金融的援助ノ下ニ大々的ノ失業救済事業ヲ振起スル、之ハ一種ノ統制インフレーショントシテ認メルデアラカラ、膨大ナル蓄積資金ノ引出漫然タル国庫資金ノ放出ノ如ク悪性インフレーションニ陥ル虞ハナシ、又其ノ程度ヲ調節スベキデアアル

- (1) 国民生活ニ差当リ必要ナ短命消費財ノ生産ニ従事セシメルコトガ先ツ必要デアアル此ノ場合国又ハ地方団体ガ直接ノ生産ニ当ルコトハ不適当ナ場合ガ多イデアラウカラ、国ガ企業者ノ生産物ヲ買上ゲル等ノ方策ニ依リ間接ニ事業ヲ起シ就業者ヲ増加セシメルコトヲ認メル、之ニ依リ新物価水準ヲ形成スル役目ヲモ有セシメ得ルデアラウ
- (2) 次ニ長期消費財及生産財ノ生産ニ従事セシムベキデアアル例ヘバ住宅ノ建設、電力ノ開発、都市ノ復興、道路ノ築造等ノ事業ヲ国家統制ノ下ニ計画的ニ遂行スル
- (イ) 労働能力ナキ者(扶養者ナキ老幼者、不具廢失者、食糧欠乏ノ為ノ労働能力低下者等)並ニ若干ノ已ムヲ得ザル健康の失業者ニ付テハ社会保険制度ニ依リ扶養スル

注 文書作成の日付としては資料II-5と逆になるが、原綴の繰込位置のままとした。タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料Z五二六三一一。

II-7 物価ハ何ウシテ下ゲ又之ガ安定ヲ維持スルカ——当面ノ物価対策ニ関スル一構想(案)(昭和二〇年二月一六日)

昭二〇、二二、一六

物価ハ何ウシテ下ゲ又之ガ安定ヲ維持スルカ

当面ノ物価対策ニ関スル一構想(案)

- 一、戦後ニ於ケル物価ノ急騰
 

大東亞戦争中物価ハ漸次騰貴ヲ示シテ居タガ、終戦後特ニ此ノ十一月及十二月ノ如ク甚シクハナカツタ。然モ其ノ物価騰貴ハ今や主ニ食糧品ニ付テ論セラレテ居ルデアアル。又大東亞戦争中ノ方ガ終戦後ヨリモ農村ヨリノ都市ヘノ農産物ノ出回ガ多カツタコトハ否定出来ナイコトデアラウ。

二、物価急騰ノ原因

テハ何故終戦後此ノ様ナ現象ガ起ツタカ、其ノ原因ヲ上ゲテ見レバ次ノ如ク考ヘラレル。

- (イ) 米ガ大減収デアツタ為食糧飢餓ヲ恐ラレルコト之ガ諸物価騰勢ノ先驅ヲ為シ又其ノ大原因ヲ為シテ居ルコトハ疑ヘナイ
- (ロ) 農民ガ供出意欲ヲ失ツタコト
- (ハ) 終戦後通貨的購買力ガ急激ニ増加シタコト、其ノ一ツハ連合軍ノ進駐ヲ恐レテ国民ガ預金ヲ引出シ現金化シタ、即チ潜在購買力ガ大量ニ顕在化シタデアアル。其ノ二ツハ退職者及復員軍人ニ付シテ一時ニ退職金ガ給付セラレ、又之等ノ者ガ物資ヲ買ヒ漁ツテ持チ帰ツタ傾向ガアツタコトデアアル。之ハ終戦直後ノ通貨膨張ガ僅カ十五日間二百二十億円即チ四割ヲ増加シタコトニ依ツテ明カデアアル
- (ニ) 物資統制ガ極メテ弱シタコト、終戦ニ際シテ軍隊ハ無

秩序化シ之ガ一般ニ波及シテ一般ノ秩序ヲ破壊シテ行ツタ  
 (之ガ農村デハ供出意欲ノ減退トナツテ現ハレタノデア  
 ル)其ノ上警察力モ進駐軍ニ依ツテ無力化セラレ、一般ニ  
 無秩序ナル自由ガ叫バレルニ至ツテ一般ノ統制ハ弱化シテ  
 行ツタニ加ヘ、十一月ニハ副食物ノ出回リ不足、買出部隊  
 ノ横溢ニ耐リカネ戦時中ノ浮動購買力ノ顕在化ノ儘生鮮食  
 糧品ノ統制価格ヲ撤廃シタ為開市場ニ物ハ出回ルガ遂ニ一  
 般俸給与生活者ノ七割以上ハ非常ナル生計失調ヲ来スニ  
 至リ、相踵イテ罷業ガ勃発スルニ至ツテ居ル。

(ホ) 其ノ外、十一月ニハ千億円ニ上ル財産税ガ課徴セラレ  
 コトガ報道セラレテ来タ、然モ之ハ相当ナ資産階級ノミナ  
 ラズ、二万円程度ノ一般大衆カラモ財産税ヲ徴収セラレ  
 ト言ハレタ為、資産家ノミナラズ、一般大衆モ食糧難等ノ  
 事情ト併行シテ財産税ヲ逃レル為食糧、動産等ヲ買溜リ始  
 メタノデアアル。

三、物価引下安定ノ必要性及意義  
 今や物価ヲ引下ケソウシテ之ヲ安定セシメルコトハ暴動ヲ防  
 止シ社会不安ノ發生ヲ阻止スル為ノ要請デアリ、又健全ナル  
 生産活動ヲ開始セシメル為ノ絶対要件デアアル。尙財産税ノ賦  
 課ヲ有効ナラシメ通貨ノ安定及財政再建ノ目的ヲ達成セシ  
 ムル為ノ前提要件デアアルノミナラズ、物価特ニ間物価ヲ低  
 シムルコトニ依リ財産税ノ賦課ヲ動産ニ逃避シタ者ニ対スル  
 不均衡ヲ是正シ得ル唯一ノ方策デアルト考ヘラレル。

四、物価引下及安定方策

テハ物価ヲ引下ケ之ヲ安定スルニハ何ウスルカ、今日ニ於テ  
 ハ現在ノ物価高ヲ招来シタ原因ニ対処シテオーソソドツクスナ  
 方法ニ依リ処理スル外アルマイ。

(一) 過剩購買力ノ封鎖及撤去  
 先ツ何ヨリモ一先ツ過剩購買力ヲ封鎖スルコトデアリ、尚  
 出来レバ之ヲ速急ニ撤去シテ通貨ト物資トノ全体的ナ均衡  
 ヲ回復セシムベキデアアル。

(二) 全国民全物資ノ皆働  
 次二個人モ法人(企業)モ総テ新規時直シテ、今後ハ新ナ  
 ル勤勞及活動ニ依ラザル限り消費シ得ナイ態様ヲ確立シ、  
 余計ニ働イタ者ハ然ラザル者ヨリモ余計ニ消費シ得ルコト  
 トスベキデアアル。之ニ依リ始メテ生産モ動キ出ステアラウ。  
 此ノ場合肉体的ニ働キ得ナイ者ニ付テハ人道ノ最低ノ生活  
 ハ保障スベキコトハ当然デアラウ。賠償ノ代價トシテ奪取  
 セラルベキ設備等ヲ保有シテ居ル物資ハ国家デナリ、金融  
 機関デナリ、之ヲ一般商品市場ニ持チ出スベキデアアル。又  
 遊休工場ハ国家デナリ之ガ活動ヲ開始セシムベキデアアル。  
 眠レル戦災地其ノ他ノ土地及焼ビルニ付テモ同様デアアル。  
 之等ヲ失業対策事業トシテ国家ガ率先シテ行ハバ生活ハ豊  
 トナリ国力ハ恢復スルデアラウ。其ノ為ニ生ズルインフレ  
 ハ現在ノインフレヨリモ悪性デハナイ。

(三) 食糧及住宅ノ絶対確保

然シ新ナル活動ノ基本ハ食糧デアリ又住宅デアアル。衣ハ其  
 ノ次ニ来ル問題デアアル。

(イ) 食糧輸入ノ具体化

食糧ニ付テハ一千万石ノ米麦輸入ヲ三、四、五、六月ノ  
 四ヶ月ニ為シ得ル目算ガ確実ニツケバ、農民ニ対シテモ  
 消費者ニ対シテモ果斷ナル方策ガ執ラレ得ルデアラウ。  
 千五百万石ノ輸入ガ実現シ得レバ尚更デアアル。此ノ為ニ  
 ハ配船及資金ヲ輸入先別ニ分ケテ具体的ニ日時、引渡場  
 所、所在場所等迄掲ゲテ早く連合軍ニ連日ニテモ要請ス  
 ルコトガ肝要デアアル。

(ロ) 米麦ノ国家管理

右ノ食糧輸入ノ問題ガ解決サレルト否トニ拘ラズ、主要  
 食糧特ニ米麦ニ付テハ之ガ農村ヨリノ供出ヲ絶対ニ確保  
 シナケレバナラヌ。事七千万全同胞ノ生死ニ関スルコト  
 デアル、為政者タル者斷乎トシテ全国民ノ生命ヲ守護シ  
 テヤラナケレバ相済ムマイ。之ニハ合理的ナル米麦ノ国  
 家管理ヲ行フベキデアアル。

(1) 全国民ノ米麦配給量ヲ一定シテ、全国民ガ七月ノ来  
 年度ノ麦ガ出回ル迄ノ保有米麦ヲ除イテ総テ国家ニ提  
 供セシメルベキデアアル。

(a) 全国民ノ米麦配給量ハ老幼男女ヲ問ハズ一人当左ノ  
 如クスル

農民(家族ヲ含ム) 一人一日三合五勺

炭坑夫 一人一日五合  
 其ノ他 一人一日二合三勺

(b) 米麦ハ各個人ニ配給シ、業務用、官庁用及応急米ヲ  
 認メヌ從ツテ会社其ノ他ノ法人及官庁ノ米麦ハ総テ国  
 家ニ供出セシメル(小麦モ粒ノ儘配給シ、之ガ粉化ハ  
 各人ノ自由トスル)

(c) 農家其ノ他家庭ニ於テ保有シテ居ル米麦ハ右ノ計  
 算ニ依ル七月分迄ノ保有ヲ認メ他ハ総テ国家ニ供出セ  
 シメル

(d) 右ニ依ル所要米麦量ハ左ノ如クデアアル

人	口	一ヶ月分	七ヶ月分	三ヶ月分
農民	三、〇〇〇 千人	三、〇〇〇 千石	三、〇〇〇 千石	九、〇〇〇 千石
炭坑夫	一、〇〇〇 千石	一、〇〇〇 千石	一、〇〇〇 千石	三、〇〇〇 千石
其ノ他	四、〇〇〇 千石	二、六〇〇 千石	三、〇〇〇 千石	八、七〇〇 千石
計	七、〇〇〇 千石	六、〇〇〇 千石	四、〇〇〇 千石	一八、七〇〇 千石

即チ昭和二十一年一月一日現在ニ於テ四三百万石ノ米  
 麦ガ七月末迄ハ七千二百万人ノ国民ヲ餓死セシメナイ  
 デヨイコトニナル。又来年度ノ麦ガ二千万石種レバ  
 次ノ八、九、十ノ三ヶ月ハ右ノ配給ヲ繼續出来ルコト  
 ニナル。又二千五百万石ノ麦ガ種レバ十一月迄ハ大  
 丈夫デアラウ。此ノ外来年六月以降ニ於テハ馬鈴薯六  
 億貫(米換算三百二十万石) 甘藷十四億貫(米換算一



千万石)ヲ期待サレル。之以外ノ余裕米麦ガ出来レバ、造船其ノ他ノ重労働者ニ加配ヲ行ヘバヨイデアラウ。而シテ本年度ノ米麦産額ハ

米 四三、〇〇〇千石  
麥 二〇、〇〇〇千石  
計 六三、〇〇〇千石

(e)右ノ場合、農民ニ対シテ、甘藷、馬鈴薯、雜穀、粟等ニ依ル代替供出ヲ認メナイ。ソウシテ之等ハ自由販売ニシ、農村ニ於ケル食糧不足ヲ之等ニ依リ農民自體ニ於テ補給セシメル、然ラザレバ、未利用資源ヲ集メヤウトシテモ、集マラナイデアラウ。

(f)尚本年度産米、麥ノ供出完了時期ハ成ルベク早イカヨイ、少クトモ一月末デアラウ。

(2) 農民ニ犠牲ヲ強要スル以上、其ノ供出ヲ容易ナラシメル様ニ、シナケレバナラナイ。之ガ為ニハ都市消費者モ相当ノ犠牲ヲ払フベキデアル。即チ

(a)米ノ買上価格ハ一石五百円、麥ノ買上価格ハ一石二百五十円トスル

(都市消費者分二千万石ノ米ヲ買上ゲルトシテ百億円ヲ必要トスル)

(b)米麦ノ代金ハ現場ヲ米麦ト引換ニ現金ヲ交付スル

(c)右ノ外米麦一俵ニ対シ例ヘバ左ノ割合ヲ以テ現場テ現物ヲ公定価格ヲ特別ニ給付スル、但シ選択テ早イ者

勝トスル

二千万石分即チ五千万俵分

煙草ナラバ 百本 五十億本  
酒ナラバ 一升 五万石  
地下足袋ナラバ 一足 五千万足  
野良着ナラバ 〇・一着 五百万着  
硫安ナラバ 〇・一俵 五百万俵  
鍬ナラバ 一挺 五千万挺

註 (一)右ニ依リ一応農民等ニ大量ノ現金ガ氾濫スル

コトニナルガ之ハ国民特ニ都市民ノ生命ヲ繼グ為ノ代償デアアル又一月末頃ヲ期シ新券引換等ヲ行ヘバ之ヲ回収シ得ルデアラウシ、出来レバ右百億円ノ相当部分ハ戦争利得税トシテ實質上國庫ニ収納サレルコトガ望シイ。

(3) 又此ノ米麥ノ供出ハ七千万人ノ生命ニ関スルコトデアラカラ絶対公平ニ之ヲ確保シナケレバナラナイ、夫レ故絶対強制ヲ加フベキデアリ、此ノ為ニハ強力ナル政治力ヲ必要トスル。

(a)各農村及都市ニ米麥統制官ヲ置ク、場合ニ依リグラ村ノ必要トスル物モ高く從ツテ農村ノ生産費モ高くツクデアラウカラ、差當ツテ本年度ノ米價ヲ引上ゲルコトハ自然デアアル。然シ来年ハ事情ヲ異ニスル。政府トシテハ今日連合軍ニ対シテ全力ヲ拵ゲテ米麥二千万石ノ輸入ヲ懇請シテ居リ之ガ実現ヲ少クトモ来年三月ニ期待シテ居ルカラ、此ノ輸入ガ実現スレバ、一般ニ主食ノ價格ハ低下スルデアラウ、又来年七月以降ハ肥料ノ増産ト、耕地ノ拡張、農耕従事者ノ増加ニ依ツテ米麥ノ増産ニ依リ甘藷馬鈴薯ノ自由販売ハ期待セラレ得ル又米春ニナレバ、野菜ハ自然ニ生育スルシ、其ノ間ニ失業救済事業トシテ戦災地ノ清掃ヲ完了スルツモリデアラカラ、戦災清掃地カラハ都市ノ野菜ハ相当ニ自給出来ルコトモ期待サルル從ツテ青物價格ノ低落ハ必至デアアル。又連合軍ニ於テハポツダム宣言ニ於テ我が

一マントスルコトモ適當デアラウ。ソウシテ之ニ米麥管理ノ絶対權ヲ付与スルト共ニ、之ガ監督官ヲ設クベキデアリ、又國モ、都府県モ向フ一年間ハ米麥管理ニ全力ヲ傾注スベキデアル

(b)米麥ノ供出其ノ他ノ管理ハ緊急勅令ヲ以テ行フ。ソウシテ嚴重ナル罰則ヲ設ケル。即チ違反者ハ其ノ輕重ヲ問ハズ、主犯ハ死刑、家族及三等親迄ハ家財一切ヲ没収トスル。米麥統制官ノ違反ニ付テモ同様デアアル。但シ過去ノ横流シ等ハ一切之ガ罪ヲ問ハナイコトトシ、又此ノ緊急勅令ノ効力ハ一応昭和二十一年末迄トスル

(c)尚右米麥買上價格ハ本年十月以降昭和二十一年一月末迄ノ分ニ適用スルモノトシ、昭和二十一年度産米麥ニ付テハ例ヘバ旧田畑ニ付テハ米百円、麥五十円、新田畑ニ付テハ米三百円、麥百五十円ト言フ如ク發表言

明シ、之ニ依リ本年ノ米麥ノ供出ヲ促進スル。此ノ場合本年ハ米買上價格ハ何故高く来年ハ何故安くナルベキト言フコトヲ納得ノ行ク様ニ説明スベキデアアル、其ノ説明ハ例ヘバ、今年ハ如何ニモ食糧ハ不足シテ居ルカラ、全国民ヲ餓死カラ救フ為農民ニ犠牲ヲ強フルノデアアルシ(此ノ場合閣下絕對ニナクス以上一般消費者者ニ一日二合三勺ノ米麥ノミノ配給ヲ行フコトハ絕對ニ必要デアアル)又今日ノ所輸入毛不確デアリ、石炭モ不足シ、徒食遊民モアツテ、自然ニ諸物價モ高く、農

國民ノ最低生活ハ維持シテヤルト確言シテ居リ、先般モ衡平ナル主食ノ配給ガ確保サレルナラバ米麥ノ輸入ヲ認メルト言ツテ居ルカラ、我國ニ於テ誠意ヲ以テ之ガ輸入ノ為ノ見返リ物資ト船腹トヲ用意スル限リ我國民ヲ餓死ヨリ救ツテ呉レルコトハ確實デアルト思フガ、若シ飯ニ輸入ヲシテ呉レナカツタラ、其ノ結果遺憾作ラ、今日ノ情勢ヲ以テスレバ、農民以外ノ消費者者即チ四千万人ノ國民ハ総テ主食ノ入手ヲ絶タレルカラ或ハ餓死ヲ免レナイデアラウ、其ノ時ハ我が人口ハ急激ニ

減少スル。之ハ一ツハ農民ノ責任デアラカラ、此ノ減少ノ結果米麦ハ例ヘバ三千万人ノ国民ニ対シテ米六千万石麦二千万石ニ両者合シテ八千万石、即チ一人当年二石以上ヲ残スト言フ甚大ナル供給過剩ヲ呈スルコトナルカモ知レナイ。其ノ結果ハ米麦ノ買取価格ハ零トシテヨイト言フ様ナコトニナルカモ知レナイノデアツテ、之ニ依ツテ農民ガ窮乏ノド底ニ落チルコトモ身カラ出タサビデアアル。従ツテ何レニシテモ来年ノ米麦ノ価格ハ必ズ低落スルコトハ定ツテ居ル。ダカラ本年カラ来春一月迄ハ米一石千円、来年度ハ米ハ一石百円以下ト定メルコトハ当然デアアラウ。

(4) 更ニ国家全体トシテ又特ニ都市ニ於テ食糧増産ニ明ニ具体的ニ全力ヲ費スベキデアアル。

(a) 戦災地ハ失業救済事業ヲモ何デモヨイ、総テ之ヲ清掃シテ畑トスル。ソウシテ野菜、南瓜、甘藷、トウモロコシヲ植エル。町会代行フモ良カラウシ、又官庁会社等代行フモ良カラウ。

(b) 其ノ他空閑地ハ総テ畑化スル。

(c) 田畑ノ新開ヲ強力ニ推進スル。機械力ヲ駆使スルコトモ一ツデアアル。又新田畑ノ産物ニハ優先権ヲ認メルコトモ一ツデアアル。例ヘバ其ノ産物ノ何%カラ酒造家ニ頼メバ酒ニシテ貰ヘル何%カハ煙草ヲ植エラレル。買上価格ハ相当高イ所ヲ向フ十年間ハ保障スル等。

(d) 田畑ガ水害ヲ荒レタ所ハ之ヲ失業救済事業等トシテ修築シテヤル。

(e) 肥料ノ増産ニ全力ヲ集中スル。例ヘバ今行ハレテ居ルカ何ウカ不確定アルガ、堤氏ハ人肥ノ乾燥ヲ行ツテ居ル、之ヲ各町会等ニ工場ヲ設ケテ行ヘナイデアアラウカ。

(f) 農機具(良品ヲ)ヲ大増産スル。

(g) 生鮮食料品ノ集中ノダンピング。

生鮮食料品ニ付テハ特定ノ狭氣アル農業会及漁業会又ハ漁業会社ト特約シテ之ニハ公定価格ニ依ツテ必需品ヲ集中ノ二配給シテヤリ、其ノ見返トシテ東京、大阪、名古屋等ノ大消費地ニ合理的ナ価格ヲ開市場ノ隣人ノ目ニツク所ア生鮮食料品ノダンピングヲ実行スル、其ノ販売場所ハ例ヘバ公設市場ヲ建テルコトヲヨイデアアラウ。ソウスレバ、闇価格モ自然ニ下ガルデアアラウ。

(h) 簡易文化組立住宅ノ大量生産。

更ニ物価ヲ上げ又農地等ノ開拓ヲ遅ラセ、事務能率ヲ低下サセ住居ノ合理化ヲ阻害シテ居ル原因ハ住宅難デアアル。之ハ一ツハ木材不足ニ依リ他ハ大工ノ不足ニ依ルト思ハレル從ツテ広く誰ヲモ組立テラレル十坪位ノ簡易組立家屋(現在ノ様ニ風ガ吹ケバ倒レル様ナモノテハイケンイ)ヲ考案シテ(一般ニ懸賞募集スルノ方面ヨイデアアラウ)之ヲ政府ニ於テ百万戸分ナリ三百万戸分ナリ木製飛行機

(四) 諸統制ノ撤廃

右ノ様ニシテ諸統制ハ其ノ事業ヲ行ツテナラヌモノヲ除キ又統制ヲ絶対ニ必要トスル物(完全ナル不足物資)ヲ除キ撤廃シテハ何ウデアアラウカ、勿論之ハ購買力ヲ封鎖シタ後ニ行フベキデアアル。

(五) 国营事業ノ強力遂行

右ト共ニ国营乃至間接国营事業ハ上述ノ如ク必要ナル方面

ニハ或ハ失業救済事業ノ形ニ於テ或ハ食糧増産事業ノ形ニ於テ或ハ其ノ他ノ社会施設ノ形ニ於テ強力ニ遂行スベキデアアル。

注 タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-8 当面緊急ノ食糧問題等ニ就テ

当面緊急ノ食糧問題等ニ就テ

一、大蔵省アハ戦後ニ於ケル我国財政経済ノ建直シハ通貨ト物資トノ均衡ヲ回復シ、経済新活動ノ基盤ヲ作ルニ在ルト考ヘ之ヲ約千億円ノ財産税及戦争利得税ノ創設ニ依ツテ断行シヤウト考ヘテ居タノデアリマス。

二、然シ此ノ財産税等ハ財産ノ調査其ノ他之方徴収ノ準備ニ非常ニ時間ガカカリマスノデ、イクラ早く行ツテモ昭和二十二年即チ再来年ノ三月デナケレバ徴収出来マセン。然モ其ノ際千億円總テ徴収シ得ナイノデアリマス。

三、然ルニ最近ノ国内経済情勢ハ極メテ逼迫シテ来テ居ルト考ヘザルヲ得マセン。最近ノ新聞記事ア東京都其ノ他ノ大都市ノ保有米ガ六日分位或ハ四日分位シカナイ、来年一月頃ニハ或ハ配給ガ止ルカモシレナイト言フ話ガ出テ居リマシタノテ、之ガ事実デアレバ大麥ナコトト思ツテ、先週ノ土曜日ニ大蔵省ニ農林省ノ此ノ方面ノ専門家デアアル所管部課長(大野調査部長、東畑農政課長、汐見総務課長、細田米麦課長)ニ来

テ貰ツテ話ヲ伺ツタノデス。所ガヤハリ事実ト云フコトデス。其ノ話ニ依ルト、仙台市、青森市ノ様ナ生産県ノ町デモ雪ノ中ヲ配給米ヲ受ケル為ニ列ヲ組ンダト云フ話デス。日本一ノ米産県アル新潟市デサヘモ配給ガ出来ナカッタコトガアルソウデス。東京デモ先月ハ一時百ヶ所モ配給ガ遅延シ、又現在デモ約十ヶ所位ハ配給ガ遅レテ居ル所ガアルソウデス。百ヶ所モ配給ガ遅レテ居テモアツタリ問題ガ起ラナカッタノハ、丁度諸ノ出盛期デアツタ為デアラウト観測サレテ居マス。事実其ノ通りダト思ヒマス。

四、此ノ様ニ差シ迫ツタ現実ノ米ノ配給ニ困ルト言フノハ、要スルニ米ノ供出ガ悪イ為ノ様デス。例ヘバ農林省ノ計画デハ十一月二四、四万石ノ米ノ供出ヲ期待シテ居タガ、実績ハ二二五万石ニ過ギナカッタ。又本月ノ十日迄ノ米ノ供出ハ二二六万石ノ割当ニ対シテ二九三万石約十一パーセントニシカ達シテナイ。前年同期ハ九五四万石デ三、パーセントデシタ。一番成績ノ良イ新潟ガ五割デ此ノ近在ノ諸県ハ非常ニ成績ガ悪ク一割ニモ達シナイ様デス。東京デハ一日二二万俵要ルノデスガ入荷ガ二万俵シカナイノデス。

五、デハ何ウシテ此ノ様ニ供米成績ガ悪イノカ。其ノ原因ハ第一、今年ハ我國ハ絶対ニ食糧不足ダト云フコトデス。農家モ夫々自衛手段ヲトツタ。又農家ニ供米意欲ガアリマセン。國民各人ガ又各会社等デ食糧ノ不足ト自衛ノ為ニ、米ノ買出ヲ大量ニヤツテ居ル。斯ウ言フセイダト思ヒマス。其ノ証拠

ニハ新潟カラ汽車ヲ運バレテ米ハ一日千石ツマリ一ヶ月三万石ニ上ツテ居ルト云フ。恐ルベキコトダト思ヒマス。

六、米ノ事情ガ此ノ様ダト、結局都市ノ米ノ配給ハ来年一月頃ハ非常ニ危険ニナルノデハナイカト云フコトデス。ウマク円滑ニ米ノ供出ガ行ハレバ少クトモ三月迄ハ保ツト云ハレルガ、此ノ一月ニ行キツマルト云フコトニナルノデス。夫レニ米ノ輸入モナカナカ目鼻ガツカナイ。一生懸命ニヤツテルガ何ウモハツキリシナイト云フコトデス。例ヘバ朝鮮デハ外部ニ出ス米ハナイト朝鮮駐屯ノ米軍デハ言ツテ居マス。又之ヲ現実ニ何処カラ輸入シテ宣シイト連合軍ガ許シテ呉レテモ運ンデ来ルノニ例ヘバ米國ナラ五十日ハカカルト云フ、之ヲハ目前ノ危機ニ関ニ合ハナイ様デス。

七、夫レニ最近ノ物価高ハ非常ニモノデス。最低ノ生活ヲシテモ何ウシテモ一世帯六百円位ハカカルト云フ、ソレデ待遇改善ノ罷業ガアチコチニ起ツテ来テマス。恩給モ此ノ一月デ完全ニ支払ガ停止サレル。大蔵省ノ職員モ九割位ハ今ノ月給デハ喰ベラレナイ。何処ノ会社ノ職員モ大体ソウ言フコトダラウト思フ。銀行ノ預金モ完全ニ増勢ガ停止シテ終ツタ。否寧口減ツテ来テ居ル。郵便貯金モ農村デハ増エテ居ルラシイガ、東京ナドハ一億円モ減ツタト云フコトデス。又通貨モ此ノ年末ニハ五百六十億円、丁度前年末ノ三倍ニナル。之ヲ第一次大戦ノ独乙ノ戦後ト比較スルト独乙戦後ノ第一年ノ通貨膨脹率ニ比シテ我國ハ二倍デス。一寸独乙戦後ノ第二年目即チ破

局的インフレガ来ル直前ト格好ガ似テ居ルノデス。

八、何ウモ、私モ考ヘルノデスガ、此ノ様ナコトデ放ツテ置イテハ、来年一月頃カラハ此ノ段々ト急激ニ悪化シテ来タ社会不安ハ急テンボニ悪クナリ、食糧ハナクナル、在ツテモ物価ノ急騰デ高クテトモ買ヘナイカラニ、三月頃カラハ都市ニ餓死者ガ出ル。他面闇アローカート強盗ガ増エル。悪クスルト農家等ヲ除イタ我國人口ノ半分ヲ占メル俸給給与勞賃生活者ト云フ者ハ餓死スル様ニナルカモ知レナイ。マア巧ク行ツテ支那ノ末期ノ様ニ各人ガ夫々離レ離レニ何ントナシニ暮シテ行クト言フ様ナ社会面ガ出テ来ルノデハナイカト慮レラレルノデス。

九、ソウナレバアチコチニ暴動ガ起ル、生産活動ハ勿論大体停止スル、社会ノ秩序ハナクナル、中央政府ハアツテナキガ如クニナル。悪クスルト此ノ様ナコトニナルデセウ。ソウスレバ、幾ラ財産税ヲトツテ経済ノ再建ヲシヤウトシテモ出来ナイ。税務官吏ガ飯ニ集ツテモ皆生活難カラ不正行為ニ誘惑サレルコトヲ防ギ様ガナイト思フ。丁度支那デ直接税ガアマリトレナイノト同ジデス。

十、此ノ様ナ事情カラ私ハ何ウシテモ此ノ際國民ガ一致シテ日本ヲ此ノ破局カラ救ハネバナラナイト思フノデス、経済秩序ヲモウ一度安定サセナケレバナラナイト思フノデス。

(一) 其ノ方法ハ何ウカト申シマス、矢張り根本ハ食糧問題デス、マツク司令部カラ指摘サレテ居ル様ニ差当ツテ必要

ナ米ガ日本ニナイワケジヤナイノデス。然シ今迄ノ様ナ供出態度デハ現在デハ完全ニ駄目デス。デスカラ此ノ際全國ノ米ト表トヲ完全ニ國家ヲ管理スル、全國民ノ生命ヲ維持セシメル為ニ米麦ノ専売ヲ今即刻ニ強力ニ断行スル、之ガ最も必要ナ事デナカラウカト思ヒマス。時期ヲ失スレバ益々横流レガ増エルデセウ。

夫レト同時ニマツク司令部ニ対シテ屢々熱烈ニ食糧ノ輸入ヲ懇請スルコトデス。

ソウシテ之ヲ均等ニ配分シテ行ケバ食糧ノ点デハ安定スルデセウ。仮ニ農家ニ一日米麦三合三勺、一般市民ニ二合三勺トシテ月六百万石消費スル、一月カラ六月迄保タセルトスレバ、三千六百万石アレバヨイワケデス。農家デモ小サナ子供ナドハ二合三勺デ充分デセウ、他面坑夫トカ工場労働者ニハ二合三勺デハ無理デセウ、然シ両方ヲ適當ニ按配スレバ月六百万石位何ントカヤツテ行ケルノデハナイカト思フ、斯ウシテ不足ノ所ヲ冬眠シテ行ケバ来年七月頃ニハジャガイモトカ表トカガ出テ来ル、ソウスレバ此ノ食糧危機ハ乗り越セルノデナイカト思フ。農家カラノ米麦ノ供出ヲ容易ニスルニハ今年ケケハ或ハ米麦ノ買上価格ヲラント高クスル、来年ハ今年カラハキツト今年ノ値段トカ或ハ今年ヨリ安イ値段ト云フコトヲ約束スル、又供出ノ現場デ金ヲ払渡ス、見返り物資トシテハ酒トカ煙草ヲ売ツテヤル。又供出シナイ者ニハ嚴罰ヲ課スル、農家以外ノ買溜ヲ

シテ居ル工場個人カラモ全部出サセルト言フ様ナコトガ必要ダト思フ。之ニハ全国民ガ全ク一致シテ共同スルコトガ最も必要ナ要件アス。

(二) 此ノ米麦ノ専売ニ依ツテ、米麦ノ供出ヲ完全ナラシメル為ニハ横流シヲ防ガナケレバナラナイ。之ニハ何ウシテモ資金面ト輸送面ヲ管理シナケレバウソダト思フ。ツマリ資金面アハ預金ノ支払制限ト大額券ノ引揚及新券トノ引換ヲ断行シ、又必要ガアレバ来年ノ秋迄ハ極メテ高額ノ俸給ニ付テハ之ヲ封鎖スル賞与モ一年間八月ニ均シテ支給スルト言フコトガ必要ダト思フ。例ヘバ預金ハ最低生活費ヲ考慮シテ今ノ物価ア言フナラ米穀通帳ニ依ツテ一人月二百円トカ二百五十円迄ト言フ様ニ定メル。又今後ハ国民皆勤即チ皆シテ働カナケレバ經濟再建ハ出来ナイノデアアルカラ新シイ勤勞ニ依ル所得ハ大イニ優遇シナケレバナラナイト思フガ、幾何ナンデモ来年秋迄ハ一人デ食糧品ナドヲ独占シテハイケンイカラ、一面高級料理店ハ閉鎖スルコトモ必要ダガ今ノ物価カラ言ヘバ月二万円トカ五千円以上ノ現金ヲトルコトハ避ケサシタ方ガヨイト言フコトニナラウカト思ヒマス。又各会社等ニ預金ヲ払フ場合モ、聞ガ出来ナイ様ニ相当制限スベキデアルト思ヒマス。ソレカラ輸送面アハ汽車ハ完全ニ運輸省ヲ管理ガ出来ルデスカラ残ル方法ハトラツクテセウ。デスカラ凡ユルトラツクテラ國家ヲ管理スルト言フ方法ヲトルベキダト思フ。

来レバ冬國ノ農家ノ指導ニ依ツテ春ノ野菜トカ南瓜ヲ作ルコトニスレバ、同時ニ都市ノ副食物問題モ非常ニ緩和サレ、又野菜ノ價格ノ引下ニモ大イニ役立ち、都市ハ美化シ、浮浪人モナクナルト思ヒマス。之ニ続イテ他ノ種々ナ失業対策ト言フカ就業対策ヲ具體的ニ行ツテ貰ヘレバヨイノデアナイカト思フ。

(四) 然シ肉體的ニ仕事ノ出来ナイ人ガアルト思ヒマス。之等ノ人ニ対シテハ恩給停止トモ関連シテ速急ニ二月一日カラ何ウスルト言フコトヲ直チニ定メテ行カナケレバウソダト思ヒマス。

(六) 尚現在ノ健全ナル俸給資金生活者ノ生活ヲ保障スル為ニハ給与モ臨時のニ右ノ物価水準ト合ハセテ改善スルコトガ必要デス。之ヲ特ニ米麦ノ専売ニ直接間接ニ極メテ關係ノ深イ又治安ノ保持ニ關係ノ深イ警察官ニハ特ニ其ノ必要ガアルト思ヒマス。例ヘバ飯ニ今ノ物価ア一応安定シテモ最低生活ヲ維持スルニハ一世帯月千四百位ハ必要デセウ。之位ハ警察官ニハ確保シテヤラナケレバイケンイダラウト思ヒマス。之カラハ働クコトガ大事ダト思ヒマス。其ノ職分ニ努メル以上後顧ノ憂ヲ無クナサナケレバ、秩序アル文化的經濟ハ出来ナイト思ヒマス。此ノ意味ア正常ナル勤勞者ハ大イニ優遇スベキデセウ。

十一、以上ノ様ナ事ハ私ノ一ツノアイディアニ過ギマセン。果シテ之ガ実行出来ルカト言フコトガ根本ノ問題デス。之ヲ政

(三) 此ノ主食ノ専売ト資金輸送力ノ管理ト同時ニ行フベキハ物価ノ安定ダト思フ。特ニ生鮮食料品ニ付テ必要ダト思フ。之ニハ今ノ價格アモヨイカラ適當ナ水準ヲ示シテ、之ニ依ツテ改メテ價格ノ統制ヲ加ヘル必要ガアリマセウ。又資金ト輸送力ヲ押ヘルト謂ユル關市ニ依ル出回ト言フモノガナクナツテ来ル可能性ガアルカラ、公設市場ノ様ナモノヲ今ノ關市場ニアル所トカ百貨店トカ又ハ國民學校トカニ作ツテ、茲デ或程度關商人ヲ公認シ組織化シテ副食品ノ配給ノ円滑化ヲ確保シナケレバナラナイト思フ。農業会モ漁業会モ協力シテ呉レレバ、一寸間ガ欠ケルコトハアツテモ軌道ニ乗り得ルト思フ。特ニ農家トカ漁師ノ莫大ナ現金ガ預金化サレテ封鎖サレシマヘバ、自然物ヲ売ルト言フコトニモ努力シテ来ルノデアハナイデセウカ、其ノ意味アハ又皆ヲ仕事サセルト言フ意味アハ少シ込シテ手ヲトレバ、ホントハ或ル時期例ヘバ来年ノ四月頃ニテモナレバ、働ケル者ト働ケナイ者、年令ト男女ノ別アモヨイデスガ、之ニ依ツテ預金ノ払出ヲ認メル金額ヲ變ヘテ行クコトガヨイノデアハナカラウカト思フ。

(四) 食糧ノ管理ト同時ニ全国民ヲ挙ゲテ食糧ノ増産ニ努メバナリマセン。又資金ノ封鎖ヲスル以上又現在ノ様ナ物價状態デアル以上総テノ人ニ職ヲ与ヘ、相当ナル給料ヲ与ヘルベキダト思ヒマス。此ノ方法トシテハ手取り早クハ戰災地ノ清掃細化ト言フコトデセウ。之ヲ總テ清掃シテ、若シ出治力ノ問題ダト言ハレマス。然シ此ノ現状カラスレバ、食糧問題ヲ中心トスル以上ノ諸問題ニハ少クトモ内閣全体ガ一致シテモヨイノデアハナイデセウカ。又各官庁ハ其ノ全力ヲ之ニ傾注シテモヨイノデアハナイデセウカ。此ノ問題ヲ解決セザル限り他ノ問題ニハ手ヲツケナイ、然シテ此ノ問題ノ解決ニナルコトニハ其ノ全力ヲ挙ゲルベキダト思ヒマス。

又之ハ内閣ダケノ力アハ駄目デセウ。是非トモ各党ノ一致シタ協力が必要ダ、或ヒハ各党自身ノ処理実行スベキ問題トシテモヨイト思フ。幸ヒ此処ニハ各派ノ方々ガ集ツテ居ラレルカラ、私達ガ一致シ、各党派ア之ヲ実行スルコトニシ、又此ノ総選挙ハ丁度ヨイ機会アスカラ、立候補セラレル人々、応援演説セラレル方々ガ、全国ア凡ユル機会ヲ捉ヘテ、此ノ食糧問題即チ共ニ食シ共ニ働ク運動ヲ大體的ニ起シテ貰ヘルト非常ニ効果ガアルノデアハナイカト思ヒマス。夫レト同時ニ内閣ヲ連合軍司令部ニ食糧ノ早期輸入ヲ懇請スルコトヲラウト思ヒマス。

十二、非常ニ色々コトヲ申シ上ゲタノデスガ、非常ニ切迫シタ社会情勢ダト思ヒマスノテ各位ノ御意見ヲ伺ヒ度イト思フテ申シ上ゲタ次第デス。

注 日付なし。原綴繰込み位置に配列。タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-9 預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件

預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件  
第一、目的

既存購買力ヲ適切ナル方法ニ依リ一時封鎖スルト同時ニ、新ナル生産乃至勤勞ニ因ル適正ナル購買力ヲ造出シ、目睫ニ迫レル社会経済秩序ノ崩壊ヲ防止シ、萎微沈滞ノ極ニ在ル生産活動ノ再開ニ資スルヲ目的トスルコト

第二、実施要領

一、封鎖ノ方法

(一) 封鎖ノ対象ハ本措置実施ノ日以前ニ発生シ、封鎖期間中ニ支払ヲ受クベキ私法上ノ金銭債権ニシテ左ニ掲グルモノトスルコト

(1) 預金、貯金、定期積金、金銭信託、無尽掛金、寄託金(恩給金庫)其ノ他金融機関(郵便局ヲ含ム)以下同ジノ諸預り金ニ関スル債権

(2) 保険金、無尽給付金等金融機関ニ対スル右(1)以外ノ債権

(3) 其ノ他一般ノ債権

(備考)

(一) 現金(銀行券及政府紙幣)ニ付テハ一部ハ新通貨ヲ発行シ之ヲ以テ引換ヲ為スト共ニ残余ニ付テハ之ヲ預貯金等ニ預入セシメタル上本預貯金ニ付テモ本

封鎖措置ヲ適用スルコト(引換手続等ハ別紙ニ依ル)

(二) 新通貨製造能力等ノ関係上本件実施時期ニ於テ新通貨トノ引換ヲ行フコト事実上困難ナル場合ニ於テハ右方可能トナリタル時期ニ於テ速カニ之ヲ実施スルコト

(三) 右ニ依リ新通貨引換ヲ実行シタル時期ニ於テ通貨及預貯金(新通貨発行ニ伴ヒ生ジタル預貯金)ニ対スル財産税等ノ課税価格ヲ算定スルモノトスルコト

(四) 封鎖ノ内容  
右(一)ノ債権ニ付テハ(三)ノ場合ヲ除クノ外封鎖期間中ニ之ヲ支払ラ延期スルコト

(1) 債務者ハ封鎖期間中支払ヲ為サザルコトニ依リ遅滞ノ責ヲ負ハザルコト

(2) 債権者ハ封鎖期間中支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルコト

(3) 手形其ノ他之ニ準ズベキ有価証券ニ関スル権利保存行為ニ付テモ封鎖期間中ハ之ヲ為スコトヲ要セザルコト

(三) 封鎖解除ノ方法

封鎖債権ノ解除、讓渡、又ハ担保提供ニ当リテハ予メ政府ノ許可ヲ受クルヲ要スルコトトスルモ、左ノ場合ニハ其ノ許可ヲ要セザルモノトスルコト  
(1) 世帯員一人当り月百円以内ノ支払

但シ(一)右支払ハ一応三ヶ月間ニ限定スルコト

(二) 同一人ニ対スル重複支払ヲ防止スル為米穀配給通帳等ヲ利用スルコト

(三) 国及地方公共団体ノ預金等ノ支払

(四) 金融機関ノ預金等ノ支払  
相続税、財産税、戦争利得税ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

(五) 但シ成ルベク振替ニ依ラシムルト共ニ徴税令書ヲ提示セシムルコト

(六) 封鎖措置以前ニ発生セル債務ノ弁済ノ為ニスル預金等ノ支払(但シ振替決済ノ方法ニ依リ且公正証書ヲ提示スルモノニ限ル)

(七) 金融機関相互間ノ振替決済(帳簿上ノ振替決済ヲ含ム)

(八) 個人又ハ法人ノ営業上ノ運転資金トシテ別ニ定ムルトコトニ依リ許容セラレタル金額ノ範囲内ノ金額ニ充當スル為ニスル預金等ノ支払

(九) 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ充當スル為ニスル預金等ノ支払(例、必要欠クベカラザル治療費、選挙費用等)

(四) 金融機関ノ貸出調整  
金融機関ハ左ニ掲グル用途ニ充當スル為以外ハ新ニ獲得シタル信用(但シ金融機関ヨリ享受セル信用ヲ除ク)ノ

範囲内ニ於テノ新規貸出ヲ認メラルベキコト

(1) 国家又ハ公共団体ニ対スル資金ノ融通

(2) 産業ノ転換、戦災復興等ニ要スル資金ニシテ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

(3) 爾後ノ預貯金等ニ対スル取扱  
本封鎖実施ノ時期以後ニ於ケル新ナル取引ニ依ル預貯金其ノ他ノ債権債務ニ付テハ封鎖ヲ為サザルコト

尚此ノ点ニ付テハ政府ノ威信ニ掛ケテ之ヲ貫徹スルト共ニ一般国民ニ対シ其ノ旨ヲ充分ニ周知徹底セシムル為所要ノ措置ヲ講ズルコト

二、封鎖ノ時期

今後ノ経済情勢ノ推移及実施準備ニ要スル期間ヲ睨ミ合セ決定スベキモ、一応来年一月中旬ニ之ヲ実施スルコトヲ予定スルコト

三、封鎖ノ期間

本件実施後ニ於ケル経済情勢ノ推移ヲ見透シ決定スベキモ、之ヲ必要ノ最短期間ニ限ルコトヲ別途シ、一応昭和二十二年三月末日迄ヲ予定スルコト

(備考)

封鎖ノ期間ニ付テハ左ノ点ニ留意スルノ要アリ

(一) 期間ハ予メ明定スルノ要アルコト  
(二) 一応定メタル期間ヲ更ニ延長スルコトハ絶対之ヲ避クベキコト

四、本件実施ノ為緊急勅令ヲ制定スルコト

第三、本件実施ニ併行シテ講ズベキ措置

- 一、本件措置ハ経済秩序ノ維持安定ノ為ノ総合的施策ノ一環トシテ之ヲ実施スルノ要アルコト
- (一) 本封鎖措置ハ之ヲ実施セザレバ経済界ニ破局的混乱ヲ惹起シ経済秩序ノ維持困難トナルベキ見透ヲ前提トスルコト
- (二) 本封鎖解除ノ時マデニハ経済諸要素ニ付一応ノ安定的基礎ヲ築カレルコト絶対必須ノ要件タルコト
- 二、本措置ト併行シ左ノ事項ニ付総合的且積極的方策ヲ確立シ実施ニ移スコト緊要ナルコト
- (一) 暫定の物価水準ノ措置(賃銀、給与ニ関スル方策ヲ含ム)
- (二) 食糧特ニ主食糧需給均衡確保ノ方策
- (三) 生産特ニ民需生産振興ノ方策
- (四) 輸送力ノ管理及増強ノ方策
- (五) 国民勤勞促進及就勞ニ関スル対策(失業人口ノ各種事業ヘノ吸収方策ヲ含ム)
- (六) 失業、勤勞無能力者等ニ対スル社会的施設ニ関スル方策
- (七) 財政及金融ノ堅実性回復ニ関スル方策
- (八) 財産税等ノ速カナル実施
- 三、本件措置ヲシテ所期ノ効果ヲ収メシムル為本件措置ノ目

ノ諸預リ金ニ関スル債権  
 (2) 保険金、無尽給付金等金融機関ニ対スル右(1)以外ノ債権  
 (3) 其ノ他一般ノ債権  
 (備考)

(一) 現金(銀行券及政府紙幣)ニ付テハ一部ハ新通貨ヲ発行シ之ヲ以テ引換ヲ為スト共ニ残余ニ付テハ之ヲ預貯金等ニ預入セシメタル上本預貯金等ニ付テモ本封鎖措置ヲ適用スルコト(引換手続等ハ別紙ニ依ル)

(二) 新通貨製造能力等ノ關係上本件実施時期ニ於テ新通貨トノ引換ヲ行フコト事実上困難ナル場合ニ於テハ右ガ可能トナリタル時期ニ於テ速カニ之ヲ実施スルコト

(三) 右ニ依リ新通貨引換ヲ実行シタル時期ニ於テ通貨及預貯金(新通貨発行ニ伴ヒ生ジタル預貯金)ニ対スル財産税等ノ課税価格ヲ算定スルモノトスルコト

(二) 封鎖ノ内容

- 右(一)ノ債権ニ付テハ(三)ノ場合ヲ除クノ外封鎖期間中之ガ支払ヲ延期スルコト
- (1) 債権者ハ封鎖期間中支払ヲ為サザルコトニ依リ遅滞ノ責ヲ負ハザルコト
- (2) 債権者ハ封鎖期間中支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルコト
- (3) 手形其ノ他之ニ準スベキ有価証券ニ関スル権利保存行

の内容、見透特ニ本件が通貨価値ヲ維持シ結局ハ日本国民ノ生活權ヲ共同ニ防衛スルト共ニ預金者等ノ利益保全ノ途ナルコトニ付一般国民ニ対シ周知徹底ヲ図ルト共ニ本件実施ニ関スル一般国民ノ積極的協力ヲ確保スル為万全ノ措置ヲ講ズルコト

注 日付なし、原綴綴込み位置に配列。タイプ打ち。「第二、一、(一)備考(一)の「別紙」(通貨引換に関する立案資料)資料II-10にもあり)は添付されておらず、特定できない。  
 出所 大蔵省資料Z五二六一三一。

II-10 預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件(昭和二〇年二月三日銀行局)

(銀) (一〇、一一、一二)

預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件  
 第一、目的  
 (省略)

第二、実施要領

一、方法

- (一) 封鎖セラルベキ債権ノ範囲  
 本措置実施ノ日以前ニ發生シ、封鎖期間中ニ支払ヲ受クベキ私法上ノ金銭債権ニシテ左ニ掲グルモノトスルコト
- (1) 預金、貯金、定期積金、金銭信託、無尽掛金、寄託金(恩給金庫) 其ノ他金融機関(郵便局ヲ含ム以下同ジ)

為ニ付テモ封鎖期間中ハ之ヲ為スコトヲ要セザルコト  
 (二) 封鎖ノ除外例

- (1) 右(一)ノ(1)ニ付テハ
  - (イ) 一人当り月百円以内ノ支払
  - (ロ) 但シ(一)右支払ハ一応三ヶ月間ニ限定スルコト
- (二) 同一人ニ対スル重複支払ヲ防止スル為米穀配給通帳等ヲ利用スルコト
- (三) 国、都道府県其ノ他公共団体ノ預金等ノ支払
- (四) 金融機関ノ預金等ノ支払
- (五) 公租公課ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払(但シ成ルベク振替ニ依ラシム)
- (六) 給料、労賃其ノ他給与ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払
- (七) 過去ノ債務ノ弁済ノ為ニスル預金等ノ支払(但シ振替決済ニ依ルモノニ限ル)
- (八) 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ
- (例之必要欠クベカラザル治療費、選挙ノ費用等)
- (2) 右(一)ノ(2)及(3)ニ付テハ
  - (イ) 金融機関相互間ノ振替決済
  - (ロ) 金融機関ノ帳簿上ニ於ケル振替決済
- (四) 金融機関ノ貸出
  - (1) 個人又ハ法人ノ爾後ニ於ケル営業上ノ所要資金ニ付テハ嚴ニ之ヲ査定シ、之ガ為ノ資金ノ放出ヲ必要最少限度

- 止ムル為
- (イ) 營業上ノ概ネ一ヶ月間ノ所要資金ヲ各事業毎ニ査定シ
- (ロ) 右査定額ノ範圍内ニ於テ各事業ハ預金等ノ支払ヲ受ケ又ハ金融機關ヨリノ借入ヲ為スコトヲ得ルモノトス但シ右資金ノ支払ハ一回限リトシ、營業規模ノ擴張其ノ他特別ノ事情アルトキハ必要ニ応ジ査定額ヲ増加シ得ルモノトスルコト
- (ハ) 尚右營業上ノ諸支払ハ極力振替決済ニ依ラシムルコト
- (ニ) 營業上ノ設備資金及被災都市ノ住宅等建設資金ニ付テハ個別的ニ審査シ、特に必要ト認メラルルモノニ限り之ヲ認ムルコト
- (三) 戦災者 引揚民其ノ他ノ生活維持乃至再建上必要ナル資金ノ貸出ハ一定ノ規準ニ依リ之ヲ認ムルコト
- (四) 国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ニ対スル融資(公債ノ引受又ハ買入ヲ含ム)ニ付テハ何等ノ制限ヲ設ケザルコト
- (五) 金融機關相互間ノ金融取引ニ付テハ何等ノ制限ヲ設ケザルコト(但シ能フ限リ振替取引ニ依ラシム)
- (五) 爾後ノ預貯金等ニ対スル取扱
- 本封鎖実施ノ時期以後ニ於ケル新ナル取引ニ依ル預貯金其ノ他ノ債權債務ニ付テハ封鎖ヲ為サザルコト

- (一) 本封鎖解除ノ時マデニハ經濟諸要素ニ付一応ノ安定的基礎ガ築カレルコト絶対必須ノ要件タルコト
- 二、本措置ト併行シ左ノ事項ニ付綜合的且積極的方策ヲ確立シ実施ニ移スコト緊要ナルコト
- (一) 根本的物価安定ノ方策(貨銀、給与ニ関スル方策ヲ含ム)
- (二) 食糧特ニ主食糧需給均衡確保ノ方策
- (三) 生産特ニ民需生産振興ノ方策
- (四) 輸送力増強ノ方策
- (五) 国民勤勞促進及就勞ニ関スル対策(失業人口ノ各種事業ヘノ吸収方策ヲ含ム)
- (六) 失業、勤勞無能力者等ニ対スル社会的施設ニ関スル方策
- (七) 財政及金融ノ堅実性回復ニ関スル方策
- (八) 財産税等ノ速カナル実施
- 三、本件措置ヲシテ所期ノ効果ヲ取メシムル為本件措置ノ目的 内容 見透特ニ本件方通貨価値ヲ維持シ結局ハ預金者等ノ利益保全ノ途ナルコトニ付一般国民ニ対シ周知徹底ヲ図ルト共ニ本件実施ニ関スル一般国民ノ積極的協力ヲ確保スル為万全ノ措置ヲ講ズルコト

注 「第一、目的」の「省略」は原資料のもの。タイプ打ち。出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

尚此ノ点ニ付テハ政府ノ威信ニ掛ケテ之ヲ貫徹スルト共ニ一般国民ニ対シ其ノ旨ヲ充分ニ周知徹底セシムル為所要ノ措置ヲ講ズルコト

- 二、封鎖ノ時期
- 今後ノ經濟情勢ノ推移及実施準備ニ要スル期間ヲ睨ミ合セ決定スベキモ、一応来年一月中旬ニ之ヲ実施スルコトヲ予定スルコト
- 三、封鎖ノ期間
- 本件実施後ニ於ケル經濟情勢ノ推移ヲ見透シ決定スベキモ、之ヲ必要ノ最短期間ニ限ルコトヲ別途トシ、一応四ヶ月程度ヲ予定スルコト
- (備考)
- 封鎖ノ期間ニ付テハ左ノ点ニ留意スルノ要アリ
- (一) 期間ハ予メ明定スルノ要アルコト
- (二) 一度定メタル期間ヲ更ニ延長スルコトハ絶対之ヲ避クベキコト
- 四、本件実施ノ為緊急勅令ヲ制定スルコト
- 第三、本件実施ニ併行シテ講ズベキ措置
- 一、本件措置ハ經濟秩序ノ維持安定ノ為ノ綜合的施策ノ一環トシテ之ヲ実施スルノ要アルコト
- (一) 本封鎖措置ハ之ヲ実施セザレバ經濟界ニ破局的混乱ヲ惹起シ經濟秩序ノ維持困難トナルベキ見透ヲ前提トスルコト

II-11 社会經濟秩序安定緊急対策要領案

社会經濟秩序安定緊急対策要領案

一、大蔵省

- (一) 財産税ノ細目發表ト併行シテ採ルヘキ措置
- (イ) 創設ノ趣旨ヲ財政ノ再建、經濟ノ安定乃至復興、国民生活ノ危機取拾等ノ立場ヨリ印象的ニ啓蒙宣伝スルコト(新聞、ラヂオ、雑誌ノ動員、金融機關及經濟団体ノ協力要請其他)
- (ロ) 脱税防止措置ヲ全面的ニ講スルコト(脱税技術ヲ封殺スヘキ当局ノ措置、ドル買、外人名義変更等ニ対スル外国為替管理ノ強化、脱税防止ニ対スル人民の自治監視組織網ノ整備等)
- (二) 預金等ノ封鎖 \* 新規適正購買力ノ造出
- (イ) 封鎖債權ノ適実合理的解除
- (ロ) 新給与暫定水準ノ策定(特ニ最低水準)
- (ハ) 一定水準超過給与額ノ封鎖
- (ニ) 産業資金ノ新ナル調整
- (ホ) 要援護人口ニ対スル最低生活費ノ財政支出(社会保険失業対策其他)
- (四) 暫定物価水準ノ策定——物価原則ノ応急整理
- (五) 財政再建ノ具体的見透シ確立(全部ノ措置ノ集約的帰結)

二、内閣及各省

(一) 政治力ノ結果 \*3  
(イ) 行政ノ人民管理の組織ノ樹立(新民主議会ノ機能發揮ノ場合ハ改廃スルコト) \*

(ロ) 真相ノ誠実巧妙ナル発表

(ハ) チヤーナリズムノ自治の共同歩調組織ノ結成支援

(ニ) 新統制力ノ理念(食糧ノ公正ナル配分確保ヲ主軸トス) 様式、機構ノ確立(人民ノ自治の統制力ノ撰取ヲ主眼トス)

(ホ) 警察力ノ質の向上ヲ図リ其ノ運用新方式ヲ樹立推進スルコト

(ヘ) 社会悪ニ対スル徹底的の懲ノ実行(新立法ヲ考慮スルコト)

(ト) 地方長官ノ権限強化(新立法ヲ考慮スルコト)

(二) 食糧難打開ノ具体的施策

(イ) 食糧ノ供出促進策 \*6  
(a) 警察力ノ適切ナル重点動員ニ配スルニ農山漁村ノ自治の監視網ノ整備ヲ以テシ、其ノ強力ナル活動展開ヲ促進ス

(ロ) 農産物水産物ノ偏行価格秩序ノ調整ニ因リ主食価格ノ合理的引上下其他ノ食糧品価格ノ合理的引下ヲ強行シ、新ナル価格秩序ヲ絶対ニ維持ス

(ハ) 輸送力ノ国家管理ノ断行(輸送手段ノ徵用実施ヲ含)

ム

(ロ) 食生活ノ非常形態ノ樹立及滲透

(イ) 科学者及チヤーナリズムノ動員

(ロ) 未利用食資源ノ利用徹底

(ハ) 自給菜園、自給製塩ノ促進

(ニ) 消費組合ノ結成促進  
(イ) 其ノ他  
(a) 学校ノ臨休制ノ施行(少ク共都市区域ニハ断行ノコト)

(ロ) 当面食糧 燃料、食糧輸入見返品、輸送手段ノ供給増加ヲ結果セサル事業ノ一時停止

(ハ) 都市人口ノ再疎開

(ト) 国営市場ノ開設(主食ヲ含マス)

三、就業対策

(一) 失業人口ノ配置目標  
(イ) 食糧ノ供給及輸送ニ寄与スヘキ部分

(ロ) 燃料ノ増産及輸送ニ寄与スヘキ部分

(ハ) 進駐軍関係ノ作業 \*6  
(イ) 応急住宅ノ建設及補修事業

(ロ) 其他当面ノ危機打開ニ必要ナル事業  
(イ) 給与  
(イ) 事業主負担ヲ原則トス  
(ロ) 已ムヲ得サル場合国庫ハ一部分担スルコト

(三) 労働不能人口ノ援護(生理的不能ヲ含ム) ニ対シテハ最低生活費以内ノ国庫支出ヲ断行ス

書込 \*1 通貨ノ引換ヲ含ム \*2 米ト石炭ノ基準価格 \*3 経済危機突破性格ニ重点ヲ凝集スルコト \*4 連合軍一解放運動ト称シ居ル観點 \*5 危機突破ノ委員会、総理ヨリ委嘱 \*6 食糧危機突破ノ為ノ国民的大運動 \*7 買溜ニ対スル措置 \*8 料理店取止メ \*9 行政機構ノ大規模 \*10 新預金等ノ設定  
注 日付なし、原綴綴込み位置に配列。タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-12 財産税創設上ノ諸問題点(昭和二〇年二月二十六日)

財産税創設上ノ諸問題点 (昭和二〇、二一、二二)

一、財産税施行ノ影響ニ付テ

(イ) 財産税施行前ノ影響

(ロ) 財産税ヨリノ逃避  
(イ) 反物、宝石、穀類其ノ他動産一般ヘノ逃避

(ハ) 資産ノ分散

(ニ) 浪費ノ激化―勤儉意欲ノ減退(人心ノ頹廢)

(イ) 生産意欲ノ停屯

(ロ) 右二伴ノ物価ノ騰貴、物資ノ偏在及濫行、生活不能

(ハ) 右二伴ノ罷業及強盜其ノ他社会不安ノ増加  
(イ) 財産税施行後ノ影響

二、財産税施行ノ事前措置

(一) 事前ニ於ケル経済秩序破綻ノ防止

(イ) 食糧ノ公平配給及増産輸入

(ロ) 過剰購買力ノ封鎖

(ハ) 就業対策事業ノ即時実施

(ニ) 恩給問題ノ解決及社会保険制度ノ早急実施

(イ) 物価ノ安定及引下

(ロ) 給与ノ改善、最低民生ノ維持

(ハ) 住宅難ノ解決

(ニ) 輸送ノ管理

(イ) 石炭ノ確保

(ロ) 政治力ノ結果

(ニ) 財産税逃避ノ防止

(イ) 財産税ノ早期賦課ニ必要ナル可能最大限迄ノ準備ノ完了  
(ロ) 各企業及個人ニ対スル財産税額ノ判別(計算、明瞭化)概算又ハ申告課税制ノ設置  
(ハ) 勤勞及生産意欲ノ増進(国民皆勤運動ノ展開)  
(ニ) 国民総負担、共同一致、国家再建精神ノ涵養増進



(七) 高額消費施設ノ停止

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-13 食糧確保等最低民生維持緊急対策要綱(案)

(昭和二十年二月二十六日)

昭二〇、二一、二六

食糧確保等最低民生維持緊急対策要綱(案)

巨額ノ財産税ノ創設ニ依リ悪性インフレノ發生ヲ防止シ我國財経ノ再建ヲ為サント企図セラレ居ルモ、食糧ノ配給不均衡ト之ガ高価格ニ基ク物価ノ暴騰及給与ノ不足等ニ因リ今ヤ我が国民ノ過半ハ將ニ餓死線上ヲ彷徨セントシツツアリ。現状ノ儘放置セシカ我國ハ急速ニ破局的インフレヲ誘発シ、財産税創設ノ企図ヲ無効ナラシムルノミナラズ、我國ヲシテ国家社会タル機能ヲ喪失セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ。仍テ即時(新春上旬ヲ期シ)左記要領ニ依リ緊急食糧、物価及給与等ニ関スル対策ヲ講ジ国民ヲシテ少クトモ均等ニ其ノ最低ノ民生ヲ維持セシメ、以テ財産税創設ニ至ル迄ノ我國社会経済秩序ノ維持ヲ図ルモノトス。

記

一、米麦配給ノ絶対的均衡化

国民ノ最低民生ヲ維持スルニ必要ナル米麦ハ絶対ニ之ガ配給

ノ均衡化ヲ図ルモノトス

- (一) 昭和二十一年一月上旬ヲ期シ米麦ノ専売ヲ断行スルコト
- (二) 之ガ為全国ノ精米所及精米設備ハ之ヲ国家ニ於テ管理スルコトトシ(要スレバ之ヲ政府ニ於テ買上フ) 同所ニ専売管理所ヲ設置スルコト
- (三) 専売ノ対象ハ全国農家ノ外各工場料理屋宿屋其ノ他家庭ノ米麦全体トスルコト
- (四) 右米麦ハ一応政府ニ於テ本年ニ限り米一石五百円麦一石二百五十円ニテ全部ヲ買上グルコト、但シ一定量以上ノ米麦保有者ニ対シテハ(五)ノ配給割合ニ依リ六月分迄ヲ米一石三百円麦一石五百円ヲ以テ直チニ売却シタル手續ヲトルコト、同昭和二十二年産産米麦ノ買上価格ハ概ネ右売口価格ヲ予定スルコト
- (五) 昭和二十一年六月末迄ノ米麦配給割合ハ左ノ通りトシ業務用其ノ他特配ヲ認メザルコト
- (イ) 農家 一人一日当 三合三勺
- 但シ十歳以下 一人一日当 二合三勺
- (ロ) 其ノ他 一人一日当 二合三勺

但シ政府ニ於テ認ムル場合ニ限り左ノ通り特別加配ヲ行フ

- 坑夫 一人一日当 二合
  - 其ノ他特殊ノ重労働者等 一人一日当 一合
- 尚未利用資源ハ応急加配用ニ之ヲ充当スルヲ原則トシ、又

米麦専売ノ結果若ハ米麦輸入ニ依リ右割合ニ依ル七月分迄ノ要保有量以上ヲ管理シ得タル場合ハ之ヲ重要労働者等ニ加配スルモノトスルコト

- (六) 右米麦ノ供出ヲ奨励スル為農家ニ対シテハ現物引換ニ供出来代価ヲ現金ヲ以テ支払フ外、酒、煙草、塩、農機具、肥料等ノ現物配給ヲ行フコト
- (七) 米麦ノ専売ニ依リ之ガ適正ナル配給ヲ確保スルハ国民ノ生命ニ関スルコトナルヲ以テ、之ガ違反者ニ対シテハ財産ノ没収其ノ他苛烈ナル罰則ヲ設クルコト
- (八) 尚内地人口ノ減少及治安ノ維持ニ資スル為国内全鮮華人ヲ急速ニ鮮華ニ送還スルコト

二、既存過剩購買力ノ封鎖及輸送力ノ管理

米麦専売ノ実行ヲ完全ナラシメ又昭和二十一年ニ於ケル食糧ノ均等且重点的配分ヲ可能ナラシムル為既存過剩及独占購買力ノ封鎖及輸送力ノ国家管理ヲ行フモノトス

- (一) 昭和二十一年一月上旬ヲ期シ昭和二十一年中ニ限り預貯金ノ支払制限ヲ行ヒ爾今預貯金ノ支払ハ個人ハ一ヶ月一人当二百五十円以内、法人ハ俸給給与支払資金又ハ既往一ヶ年平均ノ運転資金額ノ範囲内トシ、其ノ他ハ疾病、臨時的公租公課等ノ支払ノ場合ノ外原則トシテ預貯金ノ払出ヲ認メザルコト
- (二) 現ニ流通中ノ二千円券以上ノ日銀券ハ昭和二十一年一月十五日迄ニ預貯金ニ預入セシメ、同十六日以降ハ之ヲ無効

トスルコトトシ、日銀十円券乃至一円券及五十銭政府紙幣ハ新様式銀行券ヲ流通セシメ得ル時期ニ右同様ノ措置ヲ講ズルコト

- (三) 既存預貯金ノ封鎖ト同時ニ現在ノ十円券以下ノ通貨及新券ノミニ依リ預入ヲ認ムル自由預貯金ヲ設クルコト
- (四) 尚預貯金通帳ノ転売ニ依リ間ノ横流ヲ防止スル為封鎖預貯金ハ昭和二十一年一月末以降米穀通帳ニ依リ名義人ニ非ザレバ之ヲ引出シ得ザルモノトスルコト
- (五) 全国ノトラックハ総テ之ヲ国家ニ於テ借上ゲ、運輸省ニ於テ管理スルコト要スレバダツト三輪車ニ付同様ノ措置ヲ為スコト

三、食糧増産及就業対策ノ早急実施

主食ノ全面的国家管理及既往購買力ノ封鎖ト共ニ徹底的食糧増産及就業対策ヲ実施スルモノトス

- (一) 応急的就业対策トシテ戦災地ノ清掃畑化及浸水田畑ノ修築ヲ即時ニ大体的ニ実施スルコト
- (二) 各種肥料ノ増産ニ全力ヲ傾注スルト共ニ機械力ヲ大規模ニ駆使スル等田畑ノ開墾等ヲ強力ニ実行シ併セテ就業対策ニ資スルコト
- (三) 尚右ノ外焼ビルノ修築アパルト化其ノ他ノ各般ノ就業対策ヲ実施スルコト
- (四) 新規ナル田畑ノ開墾ヲ容易ナラシムル為文化的組立家屋ヲ大量ニ製造スルコト

四、社会保険制度ノ早急実施

肉体労働不能ナル者ノ最低民生ヲ保障スル為昭和二十一年一月一日ヨリ社会保険制度ヲ実施スルモノトス

五、物価秩序ノ再建

既存過剩購買力ノ封鎖ト共ニ米価一石三百円ヲ基準トシ、概ネ昭和十一年価格ノ十倍ヲ標準トシテ主要商品価格ヲ定メ応急ニ新物価体系ヲ指示シテ物価秩序ノ速急ナル再建ヲ図ルト共ニ、漸次物価ノ低下ヲ馴致スルモノトス

六、給与ノ改善

給与ヲ改善シ民生ノ不安ヲ除去シ、安定セル勤勞ヲ確保スルコトニ依リ生産ノ能率ノ増加ヲ図ルモノトス

(一) 右新物価水準ニ即応シ国民ノ最低民生ヲ保障シ得ルニ足ル貨銀給与ヲ最低基準トシテ官吏及就業対策ニ依ル就業者ノ新給与貨銀ヲ確定スルト共ニ一般ノ給与貨銀ヲ右ニ準拠セシムルコト

(二) 賞与ハ昭和二十一年ニ限り毎月平均シテ支給セシムルコト

(三) 尚米麦専売ヲ確實ニ行ヒ得ル様特ニ警察官ノ待遇ヲ改善シ又其ノ質的向上ヲ図ルコト

(四) 一ヶ月給与(賞与ヲ含ム)三千円ヲ超ユル額ハ昭和二十一年ニ限り其ノ封鎖預金ニ預入セシムルコト

七、応急住宅対策ノ実施

(一) 戦災都市ニ於ケル専門学校以上ハ昭和二十一年九月迄休

校トスルト共ニ農村ニ移転セシメ、右校舍ハ之ヲ戦災者及引揚邦人ノ住宅等ニ充当スルコト

(二) 尚右ニテモ不足ナルトキハ空間アル邸宅ヲ解放シ、又料理店等ヲ利用スルコト

(三) 戦災都市ニ於ケル住宅ノ建築坪数ハ当分ノ内之ヲ十五坪以内ニ制限スルト共ニ万人建設可能ナル文化組立家屋ヲ工夫スルコト

注 タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

昭二〇、二二、二八  
II-14 米ノ強制供出制度ニ対スル意見(昭和二〇年一月二十八日)

昭二〇、二二、二八

米ノ強制供出制度ニ対スル意見

米ノ強制供出制度ヲ実施スルナラバ寧ロ此ノ際米麦専売制度ヲ実施スルヲ可トスベシ、其ノ理由左ノ如シ

一、米ノ強制供出ハ農家ノミヲ圧迫スルコトトナルコト

二、既ニ米麦ノ横流レ多分ニアルヲ以テ農家ノミナラズ、会社、宿屋、料理屋、其ノ他ヲ対象トシ管理スル要アルコト

三、米ノ割当ハ必ズシモ農家ニ均衡ナラズ、寧ロ一括政府ヲ買上ゲ、然ル後一人当配給量ヲ認ムルヲ適當トスベキコト

例ハバ 農家及労働者 三合三勺 四千万人 一ヶ月 三九六万石

其ノ他 二合三勺 三千五百万人 一ヶ月 二四二万石  
合 計 七千五百万人 一ヶ月 六三八万石

四、連合軍ニ対シテモ全石ノ米麦ヲ管理スルノデナケレバ何時迄タツテモ全体トシテ食糧方足りルカ足りヌカ論争ニナルノミテアルコト

五、尚米ノ供出ヲ良クスル為ニハ左ノ措置ヲ併行シテ執ルヲ可トスル

(イ) 本年度産米ニ限り高ク買上ゲ同時ニ来年ハ安イコトヲ表明スルコト

(ロ) 精米所ヲ国家ニ於テ管理スルコト(全国約一万个所)

(ハ) 主要道路(トラック道路)ニ関所ヲ設ケ監視スルコト

(ニ) 資金面ニ於テモ横流レヲ防グコト

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

昭二〇、二二、二九  
II-15 現行ノ流通通貨ノ封鎖及新券ノ引換(昭和二〇年二月二十九日)

昭二〇、二二、二九

\* 現行ノ流通通貨ノ封鎖及新券ノ引換

一、過剰購買力ヲ封鎖スル為ニハ現行流通通貨ノ一部ヲ預金化スルコトヲ望シ、而シテ流通通貨ノ一部預金化後ノ適正流通高ヲ按ズルニ、社会経済秩序安定後ノ物価水準ヲ米価一石三百円ヲ基準トシテ考ヘレバ五大家族ノ最低生計費八月六百

円程度デアラウ。然ルトキハ世帯数ヲ千五百万戸トスレバ九十億円トナルガ、之ニ会社等ノ所要手持現金ヲ加ヘレバ約百五十億円ト計算サレル。而シテ右計數ハ各人ノ預金引出(一人当月百円トシタ)ニ依ツテ直チニ二百億円位ニ増加スルデアラウ。

二、而シテ之ヲ全部新券十円及百円ヲ以テスルトセバ大体左ノ準備ヲ必要トスルデアラウ。

流通高 手許準備等 計 同上枚數  
百円 八〇億円 四〇億円 一二〇億円 億枚  
十円 二〇〇 六〇 一八〇 一八  
計 二〇〇 一〇〇 三〇〇 一九・二

然ルニ現在ノ銀行券印刷能力ハ月二億枚アルカラ、右ノ如キ案ニ依リ新券トノ引換ヲ行ハントセバ、現在直チニ準備ニ着手スルトシテ、来年十一月ニ実行出来ルニ過ギナイ。

三、現在ノ銀行券流通高及手持高ハ十二月十日現在ニテ左ノ如クデアアル

發行高 手許準備高  
百万円 百万円  
一円 六七 四二  
五円 一、〇二六 三五〇  
十円 二、七〇八 二、七二三  
二十円 二七六 七七

三、現在ノ銀行券流通高及手持高ハ十二月十日現在ニテ左ノ如クデアアル

尚外二五百万券七億円、千円券四億四千万計五億一千万円ノ準備カアル

四、右ノ發行高ノ中一円乃至十円券ノ合計ハ一四〇億四千万アル。夫レ故現下ノ急迫セル情勢裡ニ於テ流通通貨ノ回収ヲ行フトセバ、若干ノ不公平ハ免レ難イガ、右ノ百円、二百円及千円ヲ一定期日迄ニ預金化セシメルコトアル。然ル後新券ノ印刷整ヒタル最近ノ期日ニ更ニ全面的ナル新券トノ引換ヲ斷行スベキアル。而シテ右新券トノ全面的交換迄ノ預金ノ払出用等ノ現金ハ現行十円、二十七億円及五百円、千円券五十一億円ノ外出来得レバ現行百円ニスタンプヲ押捺シテ使用スルヲ適当トスルデアラウ。

右スタンプノ押捺能力ノ参考トシテ郵便局ニ於ケルスタンプ能力ヲ掲グレバ、郵便局ニ於テハ百枚ヲ押捺スルニ五分間ヲ要スルト言フ。故ニ百円券二百億円(七千五百万人ガ百円宛預金ヲ引出ストシテ七十五億円ヲ必要トスル)即チ一億枚ヲ押捺スルニハ一日六時間労働トシテ千五百人ガ十日間働クコトヲ要スル計算トナル。

書込 \* 大 臣、次官、主税局長、金融局長、物価部長、終戦部長  
官房長

注 タイプ打ち。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-16 財産税等ノ実施ニ関連シ差当り考慮スベキ事項(昭和二〇年二月二十八日物価部)

財産税等ノ実施ニ関連シ差当り考慮スベキ事項

- 一〇、一一、二八 物価部
- 一、財産税実施ニ至ル迄ノ悪影響ヲ可及的ニ少カラシムル為左ノ諸措置ヲ採ルコト
- (一) 財産税ノ實際負担額ヲ成ルべく早期ニ発表スルコト
- (二) 財産税発表後ニ於ケル回避乃至遁脱行為ニ対スル防止手段ニ付右ト同時ニ発表スルコト
- (三) 貨幣的資産ニ対スル相当大幅ノ優遇措置ヲ講スルコトトシ之ニ付テモ可及的ニ右ト同時ニ発表スルコト
- 二、財産税ノインフレ防止ニ対スル効果ヲ確保スル為左記ノ原則ヲ遵守スルコト
- (一) 財産税ノ徴収ハ技術上能ク限リ早期且一時ニ之ヲ強行スルコト
- (二) 延納及物納ヲ認ムル範圍ハ最小限ニ止ムルト共ニ物納物件ヲ可及的急速ニ換価スルコト
- (三) 財産税ノ収入ハ拳ゲテ之ヲ國債ノ償却ニ振向クベキコト
- (四) 納税ノ為ノ新規資金ノ貸出ハ之ヲ行ハザルコト
- (五) 書画骨董ノ他買溜物品ノ捕捉及評価ニ付十全ノ方策ヲ

講ズルコト

(六) 財産税ヲ徴収スルトイフ前提ノ下ニ企業補償、戦争保険等ノ実行ヲ緩ニスルガ如キハ厳ニ之ヲ避ケ、出来得ル限り厳正ナル基準ノ下ニ適正ナル査定ヲ行フトニ留意スルコト

(七) 經常ノ財政収支ニ付テハ速カニ均衡ヲ確保スル為ノ強力ナル方策ヲ確定シ且之ヲ嚴格ニ実行スルコト

三、財産税ノ生産ニ及ボス悪影響ヲ可及的ニ少ナカラシムル為左記ノ方針ヲ採ルコト

(一) 企業ノ現物資産ノ評価ニ当リテハ、之ガ生産原価ノ昂騰ヲ招来シ、延テハ其ノ後ニ於ケル当該企業ノ収益能力、対外競争力等ニモ影響スベキコトヲ十分ニ考慮シテ慎重ヲ期スベキコト

(二) 株式ノ評価ニ付テハ調査時期直前ノ平均価格ノミニ依ラズ將來ノ企業ノ収益力等ヲ十分考慮ニ入レルコト

(三) 財産税ノ実施ニ伴フ企業財政ノ再建方策ニ付、適當ナル方式ヲ可及的速カニ考案シ、之ガ実行ヲ促進スルコト(増資、減資、新会社設立等ノ問題)

(四) 財産税収納後ノ企業ノ流動資金ノ供給ニ付、適切ナル方針ヲ決定シ、企業ノ経営不安ヲ解消セシムルコト

四、財産税ノ実施ヲ適切ナラシムル為左ノ措置ヲ採ルコト  
(一) 財産税ノ調査、徴収ニ当リ事務能力ノ拡充ヲ可及的速カニ図ルコト

追加

四 (三) 新田交換ノ事務処理ヲ円滑適正ニ行ハシムル様技術設備人員等ニ関スル計画ヲ速カニ樹立シ且其ノ実施準備ニ可及的早期ヨリ着手スルコト  
注 ガリ版刷。  
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-17 購買券ノ難点

購買券ノ難点  
一、二種類ノ通貨分出来ルコト(購買券自体及購買券付銀行券

並ニ一般銀行券)即チ購買券ノ売買ガ生ズルコト  
 二、収入額ガ購買券額以下ノ者ニ対シテモ定期購買券ヲ配付セザルヲ得ザル關係上、社会的思想的ニ待遇改善等社会問題ヲ起ス可能性アルコト

三、毎月ノ購買券給付額同一トナル為幾何働イテモ實際使用シ得ル収入ハ増加セザルコト即チ勤勞意欲ヲ阻害スルコト  
 四、法人会社ニ対スル購買券交付方法困難ナルコト  
 五、各家庭ニ購買券ヲ配付スルニハ相当期間ヲ要シ又種々問題ヲ起シ易キコト

注 日付なし。原綴繰込み位置に配列。手書きカーボン複写。  
 出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-18 預金等ノ一時封鎖並ニ現行通貨ノ預金化及簡易引換措置ニ関スル件(昭和二〇年二月三〇日)

(一〇、一一、三〇)

預金等ノ一時封鎖並ニ現行通貨ノ預金化及簡易引換措置ニ関スル件

第一、預金等ノ封鎖

一、方法

(一) 封鎖セラルベキ債権ノ範圍

本措置実施ノ日以前ニ發生シ、封鎖期間中ニ支払ヲ受ケベキ私法上ノ金錢債権ニシテ左ニ掲グルモノトスルコト

(イ) 公租公課ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払(但シ成ルベク振替ニ依ラシム)  
 (ロ) 給料、勞賃其ノ他給与ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払  
 (ハ) 過去ノ債務ノ弁済ノ為ニスル預金等ノ支払(但シ振替決済ニ依ルモノニ限ル)  
 (ニ) 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ

(イ) 例之必要欠クベカラザル治療費、選挙ノ費用等)

(2) 右(一)(2)ニ付テハ

(イ) 金融機関相互間ノ振替決済  
 (ロ) 金融機関ノ帳簿上ニ於ケル振替決済  
 (ハ) 金融機関ノ貸出(預金ノ引出ヲ含ム)

(1) 個人又ハ法人ノ爾後ニ於ケル營業上ノ所要資金ニ付テハ敵ニ之ヲ査定シ、之ガ為ノ資金ノ放出ヲ必要最少限度ニ止ムル為

(イ) 營業上ノ概ネ一ヶ月間ノ所要資金ヲ各事業毎ニ査定シ

(ロ) 右査定額ノ範圍内ニ於テ各事業ハ預金等ノ支払ヲ受ケ又ハ金融機関ヨリノ借入ヲ為スコトヲ得ルモノトス但シ右資金ノ支払ハ一回限りトシ、營業規模ノ拡張其ノ他特別ノ事情アルトキハ必要ニ応ジ査定額ヲ増加シ得ルモノトスルコト

(ハ) 尚右營業上ノ諸支払ハ極力振替決済ニ依ラシムルコト

(1) 預金、貯金、定期積金、金錢信託、無尽掛金、寄託金(恩給金庫)其ノ他金融機関(郵便局ヲ含ム以下同ジ)ノ諸預り金ニ関スル債権、保険金及無尽給付金ニ関スル債権

(2) 其ノ他一般ノ債権

(二) 封鎖ノ内容

右(一)ノ債権ニ付テハ(三)ノ場合ヲ除クノ外封鎖期間中ノ支払ヲ延期スルコト

(1) 債務者ハ封鎖期間中支払ヲ為サザルコトニ依リ滯滞ノ責ヲ負ハザルコト

(2) 債権者ハ封鎖期間中支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルコト

(3) 手形其ノ他之ニ準ズベキ有価証券ニ関スル權利保存行為ニ付テモ封鎖期間中ハ之ヲ為スコトヲ要セザルコト

(三) 封鎖ノ除外例

(1) 右(一)(1)ニ付テハ

(イ) 一人当り月百円以内ノ支払  
 但シ(二)右支払ハ一応ニヶ月間ニ限定スルコト

(ロ) 同一人ニ対スル重複支払ヲ防止スル為米穀配給通帳等ヲ利用スルコト

(ハ) 国、都道府県其ノ他地方公共団体ノ預金等ノ支払  
 (ニ) 金融機関ノ預金等ノ支払

ト

(2) 營業上ノ設備資金及戦災都市ノ住宅等建設資金ニ付テハ個別的ニ審査シ、特に必要ト認メラルモノノ二限り之ヲ認ムルコト

(3) 戦災者、引揚民其ノ他ノ生活維持乃至再建上必要ナル資金ノ貸出ハ一定ノ規準ニ依リ之ヲ認ムルコト

(4) 国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ニ対スル融資公債ノ引受又ハ買入ヲ含ム)ニ付テハ何等ノ制限ヲ設ケザルコト

(5) 金融機関相互間ノ金融取引ニ付テハ何等ノ制限ヲ設ケザルコト(但シ能フ限り振替取引ニ依ラシム)

(ハ) 預貯金ノ流通手段化ノ抑止  
 本件封鎖期間中ニ於ケル既往預貯金ノ流通手段化ヲ抑止スル為之等預貯金ノ名義書換等ハ本措置ニ於テ認メラレタル場合其ノ他特別ノ場合ヲ除キ之ヲ停止スルコト

(ニ) 爾後ノ預貯金等ニ対スル取扱  
 本封鎖実施ノ時期以後ニ於ケル新ナル取引ニ依リ預貯金其ノ他ノ債権債務ニ付テハ封鎖ヲ為サザルコト

尚此ノ点ニ付テハ政府ノ威信ニ掛ケテ之ヲ貫徹スルト共ニ一般國民ニ対シ其ノ旨ヲ充分ニ周知徹底セシムル為所  
 要ノ措置ヲ講ズルコト

二、封鎖ノ時期

今後ノ經濟情勢ノ推移及実施準備ニ要スル期間ヲ睨ミ合セ

決定スベキモ、一応来年一月中旬ニ之ヲ実施スルコトヲ予定スルコト

三、封鎖ノ期間

本件実施後ニ於ケル経済情勢ノ推移ヲ見透シ決定スベキモ、之ヲ必要ノ最短期間ニ限ルコトヲ目途トシ、一応六ヶ月程度ヲ予定スルコト

(備考)

封鎖ノ期間ニ付テハ左ノ点ニ留意スルノ要アリ

(一) 期間ハ予メ明定スルノ要アルコト

(二) 一度定メタル期間ヲ更ニ延長スルコトハ絶対之ヲ避クベキコト

四、本件実施ノ為緊急勅令ヲ制定スルコト

第二 現行通貨ノ預金化及簡易引換

一、現行流通通貨ノ中十円券以上ノ大額券ハ一定期日迄ニ所有者ヲシテ銀行等ニ呈示セシメ簡易引換証紙ノ交付ヲ受ケシムルコト

(一) 右簡易引換証紙ノ交付ハ一人当一回限百円、会社個人商店其ノ他ノ事業者ニ付テハ〇円以内トスルコト

(備考) 会社、個人商店其ノ他ノ事業者ニ対スル引換限度ノ基準ハ別ニ之ヲ定ムルコト

(二) 右ヲ超ユル十円以上ノ大額券ハ之ヲ右期日迄ニ金融機関ニ預入セシムルコトトシ右期日後ハ之ヲ無効トスルコト

(備考) 右期日ハ一応二月十日頃ヲ予定スルコト

二、右期日以後ニ於ケル金融機関ヨリノ預金ノ払戻及貸出ニ際シテ八十円券以上ニ付テハ簡易引換証紙ヲ添へ交付スルコト

三、右簡易引換証紙添付ノ銀行券ニ依ル新規ノ預金ハ之ヲ自由預金トシ、之ニ付テハ財産税及戦時利得税ノ課税対象ト為サザルコト

四、無記名証券ニ付テモ成ルベク右銀行券ノ簡易引換ノ期日迄ニ確認ヲ実行シ、預金其ノ他ニ対スル財産税等ノ課税価格算定ヲ右期日ニ置クコト

(備考)

一、簡易引換証紙ハ約三十億枚ヲ準備スルコトヲ要ス

二、簡易引換証紙ハ十円及百円ノ二種トシ、之ヲ銀行ニ準備シ置キ両替及汚損紙ノ引換等ヲ行フコト

三、簡易引換証紙及無記名証券確認証ノ印刷ヲ早期ニ完了スル為必要アルトキハ其ノ限度ニ於テ新様式日本銀行券ノ印刷ヲ割愛スルコト

五、本件実施ノ為緊急勅令ヲ制定スルコト

注 タイプ打ち。「第二」の「五」はエンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六三一一。

II-19 社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案 (昭和二十二年二月三〇日)

昭二〇、二二、三〇

社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案

現下ニ於ケル社会経済情勢ヲ推察スルニ此ノ際果敢ナル措置ヲ講スルニ非ズンバ崩壊ノ一途ヲ迎ルノミト考ヘラルル処右社会経済秩序崩壊ノ大勢ヲ防止スルハ根本的ニ民生特ニ食糧問題ノ解決ニアルニ鑑ミ之ヲ解決ヲ主眼トシテ国家総力ヲ結集シ、左記事項ヲ強力ニ速急実施スルモノトス

記

一、政治力ノ結集

本施策ハ現下ノ危局ヲ防止スル為政治力ヲ結集スルノ要アルニ願ミ其ノ基底ヲ連合軍ノ協力支持ニ置キ、全国民ノ協同一致警察力ノ再強化ニ依リ此ノ国難ニ当ルヲ根本トスルモノトス

(イ) 内閣施策ノ重点ヲ本施策ノ遂行ニ置キ謂ハバ食糧内閣ノ性格ヲ鮮明ナラシムルコト

(ロ) 連合軍ニ危局ヲ披瀝シ其ノ全面的支持ヲ求ムルコト

(ハ) 警察力ノ質的向上ヲ図リ其ノ運用新方式ヲ樹立推進スルコト

(ニ) 各政党ニ呼びカケ本施策ノ遂行ニ全面的協力ヲ求ムルコト

(ホ) 各地方長官ヲシテ国家全体ノ危局突破ヲ第一義トシテ施策セシムルコト

(地方長官ノ任免ヲ内閣総理大臣ニ於テ行フコト)

(ロ) 言論各階ニ呼びカケ其ノ全面的協力ヲ求ムルコト

(ハ) 全国民協同一致シテ食糧問題ヲ解決スルニ非ザレバ現下ノ社会経済秩序ノ崩壊ヲ防止シ得ザルコト即チ最低民生ノ維持特ニ食糧ニ関スル限り完全ナル統制管理ヲ行フニ非ザレバ国難ヲ突破シ得ザルコトヲ国民全般ヲシテ確認セシムルコト

二、食糧難打開ノ具體的施策

(一) 社会経済秩序崩壊ノ防止ノ為国民連帯食糧危機突破大運動ノ展開 (選挙演説、新聞、雑誌、ラヂオ等)

(二) 主食ノ国家管理ノ強化ト合理的適正配給ノ実行

(イ) 農家ノ米麦ノミナラス宿屋、料理屋、工場、資産家等一般国民ノ米麦ヲ対象トシテ専売制ヲ実施スルコト

(ロ) 管理米麦ヲ昭和二十一年七月末迄ヲ目途トシ国民ノ勤労等ニ依ル科学的消費量ニ応ジ合理的ナル適正配給ヲ実行スルコト

(ハ) 精米所及精米設備ハ政府ニ於テ管理スルコト

(ニ) 本年度米価ヲ合理的ニ引上ゲ生鮮食料品価格ヲ引下ケ、両者ノ価格ノ均衡ヲ恢復スルコト

(ホ) 米麦買上代金ノ支払ヲ迅速ナラシムルト共ニ酒、煙草、塩、農機具、衣料、肥料其ノ他農村需要品ヲ消費都市民

ノ犧牲ニ於テ米麦供出程度ニ応ジ公定價格ヲ以テ現物給与スルコト

(ノ) 米麦専売ノ完全ヲ期スル為警察力ノ適切ナル重点動員ニ配スルニ都市及農山漁村ノ自治的監視網ノ整備ヲ以テシ其ノ強力ナル活動展開ヲ促進スルコト

(ハ) 米麦専売ノ成否ハ國民ノ生命及國家ノ存亡ニ関スルヲ以テ之方違反者ニ對シテ右ニ相応スル嚴罰ヲ課スルコト

(三) 副食物管理ノ強化ト重点配給

(イ) 生鮮食料品ノ價格及配給等ノ再統制管理ヲ行フコト

(ア) 水産物水揚場ヲ國家ニ於テ管理シ、之ヲ大都市ニ重点的ニ配給ス之方為水揚場ニ特別ニ警官又ハ特別ノ管理人ヲ配置スルコト

(B) 農業會等ニ對スル野菜供出ノ徹底強化ヲ行フコト

(C) 味噌醬油等ニ對スル統制ノ強化

(D) 生鮮食料品等ニ付テモ其ノ供出程度ニ応ジ塩、油其ノ他トノバーター制ヲ行フコト

(ロ) 公設市場ヲ速急ニ開設スルコト

(ハ) 會社等ノ食糧購入ノ禁止

(四) 食生活ノ非常形態ノ樹立及滲透

(イ) 節食及衡平ナル食生活ノ徹底

(ロ) 未利用資源ノ利用徹底

(ハ) 未利用地ノ畑化(都市農村ヲ通ズル個人、団体、組合単位自給畑ノ建設)

(ニ) 高額消費施設ノ停止(高級料理店ノ閉鎖及高級宿屋ノ大衆化等)

(ホ) 消費組合ノ結成促進

(ノ) 食糧問題解決ニ寄与セザル施策及事業ノ絶対停止(水政省、内閣院ノ設置ノ見送等)

(ハ) 都市輸入ノ制限

(イ) 専門學校以上ノ集團勞力ノ食糧危機突破ヘノ活用、尚之方農村ヘノ移転及国力ニ応ズル學校ノ再編成(大學及専門學校ノ淘汰、機械學校、電氣學校等ノ設置)

(ロ) 都市諸施設(事務所等)ノ再疎開

(X) 科學者及ジャーナリズムノ動員(宣伝及バクテリアノ研究)

(五) 食糧ノ増産

(イ) 肥料ノ増産(各種ノ肥料トス)

(ロ) 被災地ノ畑化

(ハ) 水産物ノ増獲及増産(漁具等ノ増産及重点配給)

(ニ) 自給製塩及田畑ノ開墾並ニ之方優遇

(ホ) 野草等ノ活用ニ依ル牧畜ノ奨励

(ノ) 品種ノ選抜及栽培物ノ再検討

三、食糧問題解決施策ヲ補充スベキ具態策

(一) 横流シ輸送ノ封鎖

(イ) トラック等輸送機關ノ國家管理  
主要幹道ニ於ケル檢分所ノ設置

(二) 失業対策ノ実施

國庫負担ニ於テ左ノ失業対策事業ヲ行ヒ失業人口ニ對シテハ之ニ従事スルコトヲ条件トシテ最低生活ニ必要ナル失業手当ヲ支給スルコト

(イ) 食糧ノ供給及輸送ニ寄与スベキ事業

(ロ) 燃料ノ増産及輸送ニ寄与スベキ事業

(ハ) 応急住宅ノ建設及補修事業

(ニ) 其ノ他當面ノ危機打開ニ必要ナル事業

(三) 社會保險制度ノ実施

生理的其ノ他ノ事由ニ因ル労働不能人口ノ援護ニ對シテハ最低生活費以內ノ國庫支出ヲ斷行スルコト

(四) 住宅問題ノ解決

(イ) 都市専門學校以上校舎ノアパート化

(ロ) 焼ビルノアパート化

(ハ) 寮及無人邸宅ノ解放

(ニ) 新開墾地其ノ他農村ニ於ケル住宅ノ建設

(ホ) 住宅ノ規格化及万人組立可能文化堅牢住宅ノ増産徹底

(三) 自主的勤勞及生産意欲ノ増進

(イ) 國民皆勤運動ノ展開

(ロ) 財産税ノ細目ヲ成ルベク速カニ発表シ又之ガ課税計算期日ヲ成ルベク早期化スルコト

(ハ) 遊休設備物資材料ノ操業企業ヘノ活用

(ニ) 補助金、補償金及命令融資制度ノ原則的全廢

(六) 米及石炭價格ヲ基準トスル物價水準ノ策定及物價体系ノ指示

(イ) 給与ノ改善(米価ヲ基準トシ最低生活費ヲ確保ス) 特ニ警察其ノ他食糧管理担当者ノ優遇

(ロ) 横流シ資金ノ封鎖及撤去

(ハ) 既存過剩購買力ノ封鎖

(ニ) 既在預金等ノ支払制限(預金ノ流通手段化ノ禁止ヲ含ム) 及新自由預金ノ設定(別紙)

(ホ) 流通通貨ノ預金化及簡易新券トノ引換(別紙)

(ノ) 高額の所得ノ封鎖

(イ) 時期ヲ失セザル嚴格ナル財産税ノ徴収

四、措置

(一) 本施策ハ之ヲ綜合併行的ニ実施スルコト

(ロ) 本施策中法令ノ制定ヲ要スルモノハ細則ヲ除キ之ヲ一法令ニ取纏ムルコト

(ハ) 本施策ノ具態的實現ヲ見ル迄ハ他ノ新ナル企画ハ之ヲ見合スコト

(ニ) 本施策ノ適実ナル具態的實現ヲ図ル為各省ハ其ノ中央官吏ヲ中央地方ニ於ケル本施策實施上ノ現業事務(精米所、水揚場等)ニ従事セシメ特ニ末端第一線ノ充實強化ヲ図ルコト

注 タイフ打ち。三(ハ)の「別紙」は資料II-18の文書と推斷される。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II-20 インフレ対策研究——論議ノ基礎ノ提供(昭和二年二月三〇日)

インフレ対策研究 (二〇、二二、三〇)
——論議ノ基礎ノ提供——

一、序言

インフレ問題ハ財政金融面ノ対策ノニ依ツテ処理スルコトハ不可能アリ就中現下ノ日本ノ直面スル夫々ハ然リテアル依ツテ政府ハ食糧問題処理ヲ中核トスル綜合案ヲ目下取急ギ立案中デアアルガソレ等ノ論議ノ為ニハ問題ガ奈辺ニ存スルカ問題ヲ解釈スル上ノ経済理論ハ何カト云フコトヲ明確化スルコトガ必要デアアル

当メモヲ認メタノハ我等ノ所見ノ大綱ヲ開陳シ之ニ基イテ貴司令部ト意見ヲ交換シ以テ上記綜合案ヲ論議スル為ノ準備ニ資シタイト考ヘタ為デアアル

二、問題ノ列挙

インフレト云フ言葉ハ民衆ノ手ニアル購買力ノ不釣合ナル増大、即ち通貨預金公債等ノ形ニ於ケル国民資産ガ物産並ニ物産生産施設ノ形ニ於ケル国民資産ニ比シテ不均衡ニ増大スルコトト云フ意味ニ用フルコトトスルガ当面日本ガ此ノ状態ニ陥ツテキルコトが目下ノ経済上ノ危機ノ一大原因デアアルコトニハ何人モ異論ガナイガ更ニ少クトモ左記五項ヲ挙ゲネバナラヌ

ベキモノデアナイコトヲ既ニ聞カサレテキル

或人ハ目下ノ国債利払負担ガ全歳入見積リノ大部分ヲ占メル事実ヲ見テ赤字公債ニヨル悪循環必至ヲ憂フルガ之ハ旧物価ニ膠着シテ物ヲ考ヘルカラデアツテ後ニ説ク如ク適度ノ高物価ヲ容認セザルヲ得ナイ以上其ノ物価水準ヲ以テ見レバ仮令三千億円ノ公債負担ガアツテモ其ノ利払ハ大シタモノデアハナイ

当面ノインフレノ基本性格ニ就イテハ尚述ブベキコトガアルガ叙述ノ便宜ノ為ニソレハ他ノ問題ノ吟味ヲ行ヒツツ補充シテ行クコトニスル

(一) 食糧ノ絶対不足

之コソ目下ノ最重要ノ問題デアアル、然シ此ノ問題ハ事柄ノ筋トシテハ単純デアアル、真ニ絶対不足ナラバ餓エル他ハナイ、只其ノ餓エ方ニハ国民ノ如何ナル部分ガ特ニ甚シク餓ユルカ又如何ナル部分ノモノガ其ノ結果死ニ至ルカニ付テ種々ノ區別ガアル從ツテ問題ハ如何ナル様式ニ於テ餓エシメ、死セシメルノガ一番望マシイカノ問題ニ帰スル此ノ問題ハ然シ若シ幸ニシテ輸入ガ実現スルナラバ夫ヲ以テ簡單ニ解消スルモノナルガ故ニ我々ハ其ノ成功ニ對シテアラユル努力ヲ傾倒スルコトトシ餓死スル場合ノ方式ノ研究ニ入ルコトハ茲暫ク避ケルコトニシタイ、但シ仮令輸入ガ実現スルトシテモ現在ノ供出状態ト物価奔騰状態ニ對シテハ大キナ手が打タレネバナラヌコトハ明瞭デアツテソレガ序言

(一) 食糧ノ絶対量不足
(二) 右ノ対策トシテ輸入ガ実現スルヤ否ヤノ危懼ヲ主因トスル供出ノ不振ト買溜ノ横行

(三) 石炭等ノ食糧以外ノ基礎物資ノ不足

(四) 輸送力ノ不足

(五) 各種生産組織ノ内部及外部両面ニ於ケル不安定条件ノ制約ニ起因スル生産ノ停滞

右五項ニ前記購買力過剰ノ問題ヲ加ヘタ六項ニ就キ夫々ノ基本性格ヲ吟味シ問題ヲ大局ノ二把握スルコトヲ試ミタイ

三、六問題ノ性格吟味

(一) 過剰購買力

目下ノ日本ニ於ケルインフレノ性格ニ就イテ第一ニ知ルベキコトハ其ノスケールハ極メテ大キク見エルケレ共凡テ過去ニ属スルモノ(即チ戦費)及ビ過去ノ後始末ニ属スルモノ(例ハバ政府ノ企業補償)デアツテ今後継続的ニインフレガ起ルベキ要素ハ僅少デアルト言フコト換言スレバ日本ノ当面スルインフレニハ所謂悪循環ノ要素ハ少ナイト言フコトデアアル

ソレニハ勿論二ツノ条件ガ必要ナル

第一ニハ連合軍ノ占領費用ガ余リニモ莫大ニ上ラナイコト
第二ニハ連合軍賠償要求ガ国内経済ニ過大ナル負担ヲカケナイコト

然シ乍ラ幸ニシテ我等ハ連合軍ノ聡明サニヨリ之等ガ恐ル

中ニ一言シタ目下政府ニ於テ立案中ノ綜合案デアアル

(二) 供出不振ト買溜横行

之ハ其ノ性質ハ前問題ノ延長ニ過ギナイガ其ノ基本性格トシテ銘記シテ置カネバナラヌコトハ苟モ食糧ノ絶対量ガ不足デアツテ輸入ニヨリ之ヲ打開スル方途ニ確信ガ持テヌト民衆ガ思ツテ居ル以上供出不振(之ハ言ヒ換レバ農民ノ買溜ニ他ナラナイガ)ト買溜横行トハ通常ノデフレ政策ヲ以テシテハ殆ンド絶対ニ防止ニ困難ダト言フコトデアアル

\*

買溜ヲヤル人ガ金ヲ払フトコロヲ見テ此ノ金ヲ封ジテ了ヘバ之ヲ防ゲルト多クノ人ハ単純ニ考ヘテキルガ夫ハ概ネ事態ヲ一層悪化サセルノミデアアル、仮ニデフレ政策ガ完全ニ成功シテ買溜資金ヲ完全私拭シタトスレバ成程所謂買溜ハ絶滅シ供出ハ成功スル筈デアアルガ之ハ単ナル論理デアツテ事實ハ決シテソウ単純ニハ行カナイ何トナレバ買溜ヲ為ヌモノノ大部分ハ若干資金のニ余裕ノアル大衆層デアツテ決シテ金持トカ資本家ト呼バレル人ノミデアハナイ(而シテ量のニモ前者ノ夫方圧倒的ニ多量デアアル)然ルニ之等ノ大衆ノ資金ヲ封鎖セヨトハデフレ論者モ言ハズ且ソレハ事實ニ於テ出来ル相談デアハナイ、金持階級ノ資金封鎖ハ或ル程度出来ル、然シ乍ラ其ノ場合彼等ハ必ズ残サレタル部分ノ資金ハ最重要事タル買溜ニ振向ケルデアアラウカラ封鎖ハ之ヲモ防グ程度厳格デナケレバナラヌガ、ソナ極端ナコトハ出来ルモノデアハナイ、仮ニ百歩ヲ譲リ以上ノ如キコトガ出

来タトシテモ農民ノ売惜ミヲ解消スルコトガ出来ヌトスレバ結果ニ於テ人ヲ換ヘテ、即チ都会人ノ代リニ農民ヲシテ買溜ヲ為サシムルニ等シク何等ノ解決ニハナラヌ、一方以上ノ如キ極端ナルデフレ政策ハ各方面ニ重大ナルヒツチヲ招来スルコトハ言フ迄モナイ、故ニ通常人ガ考ヘル如キデフレ政策ニヨツテ買溜ヲ防止シ延イテ供出ヲ行ハセヨウト言フコトハ無効ト判定セザルヲ得ナイノデアアル、加之若シ極端ニ資金ヲ押ヘテ置イテ而モ食糧ノ配給ガ不充分デアツタトスレバ之ハ人ヲ縛ツテ置イテ死ネト言フニ等シイ、ソレコソ正ニ社会秩序破壊ノ一本道ヲ進ムコトニ外ナラナイ右ノ所論ハ買溜ニ就テデアツタカ目下横行シテキル闇買ハ大部分当面ノ消費ノ為デアツテ必ズシモ買溜ノ為デハナイ、然シ之等闇買ニ就テモ右ノ所論ハ一層明瞭ニ当惑マルノデアアル

以上ヲ以テ結論スレバ食糧絶対不足ノ見透ノ存スル限り金融面ニ於ケル通常ノデフレ政策ハ何等ノ対策ヲ得ナイ、只若シ愛国心及ビ警察力ニ訴ヘテノ強力ナル食糧國家管理ガ実現スルトキハ別デアツテ其ノトキハデフレ政策ハ実行可能デアリ且ツ其ノ場合ノデフレ政策ハ通常考ヘラルル如キ生ヤサシキモノテナクテモヨイト考ヘラレル

以上食糧問題ニ関スル二項ノ吟味ニ付随シテ目下ノインフレ性格ニ付テ言ヒ得ルコトハ目下ノ物価騰貴ハ主トシテ食糧ノ絶対量不足ノ予感ニ基クモノデアツテ過剩購買

得ヌコトデアツテ論ズルモ無益デアアル、茲ニ論ズベキハ排除シ得ラルベキ制約ニヨル停滯デアアル、ソレハ概言シテ不安定条件ノ開明処理ニアリト言ヒ得ルノデアアル

叙述ノ便宜ノ為ニ企業者ノ心裡ヲ追ツテ何ガ彼等ノ生産活動ヲ停頓セシメテキルカラ吟味スレバ

(イ) 物価体系ノ混乱

物価体系ノ混乱ハ全ク企業採算ヲ不可能ナラシメル、從ツテ真面目ナル生産者、大規模ナル生産者ハ動クコトガ出来ヌ、故ニ自由物価ナラ自由物価、統制ナラバ其ノ範圍ト方式トヲ明カニスルコトガ絶対ニ必要デアアル

尚此ノ關係ニ於テ明カニシテ置カネバナナイコトハ新物価水準ヲ旧公定物価ニ求メルコトハ絶対ニ不可能デアツテ少クトモ米ノ新供出価格百五十円以上テナケレバナラヌト言フコトデアアル、蓋シ一旦百五十円トキメタモノヲ再ビ引下ゲ得ル筈ハ決シテナイカラデアアルソノ百五十円以上下ノ程度ナラバ適當デアアルカハ別途ノ研究ニ俟タネバナラヌ

右ノ關係ニ於テモ亦我々ノ目下ノインフレノ一ツノ性格ヲ見ネバナラヌ、インフレノ悪結果タル物価騰貴ハ既ニ大キナ程度容認サレテシマツタノデアアル飯二米二百円基準ニ新物価水準ヲ考ヘテ見レバ俸給賃金ノ極メテ多クノモノ、汽車賃等ノ公課ガ著シク低イコトガ発見サレ此ノ方面ノ訂正ガ急務タルコトヲ知ルノデアアル

力ハ単ニ其ノ補助的原因ニスギヌト言フコト並ニ通常ノデフレ政策ハ物価騰貴抑制ニ極メテ間接的ノ効果シカ持チ得ナイト言フコトデアアル從ツテ又通常財産稅ガ物価騰貴抑制上非常ニ有効ナル手段ト考ヘラレテキルコトニモ大キナ疑問符ヲ打タネバナラヌト言フコトハ特ニ注意サレネバナラヌ

(四) 石炭等基礎物資ノ不足

此等ノ問題ニ就テハソレガ此処ニ列記シテキル他ノ諸問題ニ劣ラヌ重要性ヲ持ツモノデアアルコトト從ツテ充分重点的優先的考慮ニ価スルト言フコトヲ指摘スルコトヲ以テ満足シヤウ、何トナレバ之等ノ問題ハ其ノ重要性ニ拘ハラズ、必ズシモ本論ノ主題タルインフレ対策ニ関シ其ノ方向如何ヲ決スル争点トハナラナイカラデアアル

(五) 輸送力ノ不足

此ノ問題ニ付テモ全ク前項ト同ジコトガ言ヘル

(六) 生産ノ停滯

此ノ問題ニ就テハ多クノコトヲ考ヘネバナラヌ、前章ノ列記ニ於テハ「各種生産組織ノ内部及外部両面ニ於ケル不安定条件ノ制約ニヨル」ト言フ言葉ヲ以テ概括シテ置イタカ特ニ不安定条件ノ制約ト言ツタノハ例ヘバ設備ノ破壊、原料資材ノ不足等物理的ニ生産ヲ不可能ニスルモノヲ除外シテ考慮スル意味デアアル、世間ニモ生産ノ停滯ヲ嘆ク声ガ多イガソレガ之等物理的制約ニヨルモノナラバソレハ止ムラ

ガソレト同時ニ新水準ヲ見レバ謂フトコロノ過剩購買力、國債利子負担等モ大シクモノテナイコトモ明瞭ナル

(イ) 資材取得ニ関スル見透シ難

之ハ物価体系ノ混乱ニ次グ大キナ原因デアアル、ソレニ対シテハ、業者ニ対シテ資材ニ関スル事態ノ真相ヲ明カニシテヤルコトガ必要デアアルガソレト同時ニ今後重点産業ニ対シテ重点配給ヲヤルノカドウカ、乏シキ資材ヲ過剰ナル生産設備ニ対シテ割当スルニ當ツテハ自由競争ニ放任スルノカ割当制ヲ実施スルノカ或ハ企業整備ヲヤルノカ即チ此ノ分野ニ於テ政府ハ今後統制ヲ実施スルヤ否ヤ實施スルトセバ其ノ程度ト方式如何トヲ明カニスルコトガ絶対ニ必要デアアル

(ハ) 将来ノ勞資關係如何

單ナル勞働条件トシテ考フレバ此ノ問題ハ經濟理論的ニハ物価体系整理ノ一環ニ過ギヌガ社会的ニハ将来ノ企業経営ニ於ケル勞資ノ問題ガ如何ニ調節サレルカノ問題デアアル、此ノ点世間ノ感覺ヲ以テスレバマ司令部ハ勞働者ノ味方デアリ社会主義ノ信奉者アルカノ如ク映ジテハ、マ司令部ノ見解ハ自ラ此等ノ問題ノ指導者タルコトデハナク日本國民ヲシテ自ラ判断セシメルコトデアアルト信スルガ其ノ点ヲ明カニスルコトガ大キナ助ケトナル、財産稅ノ帰趨如何ト言フ問題モ大キク考ヘレバ上記ノ問



題ノ一部ト考ヘテ差支ナク、要スルニ資本金、企業家ガ将来日本国内ニ於テ如何ナル位置ヲ与ヘラレルカノ見透ヲ与ヘルコトガ急務デアアル、財産稅ガ一步誤ツテ将来日本ニハ金持ハ許サレナイカノ如キ感覺ヲ与ヘルトスレバ国民ニ貯蓄ヲ為スモノナク從ツテ資本ノ蓄積即チ近代の生産組織ノ再出発ハ不可能ニナルデアアラウ。

(二) 金融ノ困難

金融家ガ金融ヲシナイノハ見様ニヨツテハ上述ノ各種ノ不安定条件ノ反映ダトモ言ヘルガ單ニ夫レバカリデハナク更ニ二ツノ理由ヲ挙ゲ得ル、第一ハ金融機構ガ過去戰時中ノ膨大ナル軍需金融ノ跡始末ガ着カナイ為ニ動キ得ナイコトガ一、第二ハ一般通念化シテキルデフレノ要望ニ押サレテキルコトガ其ノ二デアアル。金融機關ノ莫大ナル戰時貸付ヲ眺メテ金融機關ハ全ク健全性ヲ失ツタカノ如ク考ヘテキルモノモアルガ事實ハ決シテソウデハナイノテ金融機關ハ全ク政府ノ補償ニ信賴シテ貸シタマデアアル、ソノ信賴ガ裏切ラレナケレバ彼等ノ資産状態ハ決シテ悪クハナイ政府ガ戰時財政ニ當ツテ租稅又ハ公債ニ依存セズシテ日本銀行ヲ含ム金融機關ノ資力ヲ補償ニヨツテ動員シタコトハ非難サルベキデアラウ、又金融機關ガオメオメトソレニ隨順シタコトモ批議サルベキデアラウガ既ニ政府補償ハ実行スルト決定シタ以上金融機關ノ資産ニ危懼ヲ持ツ必要ハナイ、從ツテ

テキルト言フ事實之デアル

(ホ) 過去残滓ノ払拭難

以上四項ハ主トシテ将来ノ見透ニ関スルコトデアアルガ忘レテハナラヌコトニ過去ノ残滓ガ取り除カレヌ為ニ動キ得ヌト言フコトガアル前記軍需補償ノ如キモノガ既ニ方針ハ決定シテ居リ乍ラ実行ハ拂ツテキナイ如キモ其ノ著例デアアルガ一般的表現ヲ以テ言ヘバ過去ノ統制經濟ガ棄テラルベクシテ棄切ラレテキナイ点ニアルト言ツテヨイ然シ乍ラ此ノ問題ハ同時ニ将来ノ問題デアツテ将来ノ經濟指導ガドウアルベキカ決定シナイカラ棄テ切レナイニ過ギヌ、故ニ為スベキコトハ甚ダ明瞭デアツテ、日本ノ将来ハ全クノ自由經濟ナリヤ或種ノ統制經濟ナリヤ、後者ナリトスレバ其ノ様相如何ヲ速ニ明瞭ナラシメ之ニヨツテ過去ヨリ将来ヘ、敗戦經濟ヨリ平和建設經濟ヘノ切換ヲ速カナラシメルコトデアアル

以上五項ニ列記シタ如キモノガ生産組織内外ニ於ケル不安定条件ノ制約ニヨル生産停滯ノ諸原因デアアル各項ニ就テ述べタ対策ヲ要約スレバ

「今後ノ日本經濟ノ社会化ノ様式ノ見定メニ立脚シツツアルベキ統制經濟ノ方式ヲ明瞭ニ觀念シ、茲ニ論拠ヲ挙ゲルコトノ煩ヲ避ケルガ全クノ自由經濟ノ如キハ物資窮乏ノ日本經濟ニ於テ到底行ハルベキデナイ」ソレニ基イテ物價体系ノ在リ方並ニ其ノ水準ノ在リ所ヲ想定シ之等

上記第一点ハ政府補償ノ急速実行ニヨリ停頓シテキル之等旧債ノ整理ハ完了スルコトニヨツテ容易ニ解消セシメ得ベキ性質ノモノデアアル

第二点ニ関シテハ世間ノ通念タルデフレ要望ニハ多クノ錯覚ガ混入シテキルコトヲ開明シナケレバナラナイ。政府支出ニセヨ金融機關ノ信用許容ニセヨソノ避クベキモノハ不生産ノ使途例ヘバ軍事業業ノ如キニ薄尺サレル場合デアツテ生産ノ為ノ支出又ハ金融ガ現在ノ事態下ニ壓縮サレル必要ハ豪モ存在セザルノミカ逆ニ奨励サレバナラヌトコロデアアル、然ルニモ拘ラス一般ガ之ヲ認識シナイノハ戰時中ノ大インフレニ怖レヲナシテ唯一概ニ緊縮スレバヨイト考ヘル素人論ニ未ダ充分ナル反省ガ加ヘラレナイカラデアアル、固ヨリソノ生産ト言フモ不要不急ノ警沢品ノ生産ハ避クベキデアツテ大衆的民需品並ニ民需品ノ拡大再生産過程ヲ招来スベキ生産財ノ生産ニ資金ガ注入サレナケレバナラヌコトハ言フ迄モナイガ目下ノ事態デアハ之等ノ物資コソ最大ノ需要ヲ持ツ最大ノ利潤ヲ保障スルモノデアアルカラ此ノ点ノ心配ハイラヌノデアアル

右ノ所論ノ内ニ目下ノインフレノ性格吟味ニ付ケ加フベキ最後ノ一点ガアルノデアアル、即チ一般ニハインフレハ無批判ニ普遍的ダト考ヘラレテハキルガ目下ノ日本トシテ最モ必要ナル方面ハ既ニ著シキデアフレニ陥ツ

ノ構想ヲ国民ノ前ニ披瀝シテ各自ノ向フベキトコロヲ知ラシメルト共ニ政府トシテハソレニ基イテ処理シ得ルコトハ速ニ処理スベキデアアル」ト言フコトニ歸スル、而シテ此ノ分野コソ上來論ジ來タ目下ノ經濟危機ノ六大原因中政府ノ為ストコロ如何ガ影響スルコトコロ最モ大キイ部面ニ外ナラナイ

四、六大原因ノ總括ト解決ノ筋道

以上六大原因ノ各々ノ性格ニ付キ特ニ知ツテ置カネバナラヌ点ヲ記述シ世間ガ通常陥ツテキル謬見ヲ正スコトニ努メテ來タガ之等ノ總括トシテ言ハネバナラヌコトハ日本經濟ハ即チ延イテハ日本社会ハ既ニ崩壊直前ノ危険ニ逢着シテキルト言フコトデアアル例ヘバ前節ノ吟味中ニ述ベタヤウニ食糧絶対不足ノ予感ニ基ク供出不振ニ原因シテ配給制度ノ破綻ガ起ルトスレバ夫レノミヲ以テシテ端のナル社会秩序崩壊ガ起ルコトハ必然デアアル

政府ガ別途食糧ノ強制管理ヲ中核トスル綜合案ヲ提案セントスル理由ハ右ノ認識ニ基クモノニ外ナラナイガ本論ノ記述ガ右提案ノ基礎ヲ説明スルニ役立つナラバ幸デアアル

然シ乍ラ我等ハ同時ニ單ナル食糧管理ノミガ問題ヲ解決スルモノデハナク夫レニ隨伴シテ多クノコトガナサレナケレバナラヌコトヲモ忘レテハナラヌ、夫等ノ諸政策ヲ正シク決定スル為ニハ日本政府ノ間ニ於テモ本論ニ記セラレタル如キ認識ガ正シキヤ否ヤニ付先ツ確平タル意見ノ統一ガ為サレネバナ

ラナイガ同時ニマ司令部ニ於テモ同様ノ統一ガ齎ラサレルコトガ必要ナル、ソノ為ニ我等ハ本論ノ各部ニ從ツテマ司令部担当官ト充分ナル意見ノ交換ヲナス機会ヲ与ヘラレンコトヲ切望スル次第ナル

本論ノ目的ハ右ノ如キ論議ノ基礎ヲ提供スルコトニアルカヲ具體的解決策ヲ提案スルコトハ避ケルガ最後ノ縮括リトシテ解決策ノ筋道ハカクアルベキダト言フコトヲ一言シテ置キタイ、ソレハ次ノ如ク要約スルコトガ出来ル

(一) 第一ニ目前ノ食糧配給制度ノ危機ヲ救済シナケレバナライ

(二) 然ル上ハ凡テノ努力ヲ生産ノ増大ニ指向サレネバナライ

又、ソノ為ニハ第一ニ生産組織ノ崩壊ヲ阻止シ、第二ニ目前ノ生産障害タル生産機構ノ運行渋滞ヲ除去シナケレバナライ

(三) 而シテ最後ニ、上記ノ基礎トシテ物資不足ヲ克服スル為ニハ、良キ生産組織ノ下ニ勤勉ニ勞作スルト共ニ消費ヲ節約シテ資本ヲ蓄積シナケレバナライ

又、ソノ為ニハ第一ニ生産組織ノ崩壊ヲ阻止シ、第二ニ目前ノ生産障害タル生産機構ノ運行渋滞ヲ除去シナケレバナライ

以上三項ノ列記ヲ基礎トシテ凡テノ問題、之ヲ例ヘバ物価水準ノ居所、デフレ政策ノ限界、統制経済ノ在リ方、社会政策ノ方式等ノ諸問題ニ綜合的の見地カラ調和アル解答ヲ与ヘタイト切望シ、本省ノ主ナル関心事タルインフレ問題ニ対シテモ正シキ対策ヲ得タイト考フル次第ナル

二、個人ノ引換ハ町会又ハ部落会ヨリ発行セル「通貨引換票」ニ依リ行ハシムルコト

「通貨引換票」ハ世帯員各人別ニ交付シ、氏名住所及納税地(其ノ者ガ世帯員ナルトキハ併セテ世帯主ノ氏名、住所及其ノ納税地)ヲ表示スルコト

ホ、各個人ノ引換額ハ最高ニ千円ニ限定スルコト

ヘ、調査ハ一人当リ五百円以上ノ引換ニ付テモ提出セシムルコト

尚數回ニ分子引換フル場合ヲ予想シ引換ヲ行ヒタルトキハ其ノ都度引換機関ヲシテ「通貨引換票」ニ其ノ金額ヲ記入セシメ其ノ合算額ガ五百円以上トナリタルトキハ直チニ調査ヲ提出セシムルコト

ト、調査ニハ引換金額、所持者ノ氏名、住所及納税地(所持者ガ世帯員ナルトキハ世帯主ノ氏名、住所及其ノ納税地)ヲ記入セシムルコト

チ、脱税ノ目的ヲ以テ個人ガ法人ニ現金ヲ預託シ、法人ハ之ヲ仮受金トシテ受入レ新紙幣ト引換タル後新紙幣ヲ以テ当該個人ニ返金スルト謂フガ如キ脱税手段ヲ防止スル為、引換機関ヲシテ該法人ヨリ引換ヲ行ヒタル当日現在ノ仮受金「預り金」等ノ内訳ニ関スル調査ヲ徴求セシメ之ヲ更ニ稅務署ニ送付セシメテ審査シ之ヲ資料トスルノ方法ヲ採ルコト

リ、脱税ヲ防止スル為引換期間中ニ於ケル預貯金等払出ハ旧紙幣ヲ以テ為サシムルコト

又、引換期間經過後ハ旧紙幣ハ原則トシテ無効トシ強制通用力ヲ失ハシムルコト

但シ引換期限後一ヶ月以内ナレバ二割引、二ヶ月以内ナレバ四割引、三ヶ月以内ナレバ六割引、四ヶ月以内ナレバ八割引ヲ以テ特定ノ銀行等ヲ限リ引換フルコトトシ(其ノ場合前記ノ例ニ依リ調査ヲ提出セシムルコトハ勿論)四ヶ月ヲ過グレバ完全ニ無効ト為スト謂フガ如キ段階的方法ヲ採リ、引換ヲ失念シタル者ヲ救済スルト共ニ早期引換ヲ奨励スルコト

ニ、「預貯金」(金銭信託、投資信託等ヲ含ム)等ニ付テハ「調査日」現在ニ依リ金融機関(郵便局ヲ含ム)ヨリ調査ヲ提出セシムルコト

イ、調査ハ一口残高五百円以上ノモノニ付提出セシムルコト

ロ、同様ノ趣旨ニ於テ一般法人及個人ヨリ仮受金、預り金其ノ他ノ債務ニ付テノ調査ヲ提出セシムルコト

右ハ債権者一人当リ五百円以上ノモノニ付提出セシムルコトトシ、尚法人ニ付テハ特ニ其ノ法人ガ通貨ノ引換ヲ行ヒタル日付ヲ以テ作成セシムルコト

ハ、仮装名義ニ依リ脱税ヲ防止スル為、予メ預貯金ノ通帳又ハ証書ニ預入者ノ氏名、住所及納税地(預入者ガ世帯

書込 \*1ヤラントスル政策ト矛盾セズヤ \*2日本国民ノ生活ノアリ方 \*3産業ノ5ヶ年計画

注 ガリ印刷。ガリ版のため句読点の打ち方が不統一であるが原則として原文のまま。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

II' 1 財産税ノ課税標準等ニ関スル若干ノ意見(未定稿)(昭和二〇年一月二十五日東京財務局直稅部)

昭、二〇、一一、二五 東京財務局直稅部

第一、各種財産ノ捕捉方法

一、「通貨」ニ付テハ予メ新紙幣ヲ印刷シ置キ一定ノ期間(以下「引換期間」ト称ス)内ニ旧紙幣ト引換フルコトトシ、其ノ際所持者ヨリ調査ヲ提出セシムルコト

イ、可成現金トシテ所持セズ所持金ハ出来ル丈ケ預金トスル様引換開始前ニ徹底セル勸奨ヲ行フコト

ロ、引換期間ハ三週間トシ、其ノ最後ノ日ヲ各種財産ノ調査日(以下「調査日」ト称ス)ト一致セシムルコト

ハ、引換ハ銀行其ノ他ノ金融機関(農村ニ於テハ主トシテ農業会)及郵便局(特定局ヲ除ク)ニ於テ行フコト

リ、脱税ヲ防止スル為引換期間中ニ於ケル預貯金等払出ハ旧紙幣ヲ以テ為サシムルコト

又、引換期間經過後ハ旧紙幣ハ原則トシテ無効トシ強制通用力ヲ失ハシムルコト

但シ引換期限後一ヶ月以内ナレバ二割引、二ヶ月以内ナレバ四割引、三ヶ月以内ナレバ六割引、四ヶ月以内ナレバ八割引ヲ以テ特定ノ銀行等ヲ限リ引換フルコトトシ(其ノ場合前記ノ例ニ依リ調査ヲ提出セシムルコトハ勿論)四ヶ月ヲ過グレバ完全ニ無効ト為スト謂フガ如キ段階的方法ヲ採リ、引換ヲ失念シタル者ヲ救済スルト共ニ早期引換ヲ奨励スルコト

ニ、「預貯金」(金銭信託、投資信託等ヲ含ム)等ニ付テハ「調査日」現在ニ依リ金融機関(郵便局ヲ含ム)ヨリ調査ヲ提出セシムルコト

イ、調査ハ一口残高五百円以上ノモノニ付提出セシムルコト

ロ、同様ノ趣旨ニ於テ一般法人及個人ヨリ仮受金、預り金其ノ他ノ債務ニ付テノ調査ヲ提出セシムルコト

右ハ債権者一人当リ五百円以上ノモノニ付提出セシムルコトトシ、尚法人ニ付テハ特ニ其ノ法人ガ通貨ノ引換ヲ行ヒタル日付ヲ以テ作成セシムルコト

ハ、仮装名義ニ依リ脱税ヲ防止スル為、予メ預貯金ノ通帳又ハ証書ニ預入者ノ氏名、住所及納税地(預入者ガ世帯

員ナルトキハ併せて世帯主ノ氏名、住所及其ノ納税地ヲ記入セシメ、之ヲ稅務署ニ持參セシメテ「スタンプ」押捺等ノ方法ニ依リ之ヲ確認ヲ為スコト(右ハ可成早目ニ行ハシムルコト)

之ヲ為稅務署ハ町会、部落会等ト密ニ連絡シ市民調査簿ヲ整備シ置クコト

二、調書ニハ預貯金ノ種類、残高、当該金融機関ノ店舗名ノ外前記方法ニ依リ確認セラレタル預入者ノ氏名、住所及納税地(預入者ガ世帯員ナルトキハ併せて世帯主ノ氏名、住所及其ノ納税地)ヲ記入セシムルコト

ホ、氏名、住所及納税地ヲ確認セラレザル預貯金等ニ付テハ調書ヲ作成セズ、法律ヲ以テ一定期間其ノ払出ヲ禁止シ、更ニ一定期間(概ネ財產稅ノ調査終了迄)経過スルモ確認セラレザルトキハ之ヲ國庫ニ没収スルコト

三、「株式、出資金等」ニ付テハ「調査日」現在ニ依リ各法人ヨリ調書ヲ提出セシムルコト

イ、外國又ハ外地法人ニ付テハ内地ノ事務所ヨリ調書ヲ提出セシムル等適當ナル方法ニ依リ努メテ洩レナキヲ期スルコト

ロ、無記名株式等ニ付テハ後記無記名公社債ノ例ニ依ルコト

四、「公社債」(學校債等ヲ含ム)ニ付テハ「調査日」現在ニ依リ

イ、登録分ハ一人当り額面五百円以上ノモノニ付登録機關ヨリ預貯金ニ準ジ調書ヲ提出セシムルコト

ロ、非登録分ハ通貨ノ例ニ依ルコト

(1) 此ノ場合ニ於テハ新紙幣引換ノ方法ニ代フルニ登録機關(無記名株式ニ付テハ発行会社)ニ於テ現物ニ「スタンプ」ヲ押捺スルノ方法ニ依ルコト

(2) 「スタンプ」ヲ押捺スル際一人当り額面五百円以上ノモノニ付テハ現金ノ場合ニ準ジ調書ヲ提出セシムルコト

(3) 但シ其ノ場合前記通貨ノ場合ニ準ジ個人ニ付テハ「通貨引換票」ニ依リ所持者ヲ確認セシメ、又法人ニ付テハ借入有価証券ノ内訳ニ関スル調書ヲ徵求セシムル等ノ方法ヲ講ズルコト

(4) 小額國債、貯蓄債券、報國債券、福券、彈丸切手等ニ付テモ右ノ方法ヲ講ズルコト、之等ノ保管分ニ付亦同シ

五、「保險」ニ付テハ預貯金ノ例ニ依ルコト

無尽、定期積金、郵便年金、身元保証金、打切計算ニ依リ個人名義トナリタル退職積立金ニ付亦同シ

恩給、年金(積立ナキモノ)、一般ノ退職積立金ハ非課稅トスルコト

六、法人ノ「貸付金」ニ付テハ、債務者タル個人ノ側ニ於テル債務ノ控除申請ノ適確性ヲ確認スル為當該法人(金融機

関及一般法人)ヨリ其ノ調書ヲ提出セシムルコト

個人ノ貸付金ニ付テハ事務ノ簡素化ノ趣旨ニ於テ債務者タル個人ノ債務控除申請ニ基キ之ヲ債權者タル個人ニ適用シテ貸付金ノ洩レナキヲ期スルコト、売掛金、未収入金等ニ付亦同シ

登記貸金ニ付テハ登記所ニ就キ洩レナキヲ期スルコト

七、「土地、家屋、立木、船舶」等ニ付テハ台帳等ニ依リ之ヲ捕捉スルコト

墓ハ非課稅トスルコト

八、「商品、原料品」等ニ付テハ倉庫会社等ヨリ在庫品ノ調書ヲ提出セシメ洩レナキヲ期スルコト

九、動産

家畜ニハ課稅スルモ、書籍、農具等ハ非課稅トスルコト

一〇、負債

イ、申告ニ依リ控除ヲ認ムルコト

ロ、寄付ノ約束、財産増加稅、臨時利得稅及其ノ他ノ未納稅金、其ノ他ノ公租公課(例ヘバ耕地整理ノ負担金等)ニ付テモ負債トシテ控除ヲ認ムルコト

ハ、課稅外(資金)購入ノ為ノ負債ハ弊害アル場合ニ於テハ控除セザルコト

第二、各種財産ノ評価方法

一、一般

イ、評価委員會ハ先ツ財務局毎ニ設クルコト

(1) 先ツ地租、家屋稅、所得稅ノ納稅者ヲシテ各稅務署單位ニ財產稅調査委員會ヲ選出セシムルコト

(2) 右ノ財產稅調査委員會ヲシテ概ネ各県單位ニ評価委員一名宛ヲ選出セシメ財務局單位ノ評価委員會ヲ構成セシムルコト

各財務局單位ノ評価委員會ノ代表者一名宛ニ學識經驗者ヲ加ヘ全國的ノ評価委員會ヲ構成セシムルコト

ロ、財產稅方前後ニ例ナキモノニシテ且ツ其ノ及ホス影響ノ甚大ナルコトニ鑑ミ、例ヘバ戰災地、災害地等ノ評価ノ如キ必ズシモ目前ノ現況ノミニ拘泥スルコトナク客觀的ニ其ノ實價ニ着目シテ其ノ價格ヲ評定スルノ方針トスルコト

ハ、在外資産モ極力捕捉シ其ノ實價ヲ評定スルコト、賠償ニ供セラルルモノニ付テハ之ニ對スル國庫ノ補償金ノ見透シ等ヲ勘案シ評定スルコト

ニ、「調査日」ハ事務ノ円滑ナル進捗ヲ図ル為可成早イ時期ヲ抑フルコトトシ、出來得ベクンバ之ヲ昭和二十一年三月三十一日トスルコト

二、土地

イ、貸賃價格ノ倍数ニ依ルコトトシ、田畑ニ付テハ新農地調整法ノ基準ヲ採リ評定スルコト

但シ一定範圍ノ増減斟酌ヲ認ムルコト  
口、之ヲ為新農地調整法ニ依ル基準ノ決定ニ當リテハ稅務當局トシテ積極的ニ之ニ參加スルコト

ハ、昭和二十一年度ニ行ハルベキ貸賃價格ノ改訂ハ一ヶ年間延期スルコトトスルモ、右倍數ノ決定及斟酌ニ當リテハ十分前調査後ノ実況ノ變化ニ留意スルコトトシ、尚事前ニ無届異動地ノ調査ヲ徹底セシメテ評価ノ公正ヲ期スルコト

ニ、借地權付ノ土地等ニ付テハ借地權相當部分ヲ控除シ、地主ノ立場ニ於ケル當該土地ノ売價ニ依リ評定スルコト  
ホ、山林ニ付テハ倍數ハ都市毎ニ幅（最高最低）ヲ持タセテ決メ實際ハ其ノ範圍ニ於テ小字毎ニ定メタル倍數ニ依リ評定スルコト

ヘ、市街中心地、郊外地、村落宅地ノ評價基準ニ付テハ特ニ慎重ヲ期スルコト  
ト、免租年期地、保安林等ニ付テハ仮賃賃價格ヲ定メ之ニ對シ適當ナル倍數ヲ適用シテ評定スルコト

三、家屋  
イ、賃賃價格ノ倍數ニ依ルコト  
家屋調査票ノ時價ヲ基準トスル方ガヨリ妥當ナルベキモ多少ノ難點アリ  
ロ、事前ニ無届異動家屋ノ調査ヲ徹底セシメ課稅ノ公正ヲ期スルコト

案シ評定スルコト  
之ヲ為法人ニ對スル右兩稅ノ査定ヲ実行セシメ、全株式全出資金ノ基準價格表ヲ作成シ之ヲ關係アル各稅務署ニ洩レナク配布スルコト

九、公社債  
公定相場アルモノハ之ニ依リ、公定相場ナキモノハ發行價格ニ依ルコト

一〇、動産  
イ、大口ノモノハ見積リ評價スルコト  
ロ、一般ニハ動産全体及其ノ内非課稅家具什器ニ付テノ一定ノ基準割合（其ノ他ノ總財産ノ價格ニ對スル割合、家具什器ニ付テハ家族數ヲ加味ス）ヲ定メ評定スルコト  
ハ、晝畫、骨董ニ付テハ専門家ニ囑託シ協力セシムルコト  
ニ、家畜モ評價スルコト  
ホ、書籍、農具ハ原則トシテ非課稅トスルコト

一一、商品、原料品  
原料ハ仕入原價、製品及手製品ハ製造原價ヲ基準トシテ評定スルコト  
一二、保險金等（無戻扱定期積金、郵便年金等ヲ含ム）  
解約返戻金相當額ニ依ルコト

第三、其ノ他  
一、他稅トノ關係  
イ、法人ノ臨時利得稅ハ之ヲ廢止シ、法人稅ニ織込ムコト

ハ、工場等ニ付テハ其ノ現況、用途等ニ即シ、適當ナル斟酌ヲ加フルコト  
四、立木  
申告ニ基キ樹種、樹齡ヲ基礎トシ実地調査ノ方法ニ依リ評定スルコト  
其ノ場合森林組合存スル所ニ於テハ其ノ資料ニ依リ又専門家ノ協力ヲ求ムル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

五、各種財産權  
イ、借地權、地上權、永小作權、御料地ノ拜借權、漁業權、水利權、著作權、特許權、商標權、營業權、財団法人解散ノ場合ノ財産歸屬權等洩レナク評定スルコト  
ロ、鉱業權  
法人ノ評價等ヲ參酌シ適正ニ評定スルコト

六、機械設備  
其ノ現況、用途等ヲ勘考シ、取得原價、減價償却及再製費等ヲ適當ニ斟酌ノ上時價ヲ評定スルコト（其ノ方法ニ付テハ更ニ考究ヲ要ス）  
七、船舶  
再建造費ヨリ船齡ニ依ル減價償却ヲ控除シ評定スルコト

八、株式、出資金等  
イ、公定相場アルモノニ付テハ之ニ依ルコト  
ロ、公定相場ナキモノニ付テハ法人財産稅、法人戰時利得稅納付後ノ純資産價格及同種ノ株式等ノ公定相場等ヲ勘

口、個人ノ讓渡利得ニ對スル臨時利得稅（將來モ廢止セズ）ニ付テハ  
（1） 戰時中ノ讓渡ニ付テハ増加稅額ヨリ既納利得稅額ヲ差引ク  
（2） 「調査日」以後五ヶ年以内ニ行ハル讓渡ニ付テハ利得稅額ヨリ既納財產增加稅額（按分計算）ヲ差引ク  
ハ、「調査日」以後五ヶ年以内ニ法人ガ売却益又ハ評價益ヲ生ジタルトキハ之ニ對スル法人稅額ヨリ既納財產稅額（按分計算）ヲ差引ク

ニ、相続稅、清算所得ニ對スル法人稅ハ普通ニ課稅ス但シ終戦後（八月十五日以後）ノ贈与ニ付テハ弊害ヲ生ズル場合アルコトヲ顧慮シ財產稅額ト相続稅額トノ差額ヲ別途徴収ス  
二、同居家族ノ合算ヲ免ルル為ノ分家又ハ別居ヲ防止スル為終戦後ノ分家、別居等ハ相當ノ理由ナキ限り之ヲ認メズ終戦當時ノ家族分ハ全テ之ヲ合算スルコト  
三、基礎控除及家族控除ヲ合セ平均三万円程度ノ控除ヲ行フコト  
別ニ戰災者ニ付一定ノ控除ヲ行フコト

四、財産額ニ付テノ稅務署ノ決定ニ對シテハ一定期間ヲ限り異議ノ申立ヲ認ムルト共ニ、一定期間ヲ限り稅務署ニ於テ追加決定ヲ為シ得ルノ余地ヲ存置クコト  
五、誠実ナル申告ニ對シテハ十分ナル恩典ヲ認ムルコト

別ニ戰災者ニ付一定ノ控除ヲ行フコト

異議ノ申立ヲ認ムルト共ニ、一定期間ヲ限り稅務署ニ於テ追加決定ヲ為シ得ルノ余地ヲ存置クコト

五、誠実ナル申告ニ對シテハ十分ナル恩典ヲ認ムルコト

別ニ戰災者ニ付一定ノ控除ヲ行フコト

異議ノ申立ヲ認ムルト共ニ、一定期間ヲ限り稅務署ニ於テ追加決定ヲ為シ得ルノ余地ヲ存置クコト

イ、例へば之等ノ者ニ対シテハ最高一〇%（小資産者）最

低二%（大財産家）程度ノ財産税ヲ割引クコト

ロ、非申告者ニ対シテハ各種ノ控除ヲ認めザルコト

六、分納ノ期間ハ五ヶ年以内トシ、早く納税スル者ニ対シテ

ハ年四分ノ利率ニ依リ割引クコト

七、物納ハ可成之ヲ広汎ニ認ムルコト

物納セラルルモノハ財産税ノ場合ノ評価ニ依リ受入ルルコ

ト

八、納期ニ於ケル徵税額形大ナル額トナルベキニ付之方金融

界ニ及ボス影響（預金ノ引出等）ヲ見透シ予メ万全ノ対策

ヲ講ジ置クコト

九、納税者ノ虚偽ノ申告、調査提出義務者ノ違背等ニ対シ特

ニ嚴重ナル罰則ヲ設クルコト

一〇、税務官吏ニ対シ広汎ナル調査権ヲ付与スルコト

一一、十分ナル経費ト用紙トヲ配布スルコト

調査票、資料票等ノ用紙ハ一括中央ニ於テ印刷シ全国的ニ

其ノ規格、様式及色彩ヲ統一スルコト

書込 \*1引換最終日迄ハ流通禁止 \*2引換期限経過後直チニ削

引スルハ不可

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料Z五〇七一三。

II' 2 新通貨発行統制（昭和二〇年一月二八日SCA  
PIN第三五九号）

新通貨発行統制

一九四五年一月二八日

一 日本帝国政府ハ最高司令部ノ事前承認ナクシテ、ソノ種類  
若クハ系列ノ如何ヲ問ハズ、日本銀行券、政府紙幣、補助通  
貨ソノ他如何ナル通貨ト雖モ新タニ印刷若クハ発行スベカラ  
ズ。又ソノ印刷発行ヲ許可スベカラズ。新種若クハ新系列ノ  
銀行券、政府紙幣ソノ他通貨ノ計画若クハ立案ハ、希望スル  
新券新通貨発行ノ理由及種類並ニ金額ヲ述ベタル完全ナル報  
告書ヲ予メ最高司令部ニ提出スルコトナクシテ著手スベカラ  
ズ。

二 毎月十日若クハソレ以前ニ、大蔵省ハ前月末現在ニ於ケル  
日本銀行券発行高ニ関スル報告書ヲ最高司令部ニ提出シ、各  
単位ニツキ左記各項ヲ示スベシ。

流通額、未発行額、回収並ニ取消額、印刷総額。

第一回報告書ハ一九四五年一月一日若クハソレ以前ニ提  
出スベシ。本報告書受領後五日以内ニ報告書式見本ヲ最高司令  
部ニ提出シノ承認ヲ受クベシ。

三 大蔵省ハ一九四五年九月三〇日現在ニ於ケル流通政府紙幣  
並ニ通貨ニ関スル報告書ヲ提出スベシ。報告書ハ右第二項ニ  
要求セルト同種ノ報告ヲ含ムベシ。爾後三ヶ月毎ニ報告書ヲ

手交スベシ。

出所 「日本管理法令」第一卷第五号。

II' 3 第八九帝国議会通貨関係想定問答

一、問 新様式ノ日銀券印刷ノ具体的計画ヲ承り度シ

答 昭和二十一年上半期中ニ於テ百円券約八百億円、拾円券  
約二百億円、五円券及壹円券約八億円合計千億円程度ノ製  
造ヲ目途トシテ之カ実施ニ要スル資材等ノ確保見込ノ点ヨ  
リ目下具体的ニ検討中ナリ

二、問 数日前ノマツク司令部ノ発表セル新日銀券発行計画要  
許可申請トナリタル経過如何

答 終戦後ノ通貨ノ激増ニ対処シ通貨ノ供給ニ遺憾ナカラシ  
ムル為目下日銀券ノ緊急製造計画ノ実施中ナルガ右計画ニ  
於テハ印刷能力ノ関係モアリ、緊急準備用タル千円券及五  
百円券ノ大額券ノ製造ヲ予定（十月乃至十二月ニ九百億  
円）シ居リタル処、司令部側ニ於テ大額券ノ発行ハインフ  
レーションヲ更ニ促進セシムルモノト認メ要許可制ト為シ  
タルモノト推察セラル

三、問 財産税捕捉ノ為ノ新様式日銀券ノ発行ト現ニ印刷中ノ  
大額券トノ関係如何

答 現ニ印刷中ノ大額券（千円券及五百円券）ハ終戦後ノ日  
銀券発行高ノ激増ニ対処シ印刷能力ノ関係モアリ万全ヲ期  
スル為緊急準備トシテ製造セルモノニシテ今後モ特段ノ必

要ナキ限り発行スル考ナシ從テ新様式ノ日銀券トハ一応無  
関係ナリ

四、問 大額券ヲ発行セバ益々「インフレ」ヲ助長スル所、蔵  
相ハ右ニ対シ如何ニ考フルヤ

答 大額券ノ発行ハインフレーションヲ助長スル俱アルコト  
ハ御意見ノ通ニシテ当局ニ於テ千円及五百円券ノ製造ヲ実  
施セルハ終戦後ノ通貨ノ需要激増ニ対処シ緊急準備トシテ  
製造セルモノニシテ予期セザル事情ニ依リ通貨ノ不足ヲ生  
ズルガ如キ場合ノ外ハ今後モ之ガ発行ヲ為ス考ナク通貨ノ  
増発抑制ノ為ニ最大ノ努力ヲ払ヒツツアリ

（註）

(1) 千円券ハ昭和十七年以降既ニ発行シツツアリ特ニ終  
戦直後ニ於テ相当額ノ発行ヲ見ツツアリ

(2) 現在流通シツツアル千円券ハ四版印刷ニ依ルモノナ  
ル処今回ノ緊急準備用千円券ハ現在ノ印刷能力ニ鑑ミ  
凹版印刷ニ代ヘ平版印刷トセルモノナリ

(3) 現在千円券ニ次グ大額券ハ二百円券ナルガ、我が取  
引ノ実情ヨリ見ルニ二百円券ニ比シ五百円券ノ方方便  
宜ト認メラルルヲ以テ緊急準備トシテモ二百円券トセ  
ズ五百円券ヲ採用セリ

五、問 日銀券ノ手持状況、日銀券ノ発行実状如何

答(一) 日銀券手持状況 六四三六三、八六一千円（十一月二十日現在）

(参考)

(1) 右ノ券種別内訳 十一月二十日現在

(十一月三十日現在分ハ目下調査中)

千円券	九、二一八百万円
二百円券	三、六五〇百万円
壹百円券	四六、八五五百万円
拾円券	七九百万円
拾円券	二、七一五百万円
五円券	三五八百万円
壹円券	四六六百万円
拾銭券	三五五百万円
五銭券	一三百万円
計	六二、九七三百万円

(2) 今後ノ日銀券製造見込

日額約八億円程度ニシテ大部分ハ百円券及拾円券ナリ  
尚現在ノ製造計画ハ一応本年度末ヲ以テ終了スル予定  
ナリ

(来年一月以降ハ専ラ新様式ノ銀行券製造ヲ為ス予定  
ナル処十一月二十八日付連合軍司令部ヨリノ指令ニ依  
リ新様式ノ銀行券ノ製造及発行ニ付テハ司令部ノ事  
前同意ヲ得ル必要アルコトナレヲ以テ目下右ニ関  
シ司令部ノ同意ヲ得ル為手續中ナリ)

(二) 日銀券発行状況

未確定要素アル外国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等  
ノ需給ニ付テモ遺憾亦ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、既ニ  
シテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツ  
アリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ洞察  
シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ総合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコ  
ト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ実情ハ卒直ニ謂ハ  
バ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルコトヲ直視シ此ノ際自力更生  
ノ精神ヲ奮起シ凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝  
集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ即チ当道最モ肝要ニシテ且  
凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩  
序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク万一右基盤ガ動揺  
シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ財政経済ノ根底ハ倒壊シ民生  
ノ安定ノ如キ到底期待シ得ザルベシ而シテ右秩序ノ破綻防止  
ニ付テハ単一ノ施策ヲ以テ足ルモノニ非ザルハ多言ヲ要セザ  
ル所ニシテ例ヘバ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止其ノ他各般  
ニ亘リ国民ノ完全ナル理解ト協力ノ下ニ一連ノ施策ガ総合的  
ニ且強力ニ推進セラルルヲ要ス

三、而シテ其ノ対策ノ最大ノ中核タルベキハ悪性インフレーシ  
ョンノ防止ニシテ更ニ其ノ中核トナルハ財政収支ノ均衡保持  
ナリ財政収支ノ均衡亦他ノ施策トノ総合性ナクシテ実効ヲ期  
シ難キ面アルベク又将来ニ於テ通貨価値、金利或ハ産業体制  
等ニ付変更アルコトアリ得ベキモ、如何ナル場合ニ在リテモ

昭和十八年十二月末 一〇、二六六百万円

十九年 六月末 一一、三三三

二十一年 六月末 一七、七四五

二十一年 七月末 二六、一八一

昭和二十年 七月末 二八、四五六

八月末 四二、三〇〇

九月末 四一、四二六

十月末 四三、一八八

十一月末 四七、七四八

十二月一日 四八、〇〇五

注 想定問答で言及されている司令部の政策は昭和二十年一月二  
八日付の覚書「新通貨発行統制」(SCAPIN第三五九号)(資  
料II-2)のこと。従って想定問答の作成は二月初めと推定さ  
れる。タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一—三。

II-4 戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件(昭和二  
〇年一月二二日検討資料)

戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件 二〇・一一・三二

一、戦争ニ依ル疲弊ト「ボツタム」宣言ノ受諾トニ依リ我が経  
済国力ノ低下ハ甚大ニシテ今後ニ於ケル我国財政経済ノ前途  
ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ未ダ幾多ノ

当面先ヅ以テ措置スベキハ財政収支ノ均衡ナリ、  
而モ財政ノ現状タルヤ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果  
徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限  
リ今日迄ニ累積セル公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累  
増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ズ而モ其  
ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シシカラズシテ凡ユル社会経済  
性インフレーションヲ昂進シシカラスシテ凡ユル社会経済  
秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ

四、即チ過般略述セル如ク現状ヲ以テスレバ本年度ヲ基準トス  
ル所謂骨格的予算ヲ仮算スルモ歳出概算ハ約百五十億円ニ達  
シ而モ其ノ二分ノ一弱ハ約七十三億円ハ過去ニ累積セル国債  
ノ利払等ニ充当セザルヲ得ズ一方之ニ対スル租税、官業及官  
有財産収入其ノ他ノ普通歳入ノ合計ハ概不現制ヲ以テスレバ  
百二十七億ニ過ギサル見透ニシテ右差額四十八億円ハ之ヲ全  
部国債費ニ充当スルモノ之ニ依リ賄ヒ得ル国債額ハ千三百億円  
ニ過ギサルニ反シ今年度末ノ国債総額ハ二千億円ニ達スル見  
込ミナルヲ以テ七百億円ニ対スル利払額約二千五百億円ハ赤字  
公債ニ依リ支弁セザルヲ得ズ、今日既ニシテ正ニ赤字公債ヲ  
以テ赤字公債ノ利子ヲ賄ヒ居ル段階ニ在リ

加之右ノ骨格的予算ニ於テハ戦後建設ニ関スル積極的施策ノ  
為ノ経費ヲ計上シ居ラザルノミナラス  
軍需企業及在外企業ニ対スル各種ノ補償金  
現地関係ノ臨時軍事費財源ノ借入金処理ノ為ノ経費

喪失地域関係ノ負担金

軍人、遺家族被災者引揚邦人援護費

連合軍ノ駐屯費

賠償等ヨリ生ズル国庫負担

等ヲモ計算ニ入レ居ラザルヲ以テ此等ヲ計算ニ加フルトキハ今後ノ国庫負担ハ真ニ巨額ナルモノアルヲ予期セザルベカラズ右ノ内不確定要素ヲ除外シホボ見込ミ得ルモノノミヲ骨格ノ予算ト合算スルモ尚且二十一年度ニ於テ最少限百五十億圓程度ノ赤字公債ヲ發行セザルヲ得ザル状況ナリ

五、財政ノ概況上述ノ如シ仍テ今日ニ於テ財政収支ノ均衡ヲ回復スルカ為ニハ一面耐ヘ難キヲ忍ビテ歳出ニ徹底的削減ヲ加フルト共ニ他面新日本建設ノ基礎タル財政ヲ再建スル為ニ先ヅ以テ今後ニ於テ財政収支ノ均衡ヲ得ベキ基礎固メヲ為シ其ノ基礎ノ上ニ今後年々ノ予算ニ付テハ普通歳出ハ普通歳入ヲ以テ賄ヒ得ベキ方途ヲ樹ツルコト肝要ナリ

之方為ニハ先ヅ以テ現状ニ於テ財政再建ノ基礎工作トシテ思ヒ切ツタ措置ヲ断行スルノ外ナク先ヅ第一段トシテ

(1) 戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シ戦時中ノ財産増加額ヲ可及的ニ徴取スルコトトスルハ蓋シ何人ニモ異論ナキ所ナルベシ即チ戦後ニ於ケル個人ノ財産価格ヲ仮リ二千二百億圓トシ戦前即チ昭和十六年十一月ノソレヲ二千二百七十億圓ト推算シ其ノ差額千二十七億圓ニ対シ一萬圓以下ノ増加分ヲ除キ二〇%乃至一〇〇%ノ税率ヲ以テ一回限り

(3) 仍テ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約 億圓ノ増収ヲ図ルノ要アリ右ノ場合ニ於テハ例ヘバ

(イ) 分類所得税中不動産、配当利子等資産所得ニ重課シ

(ロ) 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課シ

(ハ) 納税及徴税ノ手續ヲ簡易ナラシムル

等ヲ其ノ眼目トシツツ、凡ユル努力ニ依リ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ貫徹スルノ要アルベシ

六、右ノ如キ増税ヲ行フ場合ニ於テハ前述ノ如ク国富ノ約四分ノ一ハ税トナリテ徴取セラレ更ニ又毎年ノ国民所得ヲ仮リニ七五〇億圓程度トセバ其ノ 分ノ一ハ税金トナリテ徴取セラルルコトトナリ斯テハ全国ヲ挙ゲテ経済活動力ノ根源ヲ揺ガサルルノ惧ナキニ非ズ然レドモ纏述セシ如ク今ニシテ財政収支ノ均衡ヲ得ルニ非ザレバ凡ユル経済秩序ハ破壊セララルニ至ル惧アル以上彼此熟慮勘考ノ末斯ル方策ヲ採ルヲ得ザル次第ナリ

而モ後述ノ如ク斯ル方策ヲ断行シテ歳入ノ一大増加ヲ図リ得ルモ尚且歳出面ニ於テハ右歳入ノ範圍内ニ歳出ヲ止ムル為ニハ幾多忍ビ難キヲ忍ビ削減ニ次グ削減ヲ断行セザルヲ得ザルナリ

七、上述ノ財政ノ現状及見透ナルニ付テハ一部ニハ戦時中發行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他極端ナル政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンテ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

課税セバ約二二五億ノ税収ヲ得ベシ

然レドモ右ノ程度ヲ以テシテハ到底今後ノ財政均衡ノ礎石トスルニ足ラズ此処ニ於テカ

(2) 財産税ヲ回収シ国民ノ全財産ニ付一回限りノ課税ヲ行フコトトシ個人ニ付テハ約四百五十七億圓法人ニ付テハ約二百億圓程度ノ税収ヲ得ルコトヲ考慮セザルヲ得ズ右ノ場合ニ於テハ課税物件ノ価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格トスルコトトシ又前述財産増加税納税義務者、戦災者、戸主等ニ付夫々事情ニ適応スル控除ヲ行フ等ノ配慮ヲ加フルノ要アルハ固ヨリナルモ税率ノ如キハ一〇%以上七〇%程度ノ超過累進課税ヲ賦課スルコトトシ尚且漸ク前記程度ノ税収見込ミトナル次第ナリ而モ我國ノ国富ヲ現在幾何ト見ルベキヤハ遽カニ推断ヲ下シ得ザル所ナルニ仮リニ之ヲ四千億圓ト設定セバ其ノ約二割五分ニ当ル計算ニシテ、換言セバ終戦ト共ニ全国国民戦死シテ各一切ノ財産ノ四分ノ一ヲ国家ニ献納シタルモノトシテ尚且千億圓ニ滿タザルモノト謂フヲ得ベク、又一面ヨリスレバ有史以來未會有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シタル我國民ハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度犠牲ヲ負担スルニ何等異存ノアルベキモノトハ信セラレズ

併シ乍ラ右ノ二施策ヲ採ルモ未ダ今後毎年度ノ予算ハ当分ノ間現行ノママノ税制ヲ以テシテ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ズ

右ノ所論ハ何レモ国家ノ前途ヲ憂フルノ至情ニ出テ理論的ニハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面喫緊事ハ社会経済秩序ノ破壊ヲ防止スルニ在ルト共ニ他面物価水準、金利水準其ノ他今遽カニ理論的實際的ニ決定シ得ザル事情ニ在リ

一方全国国民方現下ノ財政状況ヲ直視シ之方再建方経済秩序ノ破壊防止並ニ悪性インフレーション防止ノ為ノ最先ノ要請ナルニ思ヒテ新タニスルヲ得バ全国国民ノ自力更生精神ニ基ク納税報國ニ期待シ得ベシ

從テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借替等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリナガラ、一方重需企業ノ経理負担ノ如ク戦時利得ノ撤収、国民全般ニ亘ル各種債権ノ処理、経済秩序ノ維持ト密接不可離ノ関係ニ在ル性質ノモノノ処理ニ付テハ広ク綜合的視野ヨリスル国家財政再建ノ見地ヨリ今後ニ於ケル財政計画上綜合的観点ヨリ許容シ得ル限度ニ限り之ヲ具體的ニ且嚴重ニ検討ノ上処理スルヲ適當ト認ムル次第ニシテ本件ニ付テハ右趣旨ニ依リ繰選後ノ議案ニ於テ最終的處理案ヲ提案スル所存ナリ併シ乍ラ他面差當リノ措置トシテハ企業ヲシテ速ニ新ナル民需生産ニ邁進セシムルコトヲ主眼トシ適宜迅速ナル措置ヲ為スベキコト固ヨリナリ

八、此処ニ付言スルハ通貨整理ノ問題ナリ  
上述シタル財産税等ノ徴収ニ当リテハ現金ヲモ其ノ対象トスルコト当然ニシテ徴収技術上ヨリスルモ新紙幣ヲ發行シ現紙

幣と強制的ニ交換セシムルノ外ナク其ノ際ニ併せて無制限ニ交換スルコトナク一部ハ之ヲ預金其ノ他ノ形ニ封鎖スルコト然ルベク若シ斯ル施策ヲ適當トスル場合ハ預金全般ニ付テモ或程度払出制限等ヲ為スベキヤ否ヤノ問題アリ此等ニ付テハ新紙幣印刷ノ準備完成時期ト睨ミ合セ該時期ニ於ケル情勢ニ即応シ適宜ノ方途ヲ策スルヲ得策トスベシ

九、總括的結論

(原資料において欠落)

書込 \*110・111・112 次官室ニ付議。

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一―一。

II' 5 通貨物価安定措置ノ構想(未定稿) (昭和二〇年二月二日大蔵省物価部資料)

通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)

昭二〇、二二、二二

第一 趣旨

一 敗戦後ノ我國民經濟ノ基本的情勢ヲ總觀スレバ

(1) 多年ニ亘ル戦争遂行、空襲等ニ因ル戦時災害並ニ敗戦ニ基ク領土其ノ他ノ經濟資源ノ喪失、賠償等ニ因リ國民ノ真ノ經濟力(物的經濟力)ハ著シク低下シテ居ルノニ對シ、戦時中生シ又ハ敗戦後生スベキ國民ノ貨幣的資産(通貨ヲ含メ)ハ尠大ナル金額ニ達シ、為ニ現存ノ累積

資金ト現存物資トノ間ニ根本的ナ不均衡状態ガ現出シ、而モ敗戦直後ノ財政ハ戦費ノ消滅ニモ拘ラズ直ニ均衡復ヲ齎ラシ難キ実情ニ在リ此ノ儘放置スルナラバ既存預貯金ノ引出ト新タナル國庫資金ノ撒布トニ基ク通貨ノ急激ナル膨張ハ必至ニシテ遂ニハ破局的インフレーションヲ招来シ我國ノ社會經濟秩序ハ根底ヨリ崩壊スルノ虞ガアル

(2) 然レ共戦後ニ於テハ戦時中ノ如ク國民生産物ノ大部分ヲ軍需ニ優先充當スルノ必要解消シ工業ノ生産力ハ拮据テ民需物資ノ生産ニ充當シ得ルト云フ好条件ノ下ニアリ戰災、領土喪失、賠償等ニ依リ工業設備ハ顯著ナル減少ヲ来スノ余儀ナク又原料資材ノ入手困難ヲ加フルニ至ルデアラウガ、兎ニ角残存設備及既存原材料ノ有効ナル転活用ヲ為スト共ニ軍及軍需工場ヨリ動員解除セラレタ夥シキ労働力ヲ再轉換スルコトニ依リ我國民需工業ノ生産ハ相当程度ニ復興増進シ得ベキ筈ナル、一面連合軍ノ國內需要ハ従来ノ軍需要ニ比シ現在ノトコロ遙ニ少キ実情ニアリ、從テ民需生産ノ復興サヘ行ハルナラバ國民消費ノ対象ト為リ得ベキ工業生産物ノ供給ハ終戦直前ニ比スレバ飛躍的増加ヲ期シ得ベク、今後必要原材料ノ輸入サヘ確保シ得ルニ至ラナラバ少クモ滿州事變以前ヨリ以上ノ國民生活ノ確保ハ可能ナルト認メラレル

二 然ルニ

(1) 未曾有ノ凶作等ニ基ク食糧ノ絶対的不足ト敗戦ニ伴フ勞務対策ノ欠如等ニ基ク石炭ノ破局的生産減退トニ依リ食糧飢饉ハ深刻化シツツアルト共ニ他面輸送及民需生産ノ復興ハ容易ニ實現シ難キ情勢ニ迫ヒ込マレツツアリ

(2) 而シテ敗戦後心氣阻喪シタ多数ノ國民ハ既往ノ蓄積資金ヲ費消シテ漫然ト日和見ノ生活ヲ送り容易ニ新タナル労働ニ就カウトセズ又蓄積資金ノ枯渇ヲ来タシタ者ハ所謂閑稼ギ或ハ翰取りニ日ヲ暮ラシ健全ナル労働ヲ為サウトセズ國民經濟全体トシテ見レバ明ラカニ相当多数ノ失業ガ発生スベキニ拘ラズ表面ニハ現ハレズ國民ノ大部分ガ潜在的失業者ト化シ半バ遊民半バ勤勞者ノ状態ヲ呈シツツアル

(3) 企業モ亦各種基礎条件ノ不安定就中物価ノ不安定及不均衡ニ因ル採算ノ困難資材ノ不足又ハ偏在等ノ事情アリ又新タナル収益ナクトモ過去ノ含ミ資産ノ吐出シニ依リ或ル程度ノ利益、計上経費ノ支出可能ナル等ノ為新タナル事業運轉ヘノ新規発足及熱意アル経営ヲ為スノ意欲ヲ欠キ在然日ヲ過シツツアル状況デアアル

三 右ハ敗戦日本ガ不幸ニシテ甘受セザルヲ得ナイ悲劇的運命ト目スベキ理由ニ因ルモノアルハ之ヲ認ムルモ一面政府及國民ノ施策及努力ガ適切且果斷ナルヲ得ルナラバ克服シ得ベキ要因モ多シト思料セラルルノデアアル。然ルニモ拘ラズ此ノ儘放置スルナラバ

(1) 食糧不足ニ伴フ社會經濟並ニ政治秩序ノ混乱ハ必至ナルアル

(2) 石炭不足ノ為民需生産ノ再起ハ絶望ト為ル

(3) インフレーション激化ニ伴フ労働争議ノ頻發、企業ノ採算難、買溜メ売惜ミノ増加、健全ナル労働心ノ喪失、生産輸送ノ減退又ハ復興不能、道義ノ廢退、犯罪ノ増加全体トシテ不健全極マル國民生活ヘノ転落等ノ事態ヲ生ズルデアアラウ

四 我國現下ノ事態ハ以上ノ如ク洵ニ危局ニ直面シ居ルモノト見ルベク速ニ起死回生ノ大手術ヲ施スニ非ザレハ遂ニ凡ユル秩序ハ崩壊シ最劣等民族ヘ転落スル運命ニ見舞ハレルデアアラウ而シテ

(1) 最深刻ナル食糧問題ニ付テハ輸入ノ必成、増産ノ推進ニ依リ食糧供給ノ絶対的増加ニ死力ヲ尽スト共ニ供出ノ確保、配給ノ公正ニ付政治力ノ集中的發揮ヲ必要トスル

(2) 石炭ニ付テハ勞務確保ニ全努力ヲ傾注スルコトニ依リ、容易ニ相当程度ノ生産恢復ハ可能ナ筈ナル

之等ニ関シテハ別途措置ニ讓ルコトトシ他ノ重要問題タルインフレーション、經濟運行ノ恢復ノ問題ニ付速ニ之ガ解決ノ根本方途ヲ計画シ其ノ強力ナル実行ヲ期セントスルモノデアアル

而シテ其ノ方策ノ根本目標トスルコトコロハ (a) 如何ニスレバ國民ハ働クコトニナルカ



(b) 如何ニスレバ企業ハ運轉スルコトニナルカ  
 中心トシテ閣様ギ 轄取りニ依ル不健全ナル生活ノ余地  
 ナカラシメ、物資等ノ価格モ自然ニ一定ノ線ニ均衡ガ保持  
 サレ、新ラシイ經濟秩序ノ下ニ經濟全体ガ新タナル循環の  
 運行ヘ発足シ民需生産ハ復興シ就業ノ機会ハ増加シ國民生  
 活ノ安定向上ガ齎ラサレ得ル如ク指向サレネバナライ。  
 シテ之ガ為ニハ經濟攪乱ノ最重大要素タル既往ノ蓄積資  
 金ヲ速ニ封鎖シ且清掃シ、今後ノインフレーションヲ最少  
 限度ニ止メルト共ニ極力民需生産ノ復興ヲ図リ以テ新タナ  
 ル貨幣經濟ノ運行ヲ可能ナラシムルニアリト信ス

第二 措置要領

一、現下ノ政治的社會的情勢ノ下ニ於テ戰時中ニ於ケルガ如  
 キ物資ノ生産、配給及價格部面ニ對スル直接的、法規的、  
 警察的ナル統制取締ノ方法ヲ以テハ到底有効ヲ確保シ難ク、  
 敗戦後政治的社會的諸客觀情勢ガ根本的ニ變化セル今日ニ  
 於テハ經濟運行ノ基礎条件ニ大手術ヲ加ヘ新タナル貨幣及  
 物價秩序ノ下ニ自然ニ均衡ヲ保持シツツ循環の二運營サル  
 ルガ如キ國民經濟ノ育成發展ヲ目標トシテ次ノ如キ措置ヲ  
 講ズルヲ適當ト認メラルル但シ主要食糧ノ如キ國民ノ物理  
 的生存上必要ナル物資ニ付テハ生産配給及價格ニ對スル  
 ヲリ強力ナル直接的統制ヲ維持スベク之ニ付テハ以下ノ措  
 置ハスル統制ノ運營ヲ比較的容易ナラシムル為ノ基礎条件  
 ヲ提供スルモノトシテ有用ナモノト認メラレ

二、措置ハ應急的措置ト本格的措置ニ分レル

應急的措置トシテハ

(1) 先ヅ尠大ナル既往ノ糸價資金(今後生ズベキ補償金等  
 ヲ含ム)ヲ暫定的ニ封鎖スルト共ニ各種直接的統制ヲ原  
 則トシテ解除シ、新シイ通貨及物價ノ秩序ニ依ル經濟運  
 行ノ開始ヲ可能ナラシメル、之ガ為預貯金ノ支払、公債  
 ノ売買ヲ一時停止スルト共ニ通貨ニ付テハ新通貨ト強制  
 引換ヲ行ヒ一定金額以上ハ凡テ之ヲ預金化シテ一時封鎖  
 スル但シ

(A) 企業ニ對シテハ運轉資金、個人ニ對シテハ一月又ハ  
 二月間位ノ生活資金ノ量ヲ凡ソノ標準トシテ、一回限  
 リ封鎖資金ノ引出ヲ認め又ハ貸金ノ貸出ヲ為ス、其ノ  
 後ニ於テハ企業ハ現實ニ生産又ハ配給等ノ經濟事業運  
 營ノ収益ニ依リ配当、利子、賞与等ヲ支払ヒ、個人ハ  
 新タナル生産物(有形、無形)ノ生産配給等ヨリ生ジ  
 タルモノヨリノ分前タル所得ニ依リ生計ヲ営ムモノト  
 スル

(B) 疾病療養費、教育費、選挙費用、特殊納稅資金、戰  
 災者又ハ引揚者ノ臨時所要費、住宅建設費等ニ付テハ  
 一定ノ引出ヲ認めル但シ住宅建設ハ政府又ハ公共団体  
 等ニ於テ極力之ヲ行ヒ安定後分譲スル

(C) 爾後生産ニ伴ヒ生ジタル所得ヨリ新タニ貯蓄シタル  
 資金ハ個人及企業トモニ自由ニ之ヲ消費シ又ハ投資シ

得ルモノトスル

(2) 右ノ場合ニ於テ

(A) 貨銀及給料ニ付テハ次ニ述ブベキ終極的安定措置実  
 行後ノ安定經濟下ニ於テ自然發生のニ形成セラルベキ  
 新物價水準及体系ヲ可及的精確ニ測定シ、之ヲ基礎ト  
 シテ官公署、官公營事業ノ新タナル給料及賃銀ヲ定メ  
 後述スベキ失業救濟事業ノ資金支払、連合軍ニ對スル  
 勞務ノ賃金支払ニ付テモ之ニ依リ實行シ一般企業モ亦  
 之ニ從フ如ク措置スル

(B) 物價ニ付テハ米價ヲ中心トシテ新タナル統制價格ヲ  
 設定シ石炭、セメント、木材、肥料等ノ不足重要資材  
 ニ付テハ均衡ヲ保持セル統制價格ヲ定メ爾余ノ物資ノ  
 價格ニ付テハ原則トシテ自由價格トシテ自然ニ一定水  
 準ニ安定スルガ如ク措置スル

(C) 運賃、地代、家賃等ニ付テモ物價及賃銀ト均衡ノ保  
 持スルヤウ鐵道運賃、住宅、家賃等主要ナルモノニ付  
 統制料金を定メ

三、本格的措置トシテハ

(1) 各種補償ハ出来得ル限り之ヲ壓縮實行スルト共ニ充分  
 且適時適切ナル財産稅及戰爭利得稅ノ効果アル賦課徵收  
 ヲ行ヒ之ガ實行後固有財産及官有事業ノ大規模払下ヲ行  
 ヒ此等ノ諸措置ニ依リ既往封鎖資金ノ大幅清掃ヲ斷行ス  
 ル尚資金ノ重複構成ヲ可及的整理スル

第三 結果ト対策

一 右ノ應急的措置ヲ實行スルコトニ依リ

(1) 左ノ如キ望マシキ效果ヲ齎ステアラウ  
 (A) 働カサル者ハ新通貨ナク、新通貨ナキ者ハ生活出来

四、以上通貨面ノ措置ニ併行シ物資面ニ於ケル左記ノ諸措置

ハ強力且有効的ニ計畫實行サレネバナライコト上述ノ  
 如クテアル。之レナクシテハ通貨物價ノ安定ハ前記諸措  
 置ノ実施ニモ拘ラズ到底確保シ得ナイデアアラウ

(1) 食糧ノ輸入ノ増加、国内増産、供出及配給等ニ付徹底  
 的措置ヲ講ズル

(2) 石炭産出ノ恢復ヲ中心トスル民需生産及輸送ノ復興ニ  
 付全力ヲ傾注スル

(3) 戰災ノ復興、電力ノ開發等ニ余剩勞力ヲ活用ス(後述)

ナイカラ厭が応テモ働キニ出ルコトニナル

- (B) 企業モ亦過去ノ蓄積ヲ吐キ出シテ配当ヲ為シ、利子ヲ支払ヒ貫与ヲ支払ヒ、其ノ他ノ支出ヲ為スコトガ出来ナイカラ自然ニ手持資材ヲ有効ニ使用シ、労働者ヲ集メ事業ヲ運転スルニ至ルデアラウ。又企業ハ採算ノ基礎ヲ不明確ナラシムル重要ナ一ツノ要素ガ排除サレルコトニナルカラ新タナル事業ノ開始及運営ガ容易ニナリ民需生産ハ自然ト復興シ国民ノ就業ノ機会ハ増加スルデアラウ

- (C) 新ラシイ生産ニ基キ発生シタ所得ノミガ購買力ト為ルカラ物資ノ価格ハ統制ヲ加ヘナクトモ自然ニ安定スル但シ主要食糧ノ如キモノニ付テハ統制ヲ継続スルノ要アルベク此ノ場合ニハ闇ヲ少クスル作用ヲ有シ統制ノ遂行ヲ容易ナラシムルデアラウ（法外ノ闇値ハ無クナルデアラウ）

- (2) 然シナガラ一面次ノ結果ヲ生ズルデアラウカラ之ニ付テハ夫々次ノ対策ガ必要デアル

- (A) 明瞭ナル失業企業ヲ現出セシムルデアラウー之ハ現狀ニ比シ望マシイガ斯クノ如キモノニ付テハ速ニ解放整理ヲ行ハシメ其ノ保有スル資材、技術勞力等ヲ他ノ有用企業ニ振向ケシムルコトガ必要デアル
- (B) 又一面多数ノ明瞭ナル失業ガ発生セシムルデアラウー之ハ現狀ニ比シ望マシイガ、之ニ付テハ次ノ方

策ヲ講ズベキデアル

- (イ) 企業ノ自然の恢復ニ依リ可及のニ多数ノ労働者ヲ吸収セシメルコトガ最モ望マシイ
- (ロ) 企業ニ就業ノ機会ナキ者ニ付テハ之ヲ登録シ左ノ順序ニ依リ国又ハ地方団体ニ於テ或ハ直接ニ或ハ金融の援助ノ下ニ大々的ノ失業救済事業ヲ振起スル、之ガ為強力ナル復興金融会社ヲ設立ス以上ハ一種ノ統制インフレリジョントシテ認メルノデアラカラ尠大ナル蓄積資金ノ引出漫然タル国庫資金ノ放出ノ如ク悪性インフレリジョンニ陥ル虞ハナイ、又其ノ程度ヲ調節スベキデアル
- (ハ) 国民生活ニ差当リ必要ノ短命消費財ノ生産ニ従事セシメルコトガ先ツ必要アル此ノ場合国又ハ地方団体ガ直接ノ生産ニ当ルコトハ不適當ナル場合ガ多イデアラウカラ、国ガ企業者ノ生産物ヲ買上げ之ヲ適當ニ売渡ス等ノ方法ニ依リ間接ニ事業ヲ起シ就業者ヲ増加セシメルコトヲ認メル、之ニ依リ新物価水準ヲ形成スル役目ヲモ有セシメ得ルデアラウ
- (ニ) 次ニ長期消費財及生産財ノ生産ニ従事セシムベキデアル例ハ住宅ノ建設、電力ノ開発、都市ノ復興道路ノ築造等ノ事業ヲ国家統制ノ下ニ計畫的ニ遂行スル
- (イ) 労働能力ナキ者（扶養者ナキ老幼者、不具廃失者

食糧欠乏ノ為ノ労働能力低下者等）並ニ若干ノ已ムヲ得ザル健康の失業者ニ付テハ社会保険制度ニ依リ扶養スル

注 資料II-6とほぼ同一のもの。ガリ版刷。出所 大蔵省資料Z五〇五一。

II' 6 通貨物価安定措置具休案（未定稿）（昭和二〇年二月四日）

通貨物価安定措置具休案（未定稿）

（昭二〇、一一、四）

第一 大綱

- 一、昭和二十二年一月頃ノ最適當ナル時期ヲ選ビ緊急勅令ヲ以テ預貯金ノ一時封鎖、貸出ノ統制並ニ通貨ノ引換ヲ行フ但シ其ノ後ノ新資金ニ付テハ何等ノ制限又ハ統制ヲ行ハナ
- 二、封鎖資金ニ付テハ企業ニ対シテハ経常的運轉資金、個人ニ付テハ一ヶ月又ハ二ヶ月分ノ生活資金ノ引出ヲ一回限り認ム。尚疾病療養費、特定納税資金其ノ他必要已ムヲ得ザル資金ノ引出ハ之ヲ認ム。
- 三、資金ノ封鎖及通貨ノ引換ト同時ニ新タナル水準及体系ノ賃銀及物価ヲ定メ之ニ依リ貨幣經濟ノ運行ヲ開始セシム之ニ伴ヒ物資ノ生産ノ配給及価格ニ対スル法規的統制ハ可及的撤廃ス。

八、新安定經濟確立後ニ於テハ金利政策、投資操作等ニ依リ

通貨及物価ノ調節安定ヲ確保ス

第一 資金ノ封鎖

- 一、昭和二十一年一月ノ最適當ナル時期ヲ選ビ緊急勅令ヲ以テ其ノ時現在ノ預貯金ニ付一般の封鎖ヲ行フ 尚爾後ノ新タナル預貯金ニ付テハ特別ノモノヲ除キ封鎖ヲ為サズ
- 二、封鎖スベキ預貯金ノ範囲ハ銀行預金（各種）産業組合貯金、郵便貯金、金錢信託、会社ノ預り金等一切ノ預貯金トス

四、昭和二十二年三月迄ニ戦時利得税及財産税ノ徴収ヲ了ス引続キ国有財産及官業ノ大規模私下ヲ行ヒ昭和二十三年三月迄ニ措置ヲ了ス。

五、昭和二十二年年度以降予算（駐屯費等モ含ム）ハ若干ノ統制インフレリジョンノ為ノ公債発行ヲ除キ原則トシテ収支均衡ヲ保持セシム

六、昭和二十三年三月ヲ期シ封鎖資金ヲ全面的ニ解除シ經濟ニ対スル直接的統制及政府○○○○○○税ハ原則トシテ之ヲ全廃シ新安定經濟ヲ確立ス 但シ主要食糧及貿易ニ付テハ必要ナル直接の統制ヲ繼續ス

七、失業救済ノ為ノ事業ヲ資金封鎖直後ヨリ計畫的ニ且強力ニ実施スルト共○○○○ノ制度ヲ創設ス。失業救済事業トシテハ消費財ノ生産ヲ優先シ生産財等ノ事業ヲ行フ之ガ為若干ノ統制インフレリジョンハ之ヲ認ム

三、左に掲ぐる金額ニ付テハ封鎖資金ヲ解除ス

- (1) 個人ニ付テハ最初ノ生計資金トシテ世帯員一人當一〇〇円(一回ニ限ル)但シ一個月後ニ於テ尚仕事ナク失業登録ヲ受ケタル者ニ付テハ其後失業期間中世帯員一人當一〇〇円

(2) 企業ニ付テハ運転資金トシテ経常的ニ必要ナル金額(一回ニ限ル)

(3) 疾病治療費(医師等ノ証明書ニ依ル)

(4) 相続税賦課課税ニ依ル個人直接税(但シ制限ヲ設ク)

戦時利得税及財産税

(5) 戦災者又ハ引揚民ノ一定金額ノ日用品調達資金及住宅建設資金(但シ住宅ニ付テハ失業救済事業トシテ可及的

政府又ハ団体ニ於テ之ヲ行ヒ安定後分譲スル方針トス)

(6) 法定選挙費

(7) 保険金ノ支払、保険料ノ払込ハ振替勘定ニ依ル

(8) 債務ノ支払ハ振替ノ方法ニ依リ之ヲ認ム

(9) 其ノ他緊急已ムヲ得ザル資金

四、個人生計資金ノ解除ハ米穀ノ配給通帳ニ依ル 但シ米穀ノ配給ヲ受ケザル農業者ニ付テハ所属農業会ニ限定シ解除ヲ認ム

五、運転資金ノ解除方法及新規貸出ノ統制

(1) 可及的金融機関ヲ特定シ解除ス

(2) 所要運転資金ノ申告登録ヲ為サシム中小商工業ニ付テ

ハ課税収益ニ対スル一定比率ノ金額ヲ限度トス

(3) 農業者ニ付テハ農業会ヲ全面的ニ利用シ生産物ノ販売生産所要資材購入ハ一切農業会ヲ通ジ行ハシム

(4) 企業ノ消費的支出ニ対スル制限ヲ強化ス

(5) 新規ノ貸出ニ付テモ前各項ニ準ズ(尚預貯金封鎖解除ヲ行ハズ之ヲ担保ニ必要額ノ貸出ノ方法ニ依リ制限スルコトヲ考慮ス)

第三 通貨ノ引換

一、資金ノ一般封鎖期日後二週間以内ニ通貨ノ引換ヲ行フ

二、百円券以上ノ大額面券ニ付テハ左ニ依リ急速引換ヲ行フ

(1) 百円券以上ノ大額面券ハ凡テ銀行又ハ郵便局ノ封鎖勘定ニ預入セシム

(2) 預入期限ハ二週間程度トシ期限経過後引換ヘザルトキハ之ヲ無効トス

三、百円未満五円以上ノ券ニ付テハ新紙幣発行準備ノ関係上左ニ依ル

(1) 二十円十円及五円券ハ差当り大額面券失効日現在額ヲ申告セシム

(2) 右申告額ハ前記第二ノ三ノ(1)又ハ(2)ニ依ル解除限度額ヨリ之ヲ控除スルモノトシ申告額ノ解除限度額ヨリ大ナルトキハ之ヲ封鎖勘定ニ預入セシム

(3) 二十円、十円、五円券ハ昭和二十一年六月一日ヨリ二週間以内ニ新券ト引換ヲ行ヒ期限後ハ之ヲ無効トス

(4) 右ノ引換ノ限度ハ申告額ニ依ル

四、一円以下ノ通貨ニ付テハ情勢ニ依リ引換ヲ行フ

第四 新物価及賃銀ノ形成

一、物価及賃銀ヲ出来得ル限り低位ニ安定セシムルコトヲ目標トシ、財政ノ均衡(財産税等ノ賦課、賠償及駐屯費ノ支払ヲ考慮ス)生産及貿易トノ関係ヲ考慮シ概ネ左記程度ノ水準ニ安定セシム

- (1) 米ノ消費者価格ヲ石当三百円程度、石炭ノ消費者価格ヲ屯当百五十円程度トス、他ノ物資ノ価格ハ之ト均衡ヲ保持スル如ク定ム

(2) 標準的賃銀ヲ月収五百円、日給二十円程度トス

(3) 安定後ノ国民所得ノ総額及其ノ配分ヲ概ネ左記ノ如ク予定ス

国民所得(純振替所得ヲ除ク) 一、五〇〇億円

其ノ配分

政府支出 三〇〇億円 国民所得ノ三〇〇程度ニ規正ス

消費的支出 三〇〇億円 専ラ租税其ノ他普通収入ニ依ル

投資的支出 一〇〇億円 国民経済ノ投資総額

民間投資 一〇〇億円 国民経済ノ投資総額

国民消費 五〇〇億円 一世帯當六七〇〇円

(註) 純然タル振替所得(国債利払及恩給)ハ右ノ外年間五十億円程度ヲ予定シ専ラ租税其ノ他普通収入ヲ以テ支弁ス(価格差調

第二 新物価ノ形成

(1) 米、麦、諸等ノ主要食糧品ニ付テハ公定価格ヲ定メ政府ノ買入又ハ売渡価格トシテ新価格ヲ実行シ、石炭、鉄セメント、木材、肥料等主要基礎資材ニ付テハ公定価格ヲ定メ政府(官業、失業救済事業)ノ買入価格トシテ新価格ヲ実行シ其ノ一般の通用ヲ円滑ナラシム。

(2) 其ノ他ノ非統制品ニ付テハ売買市場組織ノ復活整備ヲ急速ニ行ヒ以テ需給ノ円滑且広汎ナル適合ニ依リ公正ナル自由価格ノ形成ヲ容易ナラシム  
之ヲ為左ノ如キ措置ヲ促進実行ス  
(a) 小売機関トシテハ公設市場等ヲ速ニ整備スルト共ニ、百貨店ノ善用、旧来ノ小売業者ノ復活ヲ急グ  
(b) 卸売企業ノ速カナル復活ヲ図ルト共ニ仕入及売渡方法ニ付改善ヲ図ル  
(c) 消費者ノ共同購入、生産者ノ共同販売ノ組織ヲ育成強化ス  
(d) 闇稼ギ、鞆取りニ対スル取締ヲ強化ス  
尚現在ノ生鮮食料品及日用品ノ価格ハ主食及基礎資材ノ価格ト均衡ヲ保持スル程度ニ引下ゲシム

第三 新賃銀ノ形成

(1) 新標準賃銀ヲ基礎トシ各種賃銀及給料ニ付テハ之ト均衡ヲ保持セリ新基準ヲ設定シ之ヲ実行ヲ図ル

- (2) 新賃銀ハ官業、公営企業等ニ於テ直ニ之ヲ実行スルト共ニ一般企業ニ對シテハ政府ノ指導及労働組合ノ機能促進ニ依リ之ガ普遍化ヲ図ル
- (3) 官吏ノ俸給ニ付テハ概ネ左記ニ依ル、公共団体及一流会社モ之ニ準ズル如ク誘導ス

級	月給		学歴		年齢
	中卒	専卒	中卒	専卒	
総理大臣	五、〇〇〇円				
各省大臣	三、〇〇〇				
一級	二、〇〇〇				
二級	一、八〇〇				
三級	一、五〇〇	五二才	五一才	五〇才	
四級	一、二〇〇	四八	四七	四六	
五級	一、〇〇〇	四五	四四	四三	
六級	九〇〇	四三	四二	四一	
七級	八〇〇	四一	四〇	三九	
八級	七〇〇	三九	三八	三七	
九級	六〇〇	三七	三六	三五	
十級	五〇〇	三五	三四	三三	
十一級	四〇〇	三三	三二	三一	
十二級	三三〇	三一	三〇	二九	

級	三〇〇円	二九才	二八才	二七才
十三級	二五〇	二七	二六	二五
十四級	二〇〇	二五	二四	二三
十五級	一五〇	二三	二二	二一
雇員(一)	一一〇	二一	二〇	一九
雇員(二)	一〇〇	一九		

(b) 右ノ外職務手当及基本俸給ノ五割程度ノ賞与ヲ支給シ其ノ他ノ一般的手当類ハ之ヲ廃止ス

(4) 主要賃銀ハ概ネ左ノ如ク定ム(省略)

注ガリ版刷。第一、六及び七の不明箇所は原文における修正ミスとも思われる。

出所 大蔵省資料乙五〇五一一。

II' 7 物価問題ニ對スル「マ司令部」ノ態度等ニ付テ(メモ) (昭和二〇年二月七日物価部)

物価問題ニ對スル「マ司令部」ノ態度等ニ付テ(メモ) (昭和二〇、一一、七 物価部)

第一 「マ司令部」ノ指令

一、指令第三号(拔萃) 九月二十一日

「日本政府ハ賃銀及必需品ノ価格ニ付確固タル統制ヲ設定シ且維持スベキ責任ヲ負フ」

「日本政府ハ供出不足セル必需品ノ公正ナル分配ヲ保証スル為此等商品ノ嚴重ナル割当ヲ設定シ且維持スベキ責任ヲ負フ」

ヲ負フ」

「日本政府ハ工業農業及漁業生産物ヲ含ム一切ノ主要消費者ノ必需品並ニ右ノ如キ主要消費者用必需品ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニニ最大限度迄生産スル様刺激シ及奨励スベシ、原料、燃料、施設及労働割当ニ當リテハ民衆ノ食衣住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位与ヘラルベシ」

二、指令第三号ノ真意釈明ニ関スル件(拔萃) 九月二十六日 指令第三号ノ目標ハ二ツアル、即チ

(イ) 一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ裕福ナル人ト同等ノ機会ヲ与ヘラルルコトヲ確保スルコト

(ロ) 一般市民ニ對シテ其ノ生活ニ破綻の結果ヲ生ゼシムル「インフレーション」ノ発生ヲ防止スルコト

「一般市民ニ對シテ統制ヲ実施セラレザルヨリモ行フ方ガ有益ナル結果ヲ齎ラスト確信セラレタル時ニ於テコソ統制ヲ実施サレル、統制が存在スルヨリモ然ラザル場合ノ方ガヨリ良キ結果ヲ生ズル見透ノ根拠ガ認めラレタル時臨機応変ニ統制ヲ緩和乃至廃止スル」

三、指令第三号ニ関スル、クレーマー大佐談(拔萃) 十月一日

「インフレノ唯一ノ解決策ハ物資供給ノ増加アル、然シソレガ望メナクレバ統制ト割当制ガ必要アル」

「割当制トハ大衆ニ對シ生活必需品取得上富者ト同等ノ機会ヲ与ヘルモノテナクテハナラヌシ、賃銀及物価ノ統制

ハ大衆ガ合理的ナ價格テ之ヲ買ヘル様ナモノテナクテハナラヌ」

「諸統制トハ當ニ國民ガソノ所持スル金ノ多寡ニ依ツテハナク彼等ノ必要ニ從ツテ米ヲ入手出来ル様ニ保証スルガ如キモノテナケレバナラヌ」

「一般大衆ノ利益トイフコトガ判ツタ場合ニ於テノミ統制ヲ実施スルコトナラウ、又ヤメタ方ガ大衆ノ利益ヲト確信ガアレバ何時デモ統制ハ緩和サレ廃サレネバナラヌ」

第二 物価ニ関係アル重要事項ニシテ既ニ「マ司令部」ノ諒解ヲ得タルモノ

一、生鮮食品ノ統制撤廃措置

(経緯) 九月十九日食糧三百万噸ノ輸入ヲ懇請スルト共ニ鮮魚介及蔬菜ニ付統制ヲ撤廃スル方針ノ閣議決定ヲ行ヒ

之ヲ発表シタルモ農林事務当局ハ之ニ関シ確乎タル成算ナカリシ為稍當惑ノ状態ニ陥リ、九月二十二日ノ前記指令ヲ理由ニ之ガ実行ヲ差控ヘントシタル処更ニ十月一日クレーマー大佐ハ食料品ノ自由販売ハ実情ニ応ジテ許可スベキモノナル旨ノ談話ヲ発表シソノ後「マ司令部」ハ農林当局ヨリ各種資料ノ提出ヲ求メ実情及方針ヲ聴取シ慎重ニ検討シタル結果十一月十六日之ヲ実行スベシトノ指令ヲ発シタル

ニ依リ十一月二十日ヨリ本件ハ実施セリ

(現状ニ對スル「マ司令部」ノ見解) 前記クレーマー大

佐談ニ於テハ「此等ノ商品ハ退蔵スルコトガ出来ズ何等ノ制限モ必要トセスト云フコトガ明ニナレバ自由市場ニ出廻ルデアラウカラ自由販売ハ許可スル方針デアアル」ト言ツテキルノデアアルガ「生活必需品ヲ得ルニ当リ富メル者ト同等ノ機会ヲ一般大衆ニ与ヘルコト」ヲ望ムデテアリ現狀ハ寧ロ大衆ノ生活ヲ脅シ居ルモノトシテ一般ノ消極ノ態度ヲ持シ何等カノ方法例ヘバ價格ノ協定制トカ蒐荷配給組織ノ整備等ニ依リ大衆ノ生活ヲ確保スベキ措置ニ依リ事態ノ改善ヲ要望シ居ルモノノ如シ

二、其ノ他

(一) 食糧輸入ノ許可 十一月二四日付指令

(二) 戦争利得税、財産税其ノ他財政ノ再建ニ関スル件 十一月二四日付指令

第三 マ司令部ニ諒解ヲ求メツツアル物価關係重要事項

一、新事態ニ即応スル價格等統制ノ運営方式ニ関スル件

(内容) 此ノ際一段ト統制ヲ強化スベキモノト却テ統制ヲ撤廃スルヲ可トスルモノトアルニ顧ミ、從來ノ如キ広汎且網羅ナル價格統制ノ方式ヲ改ムルコトトシ且統制モ可及ノ二民間ノ自主性ヲ基調トセル方式ヲ採ル方針ノ下ニ價格等統制令ニ付所要ノ改訂ヲ行ハントスルモノニシテ十月二十六日經濟關係僚懇談會ニ於テ大綱ヲ決定十一月上旬ヨリ終戦連絡中央事務局樺田第二部長ヨリ、司令部エグイスト中尉ニ私ニ諒解ヲ求メツツアリ

經濟關係僚懇談會ニ於テ決定十二月六日商工省ヨリ「マ司令部」ノ諒解ヲ求メタリ

(マ司令部ノ態度) 贊否何レトモ表明シ兼ヌルモ日本政府ニ於テ責任ヲ以テ実行スルナラバ可ナルベシトノ意見ナリ(リチヤード海軍少尉)

四、米ノ消費者價格引上ノ件

(内容) 買上價格ヲ一五〇円ニ引上ゲタルニ伴ヒソノ一部消費者負担ニ帰セシムル方針ノ下ニ大約七五円(現行五〇円)程度ニ迄消費者價格ヲ引上ゲントスルモノニシテ十一月下旬農林省ヨリ「マ司令部」ニ諒解ヲ求メラレタリ

五、政府職員会社職員ノ給与及勞務者ノ賃銀改善措置ニ関スル件

(内容) 最近ノ物価勢ニ対処シ職員ニ対シ物価手当ノ支給、家族手当ノ増額ヲ行フト共ニ勞務者ノ賃銀モ約五割方引上ゲントスルモノニシテ十一月三十日閣議ニ於テ一応ノ諒解ヲ得タル上太蔵、厚生両省ヨリ終戦連絡中央事務局ヲ通ジ「マ司令部」ニ諒解ヲ求メツツアリ

(マ司令部ノ態度) 已ムヲ得ザルモノト思料シ居ルモノノ如シ

(マ司令部ノ態度) 右ノ如キ價格統制ノ方式問題ノミヲ採リ上ゲルコトハ同時ニ其ノ内容迄ニ立チ入り検討セズンバ速ニ贊同シ得ストシ一方ニ於テ生鮮食品等ノ統制撤廢後ノ情勢ノ推移ヲ注視スルト共ニ別途提出申ノ日用品關係ノ統制撤廢問題ニ付検討ヲ進メツツアリ又統制ヲ民間団体ニ委ヌルコトニ付テモ危惧ノ念ヲ抱キアルモノノ如シ

二、国民生活用品ノ製造販売及價格ニ関スル特別措置ノ件

(内容) 国民生活用品ノ急速ナル増産及配給ヲ促進スルト共ニ之ヲ需給ノ均衡ニ依ル價格ノ實質的安定ヲ図リ以テ民生ノ確保ニ資スル為國民生活用品ノ製造販売價格等ニ関シ此ノ際統制ヲ繼續強化スベキモノト撤廢スベキモノトヲ設ケントスルモノニシテ商工省「生活必需品緊急増産本部」ニ於テ其ノ大綱ヲ決定シ商工省ハ十一月十三日省議決定ノ上終戦連絡中央事務局ヲ通ジ十一月十六日「マ司令部」ニ、正式ニ諒解ヲ求メツツアリ

(マ司令部ノ態度) 具体的品目ニ付其ノ生産關係配給關係ヲ検討シツツアルモ生鮮食品ノ價格撤廢措置ノ前例ニモ鑑ミ統制ノ撤廢ヲ否トスル意向ノ如シ

三、價格調整補助金ノ撤廢ト之ニ伴フ價格改訂措置ノ件

(内容) 財政上ノ見地ヨリ此ノ際生産基礎資材ニ付價格調整補助金ヲ廢止スルコトトシ但シ石炭及鉄ニ付テハ現下ノ生産条件ノ特殊性ノ他物価ニ対スル影響ヲ考慮シ或程度ノ補助金支出ヲ繼續セントスルモノニシテ十一月二十七日

ンフレ防止ノ見地ヨリ不可ナリ」トシテ同意セズ更ニ一部優良企業ニ對シテノ適用免除方ニ付諒解ヲ求メタルモ「不公平ナリ」トシテ拒否セラレタル経緯アリ

第四 今後ノ問題

一、「マ司令部」ガ主張スル「大衆ノ利益ノ為ノ物価統制」及「インフレ防止ノ為ノ物価統制」ハ日本政府当局ノモトヨリ考フル処アリ又「前記目標ノ為必要ナル統制ハ之ヲ行フベク、又却テ不可トスル場合ハ統制ヲ撤廢乃至緩和スル」ト云フ方針ニ付テモ同様デアアル。問題ハ具体的ナ点例ヘバ如何ナル範圍ニ亘リ統制ヲ繼續シ或ハ解除スルカ、又解除セル場合ノ国民生活乃至國民經濟ニ對スル影響如何ト云フ点ニ在ル

二、此ノ点ニ付テハ日本政府当局ノ考ヘ方ガ大体ニ於テ網羅的且広汎ナル統制ガ其ノ効ヲ取メ得ザリシ過去ノ実績ニ顧ミ、此ノ際統制スルモノト然ラザルモノトヲ相当ニ判然ト區別シ、統制ヲ重点的ニ実施シテ其ノ効ヲ挙ゲンコトヲ期図セルニ對シ「マ司令部」ハ可成広汎ニ割當ト統制トヲ行フベキコトヲ要求シ居ルモノノ如シ。換言スレバ我國ニ於ケル物価問題ハ今や全面的ニ不均衡状態ニ在ル我國民經濟ノ諸矛盾、特ニ物資ト資金トノ矛盾ヲ抜本的ニ解決スルニ非ザレバ単ニ個々ノ價格統制、物資ノ需給統制等ヲ行フコトニ依リテハ到底其ノ解決ヲ期シ得ザル現狀ナルニ對シ、「マ司令部」當務者ハ恰モ我國ニ於ケル当初ノ物価統制時

代ニ於ケルト同様ノ手法ヲ要求シ居ルモノノ如シ  
三、仍テ今後「マ司令部」ニ対シテ特ニ留意スベキ点ハ左ノ  
如クデアラウ

(一) 物資面ニ於テ需給統制ヲ広汎ニ設定シテ、資金ニ謂ハ  
バ使ヘル金ト使ヘナイ金トヲ區別シ、ソノ使ヘル資金ト  
物資トノ結合ニ於テ價格統制ノ実ヲ収メントセルニ重構  
造ハ、現在ニ於テハ極端ナル物資不足ト資金過剰ノ不均  
衡状態ヨリシテ竟ニ破綻シ、物資等ノ統制ニ完璧ヲ期シ  
得ザル状況ニ立至リ、此ノ際如何ニ物資等ノ統制ヲ強  
化スベク努力スルモ自ラ其ノ能力ニ限度アリテ其ノ実効  
ヲ期シ難キコトヲ思フトキハ、寧ロニ重構造ヲ資金ノ面  
ニ切換ヘテ強行シ、物資等ノ統制ハ必要限度ニ之ヲ集約  
シテ物価統制、インフレ阻止ノ実ヲ挙グルノ要緊切ナル  
モノアリト思料セラル。カカル状況及対策ニ関シ此ノ際  
「マ司令部」ノ理解ト援助トヲ求ムルノ要アルコト  
(二) 而シテ物価対策ハ単ニ右ノ如キ通貨面ヨリスル対策ノ  
ミニテハ足ラズ其ノ他各般ノ施策ト相俟テ綜合的ニ強行  
セラルルノ要アルハ論ナキトコロナルモ、「マ司令部」ノ  
「物価統制」担当者ハ単ニ「價格統制」ノ立場ニノミ立  
チ居ルカノ如キ感アリ、「マ司令部」全体トシテノ綜合的  
立場ヨリスル物価問題ノ把握ニ稍遺憾ノ点アリト思ハル  
ル節ナキニシモアラズ。此ノ点ハ特ニ「マ司令部」当務  
者ト充分ニ懇談ヲ尽シ、理解アル態度ヲ以テ問題ニ対処

セラレ度キ旨ヲ懇請スルノ要アルコト

(以上)

注 タイプガリ印刷。  
出所 大蔵省資料乙五〇五一。  
II' 8 大蔵部内各局トノ関連事項 (昭和二〇年二月  
七日主税局)

- 大蔵部内各局トノ関連事項 (主税調 二〇、二二、七)
- 官房 文書課(財産税等ノ創設ニ伴フ一般インフレ対策ノ  
企画課)促進
- 金融局 銀行課 新円交換ニ関スル事項  
信託、無尽等ノ評価及課税方法  
預金ノ封鎖ニ関スル事項  
銀行信託等ノ調書準備
- 國庫課 新円ノ準備ニ関スル事項
- 保險課 保險現価ニ対スル課税ト其ノ調書ノ準備  
証券課 戰災保險トノ関係  
無記名証券ノ登録  
株式ノ評価
- 産業金融 國家補償ノ算定ト財産額ノ算定トノ關係  
法人財産税等ト今後ノ会社經理トノ關係

- 企業財産ノ評価ニ関スル問題  
法人財産税等ノ納税ニ関スル問題  
主計局 第一課 財産税等ノ収入処理ニ関スル問題  
貯蓄局 財産増加税免稅点ト正常貯蓄ノ關係  
小額債券ニ対スル処置  
預金封鎖ノ問題  
在外資産ノ評価  
在外資産ノ取扱  
海外ニ在ル日本債ノ取扱  
帰朝者ニ対スル取扱  
滿州國債、外國社債ノ評価  
物価部 第一課 財産税等ト今後ノ物価政策トノ関連  
國有財産部 物納ニ関スル問題(増資株、不動産、其ノ  
ノ他)

注 カリ印刷。  
出所 大蔵省資料乙五二六一―二一八。  
II' 9 新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件(昭和二〇年一  
二月八日戦後通貨物価対策委員会武井委員)

- 新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件  
新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件  
一、成ルベク短期間ニ新旧通貨ヲ等価交換シ、該期日以後旧  
通貨流通ヲ禁止ス。但シ外地移入ヲ許可セラレタル分ニ付

二〇・二二・八

テハ特別ノ取扱ヲ認ムルコト。

- 一、最近ニ於ケル生活必需品物価ノ騰貴ハ驚クベキモノガア  
ル。米三俵一万円ノ相場ハ特殊ノ需給關係トシテ暫ク問題  
外ニオクモ大根一本三円葱一本五十錢理髮十円靴磨一円ト  
イフニ至ツテハ何トシテモ放置スルワケニイカナイ  
現状ヲ以テ推移スレバ定額所得者ノ生活ハ極度ニ脅威セラ  
レ社会不安ヲ醸成スル危険ニ刻々ニ迫ツテ来ルト考ヘラレ  
ル。加之、連合軍側ノ指令ニ基ク決算延期又ハ無配、恩給  
及退職手当ノ禁止トイフヤウナ一連ノ政策ハ此ノ勢ニ拍車  
ヲカケルモノデ之ガ対策ノ実施ハ一日ノ遷延ヲモ許サナイ。  
國民ノ多数ハ自暴自棄ニ陥リ其ノ日丈過セバヨイ、自分丈  
ヤツテ行ケレバヨイトイフ様ナ態度ガ既ニ頭ハレハジメテ  
キル。我三千年ノ歴史ニ例ヲ見ナイ大困難ヲ克服シテ新日
- 二、新通貨ハ一定額ヲ除キ強制預金トシ既存ノ預金ト併セテ  
封鎖ス。但シ其ノ後ノ預金ニ付テハ封鎖ヲ行ハズ。
- 三、個人ノ生活費及企業經營ノ資金ニ付テハ無理ナラザル程  
度ニ於テ預金封鎖ヲ解除ス。
- 四、流通通貨ノ量ニ付テハ尚研究ヲ要スルモ、現在ノ物資生  
産状況十九年度下半年以後ノ実績等ヲ參酌シ差当り百億円  
以内ヲ目標トス。

説明

一、最近ニ於ケル生活必需品物価ノ騰貴ハ驚クベキモノガア  
ル。米三俵一万円ノ相場ハ特殊ノ需給關係トシテ暫ク問題  
外ニオクモ大根一本三円葱一本五十錢理髮十円靴磨一円ト  
イフニ至ツテハ何トシテモ放置スルワケニイカナイ  
現状ヲ以テ推移スレバ定額所得者ノ生活ハ極度ニ脅威セラ  
レ社会不安ヲ醸成スル危険ニ刻々ニ迫ツテ来ルト考ヘラレ  
ル。加之、連合軍側ノ指令ニ基ク決算延期又ハ無配、恩給  
及退職手当ノ禁止トイフヤウナ一連ノ政策ハ此ノ勢ニ拍車  
ヲカケルモノデ之ガ対策ノ実施ハ一日ノ遷延ヲモ許サナイ。  
國民ノ多数ハ自暴自棄ニ陥リ其ノ日丈過セバヨイ、自分丈  
ヤツテ行ケレバヨイトイフ様ナ態度ガ既ニ頭ハレハジメテ  
キル。我三千年ノ歴史ニ例ヲ見ナイ大困難ヲ克服シテ新日

本ヲ建設スルトイフ様ナ氣魄ハ国民ノ間に到底求メラレヌニ至ルデアラウ。

二、対策ノ一トシテ俸給賃銀ノ引上ガ考ヘラレル。大蔵省トシテモ近々実施ノ運ビト伝ヘラレルガ現在ノ実情ニ応ズル如クスルニハ、五倍少クトモ三倍程度引上ゲル必要ガアラウ。工場、鉱山等ノ勞務者ニハ既ニ五、六倍ノ賃銀引上ヲ要求シテキルモノガアルガ、無謀ナ要求トシテ斥ケル詭ニハ行カヌ。

三、俸給賃銀引上ノ結果ハ第一ニ財政ヲ圧迫シ五箇年ヲ期シテ健全財政ニ復帰スルト云フ如キ企圖ハ実行不能ニ陥ルデアラウ。国ノ歳出ハ公債費ノ如キヲ除キ半バ人件費デアツテ表面物件費ト認メラルルモノモ之ヲ分析シテ行ケバ、大半ハ人件費トナル。仮ニ俸給賃銀三倍増トスレバ歳出ハ少クトモ二倍ニ膨張スル、五倍増トスレバ恐ラク三倍乃至四倍ノ膨張ヲ示スデアラウ。

第二ニ大部分ノ企業ハ採算不能ニ陥リ、産業ハ急速ニ衰頹スル。尤モ物資ノ生産ニ従事スル企業ニアツテハ生産品ノ値上ニヨツテ、経費ノ膨張ヲ消費者ニ転嫁スルコトガ出来ルガ消費者ガ政府デアアル場合ニハ財政ハ更ニ圧迫セラレ、民衆デアアル場合ニハ生活費ノ膨張トナツテ再ビ俸給賃銀ノ引上ヲ不可避ナラシメ遂ニ悪循環ヲ惹起シテ止マル所ヲ知ラナイデアラウ。「サーブイス」ヲ供給スル企業ニ付テモ同様デアアル。金融業ノ如キニアツテハ預金ノ利息ヲ引下ゲル

ナイ。尚多少トモ贅沢品ト見做サルル物資ノ価格ハ通貨ノ量ガ収縮サルルニ從ツテ低落シ、本案ノ如キ思ヒ切ツタ大収縮ヲ行フニ於テハ必ズ大幅低落ヲ見ルデアラウ。ソレ丈デモ、国民ノ多数ニ一脈ノ光明ヲ齎ラシ時局匡救ノ一策ヲルモノト考ヘル。

六、生産ノ増加ニハ固ヨリ最善ノ努力ヲ払ハネバナラヌガ、此ニハ其ノ問題ニハ触レナイ。通貨面ノ施策ニ付テノミ述ベル訳デアアルガ、財産税賦課ト不可分ノ施策トモ云フベキ新通貨制度ガ実施ヲ予定サレテキルコトハ誠ニ仕合セノコトデアアル。新通貨ノ発出ニ依ル通貨ノ収縮ハ價格統制ノ撤廃ニ先行スベキモノト思フガ、之ハ今論ジテモ仕方ガナイ。今カラテモ遅クハナイ出来ル丈速ニ断行スベキデアアル。

七、本案ハ画期的ノ新施策デアアルカラ、之ニ伴フ弊害モナシトシナイ。

第一ニ、封鎖預金ノ引出額ニ付テハ、個人ノ実情ニ応ジテ細カニ区分スルコトガ困難デアアルカラ、国民ノ一部ニハ若干ノ不便ヲ与ヘルコトガアラウ。

第二ニ、商取引ニ不便ヲ与ヘ惹イテ生産ノ上ニモ多少ノ不利ヲ齎ラス虞ガアル。

第三ニ、預金者ニ不安ヲ与ヘ将来預金ノ吸収ヲ困難ナラシムルコトモ予想サレル。

第四ニ、本案ハ一種ノ「モラトリアム」デアアルカラ、預金引出ノ制限ハ一切行ハヌト数次聲明シ来ツタ政府トシテハ

カ、資金ノ利息ヲ引上ゲルカノ外ハナイガ、其ノ何レモ現在ノ状況ニ於テハ避ケナケレバナラナイト考ヘラレルカラ結局近キ将来ニ於テ採算困難ノ時期ガ到来スルコトハ今カラ覚悟シナケレバナラヌ。財産税、同増加税ノ賦課ニ依ル預金ノ減少ヲ考ヘルト尚更ノコトデアアル。

四、次ニ憂ヘラレル点ハ通貨膨張ガ止マル所ヲ知ラヌコトデアアル。本年度ニ入ツテ既ニ約三倍トナツタ。五百億ノ関門ヲ突破スルノモ程近イコトト思ハレル。預金ハ減退シ始メタ。定額所得者ハ何レモ過去ノ所得ヲ食ツテ生活シテキルコノ儘デア行クト、千数百億ノ預貯金ハ来ルベキ半年内ニ三分ノ一ヲ減ジ通貨ハ七、八百億ニ上ルノデハナイカト思フ。政府ノ一般施策ニ対スル不満足相俟ツテ社会ノ秩序ガ破壊セラルル虞ガナイトハ云ヘヌ。斯クシテ第一次大戦後独逸ヲ襲ツタ運命ガヤガテ我國ヲ見舞フノデハナイカ、思ウテ此ニ到ルト慄然タラザラ得ナイ。

五、此ノ際最モ急ヲ要スル施策トシテハ、生産ノ増加ト通貨ノ収縮トニ依ツテ生活ヲ安定セシメルコトデアアル。物価騰貴ノ抑制、進シテ其ノ低落ヲ図ル為ニハ生産増加ガ、通貨ノ収縮カ、又ハ其ノ兩者ヲ併行スル以外ハナイ。然ルニ現下ノ実情ハ急速ナル生産ノ増加ヲ期シ得ナイ。特ニ主食品ニアツテハ、輸入以外ニ供給増加ノ手段ガナイカラ、通貨ノ収縮ノミニ依ツテ大幅下落ヲ図ルコトハ不可能デアラウ。然シテラソノ他ノ生活品ニアツテハ増産可能ノモノモ少ク

其ノ信用維持ノ上カラ実行ヲ困難トスル事情モ考ヘラレル。然シテラ、第一ノ点ハ、出来ル丈、画一的トナルコトヲ避ケ、且幾分余裕ヲ置イテ決メレバ大ナル支障ハアルマイ。尚、余裕ヲ与ヘ過ギルト希望通り収縮ガ出来ヌ欠点ガアルガ、其ノ間ニ宜シキヲ制スル工夫ガアラウト思フ。第二ノ取引及生産阻害ノ点モ、一時的ノ影響ニ止マリ、大ナル心配ハナイト考ヘル。第三ニ今後ノ預金増加ヲ妨グル点ハ、実施後ノ預金ニ付テハ引出ヲ全ク自由ニスルコトニ依ツテ、救ハレルト思フ。最後ノ政府ノ政策変更ノ点ハ、今日ノ重大ナル時局ニ於テ過去ノ行掛リニ拘ハルコトノ誤デアアルコトハ云フマデモアルマイ。大多数ノ国民ガ既ニ此ノ事アルベキヲ予期シツアル現在ニ於テハ尚更ノコトデアアル。

九、本案ノ齎ラス利点ニ付テハ前述ノ通、物価ノ騰貴ヲ抑制シ、更ニ進シテ、三特殊ノモノヲ除イテ、適當ナル水準迄物価ヲ引下ゲ得ル点ニアアル。更ニ大ナル利点ハ、通貨量ヲ或程度迄調整シ得ルカラ、物資生産ノ事情ト均衡ヲ得ルゴトク計画的ニ通貨ノ量ヲ按配シ得ルコトデアアル。計画經濟ハ当分ノ間、絶対必要ナル。今日迄ノ經濟統制ハ概ネ失敗デアツタガ、本案ハ通貨ノ側カラ、今後ノ計画經濟ヘノ寄与ヲ可能ナラシムルモノデアアル。不当ニ膨張シタ通貨ヲ適當ニ収縮スルコトニ依ツテ日本現下ノ実情ニ適スル物価水準ヲ計画的ニ形成シ、国民ノ生活水準ヲ公正妥當ニ決定シ其ノ安定ヲ期スルコトガ出来ルト信スル。物価水準ヲ

九、本案ノ齎ラス利点ニ付テハ前述ノ通、物価ノ騰貴ヲ抑制シ、更ニ進シテ、三特殊ノモノヲ除イテ、適當ナル水準迄物価ヲ引下ゲ得ル点ニアアル。更ニ大ナル利点ハ、通貨量ヲ或程度迄調整シ得ルカラ、物資生産ノ事情ト均衡ヲ得ルゴトク計画的ニ通貨ノ量ヲ按配シ得ルコトデアアル。計画經濟ハ当分ノ間、絶対必要ナル。今日迄ノ經濟統制ハ概ネ失敗デアツタガ、本案ハ通貨ノ側カラ、今後ノ計画經濟ヘノ寄与ヲ可能ナラシムルモノデアアル。不当ニ膨張シタ通貨ヲ適當ニ収縮スルコトニ依ツテ日本現下ノ実情ニ適スル物価水準ヲ計画的ニ形成シ、国民ノ生活水準ヲ公正妥當ニ決定シ其ノ安定ヲ期スルコトガ出来ルト信スル。物価水準ヲ

如何ナル辺ニ置クベキカハ別ニ研究ヲ要スルガ、時価ト戦前物価トノ中間而シテ成ルベク戦前物価ニ近キ程度トスルヲ理想トスル。

一〇、新通貨案ソノモノハ容易ナラヌ難事業アル。敢テ之ヲ断行スル以上財産税賦課ノ技術面ノミニ利用スルノデハ勿体ナイ。宜シク通貨収縮ノ大事業ニ活用スベキコトヲ切望スル。

注 戦後通貨物価対策委員会ノ資料についてはすでに大蔵省財政史室編「終戦直後ノ財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会ノ記録―(昭和六〇年、霞出版社)」にまとめて収録されており、原則としては本書へノ収録はしないので、同書を併せてご参照いただきたい。この資料は直接に預金封鎖・新通貨発行を論じているので採録したものである。  
出所 大蔵省資料乙五〇五一。

II' 10 旧通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル諸問題ノ研究(昭和二〇年二月十二日主税局)

旧通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル諸問題ノ研究

(銀行課第二次案ニ対スル検討)

- 一、通貨引換期日  
通貨引換期日ハ可及的早急ナルヲ要スルヲ以テ新通貨ノ発行見込高及可能時期ヲ勘案シ遅クトモ四月一日ヨリ四月十五日迄トスルコト
- 二、回収通貨

- 第一案 五十円以上券トスルコト
- 第二案 五十銭以上券トスルコト
- 三、引換金融機関  
差当り銀行、市街地信用組合、農業会、郵便局等ヲ予定スルコト

四、引換限度

- 第一案 一世帯二百円程度(一世帯内ノ独立生計者ニハ此ノ外一人当百円程度ヲ認ムルコト)
- 第二案 一人当五十円程度
- 第三案 世帯主百円及家族一人当五十円程度(一世帯内ノ独立生計者ハ世帯主並二百円程度)
- 第一案及第三案ノ場合ニ於テ疎開家族ハ独立セル一世帯トシテ取扱フコト

(註)(1) 引換日ニ応ジ引換金額ニ差等ヲ設クルコトハ考慮セズ

(2) 第一回引換限度ヲ一世帯五百円程度迄引上グルノ要ナキヤ

- 五、住居所及同居家族ノ確認
  - (一) 米穀配給通帳アルモノニ付テハ当該通帳ニ依ルコト
  - (二) 米穀配給通帳ナキモ日用品等ノ総合配給通帳アルモノニ付テハ当該通帳ニ依ルコト
  - (三) 米穀通帳モ総合配給通帳モナキ者ニ付テハ市区町村長ノ居住証明書ヲ以テ之ニ代フルコト

八、引換期日後ニ於ケル旧通貨ノ回収

- (一) 四月十五日現在ノ手持剰余タル旧通貨ニ付テハ四月二十日迄ハ真正本人タルコトノ確認ノ下ニ新通貨引換又ハ預貯金ヲ認ムルコト(課税資料トシテノ書類ヲ提出セシムルコト)
- (二) 外地引揚者其ノ他特別ノ事情アル者ニ付テハ一定時期迄ハ真正本人タルコトノ確認及特別事情ノ説明ノ下ニ新通貨引換又ハ預貯金ヲ認ムルコト(課税資料等トシテ書類ヲ提出セシムルコト)

九、進駐軍関係

- (一) 旧円価ノ引換(総額又ハ一部)ニ付協力ヲ求ムルコト
- (二) B式軍票ノ新円価引換ヲ断行スルヤウ要請スルコト

備考  
法人ニ対スル措置

- 一、法人(地方公共団体ヲ除ク)ニ付テモ個人ニ対スル取扱ニ準ジ旧通貨ヲ四月一日以降四月十五日迄ニ一定額ノ引換ヲ認ムルノ外同日迄ニ之ヲ預貯金化セシムルコト
- 二、旧通貨引換期間ニ於テハ法人ノ各事業所毎ニ従業員数ヲ基準トシテ小額ノ新通貨引換ヲ認ムルコト(例ヘバ職員一人当十円、工員一人当五円等)
- 引換ニ際シテハ申請名義確認ノ資料トシテ税務署ノ交付シタル代表者ノ記名証印アル書面ヲ添付セシムルコト
- 三、四月十五日現在ニ於テ総テノ法人(地方公共団体ヲ除ク)

六、引換事務

- 引換事務ノ円滑適正化及能率化ヲ図リ金融機関ノ手数ヲ緩和シ町内会部落会又ハ隣保班ノ協力ヲ求メ概ネ左ノ如キ措置ヲ講ズルコト
- (一) 金融機関ハ地域的ニ担当区域ヲ定メ新旧通貨引換日時ヲ町内会部落会ヲ通ジ隣保班ニ通知スルコト
- (二) 個人毎自由引出ヲ建前トスルモ特別ノ事情ナキ限り隣保班長ハ新通貨ノ交付ヲ受クベキ金額及住所氏名表ヲ作成シ所定ノ金融機関ニ持参シ各人ノ新通貨ノ一括交付ヲ受クルヤウ指導スルコト

- (三) 引換期間ニ於ケル転出入者ニ付テハ転出入証明書ニ新券交付ノ有無ヲ記載セシムルコト
- (註) 新旧通貨引換ニ際シテ想セラルル事故ヲ防止スル為警察官署其ノ他関係方面ノ協力ヲ求ムルコト
- 七、現金預貯金化ノ方法

- 第一案 特殊ノ預金(既存ノ特殊預金ト別箇)トス(無利子又ハ利子付)
- 第二案 預り証的ナル単ナル証書トス(無利子又ハ利子付)
- 第三案 既存ノ預貯金方法ニ依リ預入セシムルコト(利子付)



ヲシテ仮決算ヲ為サシメ同日現在ニ於ケル資産負債ヲ明瞭ナラシムルコトトシ尚同日現在ニ於ケル法人ノ一定金額(一口千円程度)以上ノ対外債務(金融機関ノ預貯金ヲ除ク)ノ一人別調書ヲ所轄稅務署ニ提出セシムルコト

四、国庫關係ニ於テハ四月十五日現在ニ於ケル資金前渡官吏ノ保管スル旧通貨ハ之ヲ新通貨ト引換フルコト

五、地方公共団体ノ資金ニ付テモ概テ国庫資金ニ準ジ措置スルコトトスルモ引換期間中ニ於ケル旧通貨ノ引換ニ付テハ一定ノ限度ヲ設クルコトヲ考慮スルコト

注 昭和二〇年二月一日付の同名文書を増補改訂したもので、この文書には日付がないが昭和二〇年二月二日と推定。標題で言及している銀行課案は見出せず。ガリ印刷。

出所 大蔵省資料乙五〇七一三。

II' 11 各種預貯金ノ確認ニ関スル具体案(昭和二〇年二月二日主税局)

- 各種預貯金ノ確認ニ関スル具体案 (昭和二〇、一一、一一)
- 一、預貯金ノ範圍
  - 普通銀行預金、特別銀行預金、貯蓄銀行預金、無尽会社預金、市街地信用組合預金、農業會預金、信託預金、各種金庫ニ對スル預金、郵便貯金
- 二、預貯金ノ申告及確認
  - (一) 各種預貯金ヲ有スル者ハ四月十五日(予定)ニ於ケル預

統ヲ為サザリシ預貯金ニ付テハ一定期日迄ハ二三準シ申告、押捺及稅務署ヘノ返付ヲ為スノ特例ヲ認ムルコト

四、脱稅防止の措置

- (一) 四月十五日以前ノ預貯金ニシテ二及三ニ依ル押印ナキモノハ之ヲ無効トシ金融機関ニ於テ債務ヲ履行セザルモノトスルコト
- (二) 四月十六日以後ノ新規預貯金(更新ヲ含ム)ニ付テハ通帳又ハ証書ニ特別ノ表示ヲ為サシメ四月十五日以前發行ノ通帳又ハ証書ト容易ニ識別シ得ルヤウ措置スルコト
- (三) 銀行普通預金ニシテ預入額ノ通帳記入ナキモノ等ニ付テハ四月十五日迄ニ通帳記入ヲ受ケシムルコト
- 通帳記入ナキ預貯金ニシテ一ノ申告ノ際之方申出ナキモノハ(一)ト同様之ヲ無効トスルコト

五、預貯金ノ払戻

- (一) 確認ノ証印ヲ受ケタル預貯金ニ付テハ四月十六日以後新通貨ニ依ル払戻ヲ認ムルコト
- (二) 財産稅等納付資金ニ充ツル為預貯金中一定額ハ若早期間其ノ払戻ヲ制限スルコトヲ考慮スルコト

六、無効預貯金額ノ事後整理

- (一) 金融機関ハ各營業所毎ニ四月十五日現在ノ預貯金額ヲ所轄稅務署ニ申告スルコト
- (二) 稅務署ハ預貯金現在高調書ニ依リ預貯金票ヲ作成(相互通報)スル等ノ方法ニ依リ金融機関各營業所毎ニ確認預金

貯金ノ現在高調書(別紙参照)ヲ各種預貯金ノ口座毎ニ記載作成シ四月十六日以降同月三十日迄ニ調書及通帳又ハ証書(之ニ代ルベキ關係書類ヲ含ム以下同シ)ヲ金融機関(郵便局ヲ含ム以下同シ)ニ提出シ通帳又ハ証書ニ一定証印ノ押捺ヲ受クルコト

- (一) 調書提出ノ際ハ米穀通帳(之ニ代ルベキモノヲ含ム)ヲ提示セシメ又ハ居住証明書ヲ添付セシムルコト
- (註) 居住地外ニ通帳等ヲ保管シアル場合ハ居住証明書ニ依ル現地申告ヲ認ムルコト

- (二) 金融機関ニ於テ真正本人タルコト及調書記載ノ正確ナルコトヲ確認シタルトキハ通帳又ハ証書ニ一定証印ヲ押捺シ本人ニ交付スルト共ニ調書ニ金融機関名及確認ノ旨ヲ表示シ遲滞ナク稅務署ニ送付スルコト

- (三) 世帯主及同居家族ノ預貯金ニ付テハ合同申告ヲ為サシムルコト

- (四) 通帳又ハ証書ナキ預金(当座預金、振替貯金等)ニ付テハ預貯金者ノ帳簿等ノ現在ヲ調書ニ記載セシムルコトトシ別途金融機関ヨリ所轄稅務署ニ現在額調書ヲ提出セシメ之ニ依リ確認ノ方法ヲ採ルコト

- (五) 金融機関ノ証印ノ押捺ニ付テハ現行□稅印押捺ニ準ズル方法ヲ採リ且成ルベク押印數ヲ知り得ルヤウ工夫スルコト
- 三、期間ノ特例
- 外地引揚其ノ他特別ノ事情ニ因リ四月三十日迄二一及二ノ手

額ヲ集計スルコト

- (一) 右記帳預貯金額ト確認貯金額トノ差額ハ適當ノ時期ニ於テ之ヲ国庫ニ對スル債務ニ振替フルコト
- (二) 特別ノ事情ニ因リ權利回復ヲ認メラレタル預貯金相當額ハ前項ノ国庫債務ヲ減額スルコト

七、其ノ他

- (一) 小額預貯金ニ付テノ特例ヲ考慮スルコト
- (二) 本件ニ関スル金融機関ノ手數ノ緩和、取扱上ノ混乱ヲ防止スル為町内會、部落會又ハ隣保班ノ協力ヲ求ムルコト
- (三) 多數口數ノ預貯金ヲ有スル者ヲシテ可及的ニ之ヲ集約セシムルコトヲ考慮スルコト

備考

預貯金等ノ仮裝名義及分割ニ依ル脱稅防止ニ関スル措置

一、仮裝名義ノ場合

- (一) 仮空名義ノ預貯金等ニ付テハ米穀通帳等ニ依ル預貯金者確認ノ際捕捉シ得ベキコト
- (二) 實在者ノ名義ニ仮裝シタル預貯金ニ付テハ真正預貯金者ヲ調査シ之ニ課稅スルト共ニ相當ノ罰則ヲ適用スルコト
- 二、分割ノ場合
- (一) 無償行為ニ依ル分割讓渡ニ對シテハ一定日(例ヘバ昭和二十年十月一日)以後ノ贈与ハ贈与ナカリシモノト看做シ課稅スルコト
- (二) 有償行為ニ依ル分割讓渡ニシテ財産稅等通脫ノ目的ヲ以

昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日
昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日
昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日
昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日	昭和二 一月十日

注 資料II'10とセットとなったもので、同じく昭和二〇年二月一日  
○日付の同名文書の増補改訂版。作成者、作成日とも同一と推  
定。

出所 大蔵省資料乙五〇七―三。

II'12 法人ニ対スル通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関  
スル具体案（主税局）

法人ニ対スル通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル具体案  
一、法人ニ付テモ個人ニ対スル取扱ニ準ジ旧通貨ヲ四月一日以  
降四月十五日迄ニ一定額ノ引換ヲ認ムルノ外同日迄ニ之ヲ預  
貯金化セシムルコト  
二、旧通貨引換期間ニ於テハ法人ノ各事業所毎ニ従業員数ヲ基  
準トシテ少額ノ新通貨引換ヲ認ムルコト（職員一人当十円、  
工員一人当五円等）  
三、一定時期（四月十五日）現在ニ於テ総テノ法人（公法人ヲ  
除ク）ヲシテ仮決算ヲ為サシメ同日現在ニ於ケル資産負債ヲ

明瞭ナラシムルコトトシ尚同日現在ニ於ケル法人ノ一定金額  
（一口千円程度）以上ノ対外債務（金融機関ノ預貯金ヲ除ク）  
ノ一人別調書ヲ所轄税務署ニ提出セシムルコト  
四、申請名義確認ノ資料トシテ税務署ノ交付シタル代表者ノ記  
名証印アル添書ヲ提出セシムルコト  
五、国庫関係ニ於テハ四月十五日現在ニ於ケル資金前渡官吏ノ  
保管スル旧通貨ハ之ヲ新通貨ト引換フルコト  
六、地方公共団体ノ資金ニ付テモ概テ国庫資金ニ準ジ措置スル  
コトトスルモ引換期間中ニ於ケル旧通貨ノ引換ニ付テハ一定  
ノ限度ヲ設クルコトヲ考慮スルコト  
注 日付不明であるが、資料の原案とセットとなったものと推定。タ  
イフ打ち。

出所 大蔵省資料乙五〇七―三。

II'13 財産税其ノ他施行計画案（主税局）

テ為シタルモノト認メラルルトキハ軽減差額ヲ否認シテ税  
額ヲ追徴スルト共ニ嚴重ナル罰則ヲ適用スルコト  
（罰則案） 五年以下ノ懲役、通脱シタル税額乃至税額十  
倍ノ罰金、懲役及罰金ノ併科  
三、仮装名義及分割ニ依ル脱税防止ノ具体的措置  
（一）新通貨ノ発行及預貯金等ノ確認ヲ行フコトトシ預貯金者  
名義ニ付テハ米穀通帳等ニ依リ真正本人タルコトノ確認ヲ  
図ルコト  
（二）預貯金現在高申告書ニ依リ戦時財産増加税課税ノ要否  
相統税法第二十三条該当ノ有無等ヲ併行シテ調査シ仮装名  
義又ハ分割ノ事実確認ニ資スルコト  
（三）終戦後課税時期ニ於ケル相当金額ノ預貯金ノ異動及税務  
署長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル預貯金ノ異動ニ付テハ之  
ヲ念査スルコトトシ預貯金者又ハ金融機関等ニ対シ預貯金  
異動関係ノ調書ヲ提出セシメ又ハ实地調査ヲ行ヒ事実確認  
ニ資スルコト

預貯金等ノ現在高調書  
世帯主ノ住所  
氏名  
氏名

預貯金ノ 種類	預ケ先金融機関 (銀行又ハ郵便局名)	記号番号	四月十五日高 現在	通帳又ハ証書面ノ 住所氏名	摘要	預貯金者名

預貯金等ノ現在高調書  
世帯主ノ住所  
氏名  
氏名



昭和二二 一月中旬	二、各種資料申告書調査簿規格確定 三、直税部長会議開催（各種資料箋ニ関スル打合、財産税等施行ノ為ノ人員ノ配置及施行計画ニ関スル指示） 四、財産税法其ノ他法案ノ審議確定	一、所要用紙類ノ確保	同上	所要要員ノ採用準備（三月末日迄ニ完了）（金融機関）
昭和二二 一月末	五、勅令要綱、想定問答等ノ作成 六、不動産倍数決定ニ関スル模範調査 七、財産税法其ノ他法案ノ議會提出	二、施行準備トシテノ土地ノ異動、家屋異動調査ノ完了 三、立木、船舶ノ調査着手	一、法人、特別法人台帳ノ整備、民法第三十四条法人及人格ナキ社団等ノ名簿作成 二、法人戦時利得税調査簿作成及始期事業年度以降ノ記入 三、同上	一、各種調査同説明書確認証紙等ノ地域別所要数量報告（金融機関ヨリ稅務署ヘ） 稅務署ヨリ財務局ヘ 二、各種用紙ノ印刷作成（財務局ニテ印刷）
昭和二二 二月上旬	八、財産税法施行規則其ノ他施行規則案ノ審議確定	四、資料箋等及調査簿用紙ノ印刷完了（調査証紙、説明書等ヲ含ム）	四、同上	三、所要新通貨ノ印刷完了（印刷局）
昭和二二 二月中旬	九、各稅取扱標準率調査ニ関スル通牒	五、相統稅及讓渡利得稅昭和十九年以前ノ利得ノ未済一掃	五、法人稅及特別法人稅ノ決定未済分一掃	四、新通貨ノ引換準備完了（金融機関）
昭和二二 三月末	一〇、貨價價格倍数決定資料蒐集	六、資料箋、申告書及調査簿用紙等ノ配賦（金融機関ヲ含ム）	六、同上	五、町内会部落会ヘ各種調査証紙等ノ配賦（金融機関） 六、新券引換日ノ通知
昭和二二 四月上旬	一一、財産稅審議會ノ成立	七、不動産標準率（倍数）調査ノ完了	七、資料箋及調査ノ提出義務者ヘノ用紙配賦ハ個人ト共ニ為シ法人特殊資料ノミノ照会ヲ為ス 八、各法人ヘノ申告書配賦	七、新通貨引換ニ関シ町會警察ニ協力方要請（内務省） 八、財産稅等ノ事務ニ従事スル者ニ対スル囑託發令（官房秘書課） 九、新通貨ノ引換事務開始（金融機関）四月十五日迄 二二 完了

昭和二二 一月中旬	二、各種資料申告書調査簿規格確定 三、直税部長会議開催（各種資料箋ニ関スル打合、財産税等施行ノ為ノ人員ノ配置及施行計画ニ関スル指示） 四、財産税法其ノ他法案ノ審議確定	一、所要用紙類ノ確保	同上	所要要員ノ採用準備（三月末日迄ニ完了）（金融機関）
昭和二二 一月末	五、勅令要綱、想定問答等ノ作成 六、不動産倍数決定ニ関スル模範調査 七、財産税法其ノ他法案ノ議會提出	二、施行準備トシテノ土地ノ異動、家屋異動調査ノ完了 三、立木、船舶ノ調査着手	一、法人、特別法人台帳ノ整備、民法第三十四条法人及人格ナキ社団等ノ名簿作成 二、法人戦時利得税調査簿作成及始期事業年度以降ノ記入 三、同上	一、各種調査同説明書確認証紙等ノ地域別所要数量報告（金融機関ヨリ稅務署ヘ） 稅務署ヨリ財務局ヘ 二、各種用紙ノ印刷作成（財務局ニテ印刷）
昭和二二 二月上旬	八、財産税法施行規則其ノ他施行規則案ノ審議確定	四、資料箋等及調査簿用紙ノ印刷完了（調査証紙、説明書等ヲ含ム）	四、同上	三、所要新通貨ノ印刷完了（印刷局）
昭和二二 二月中旬	九、各稅取扱標準率調査ニ関スル通牒	五、相統稅及讓渡利得稅昭和十九年以前ノ利得ノ未済一掃	五、法人稅及特別法人稅ノ決定未済分一掃	四、新通貨ノ引換準備完了（金融機関）
昭和二二 三月末	一〇、貨價價格倍数決定資料蒐集	六、資料箋、申告書及調査簿用紙等ノ配賦（金融機関ヲ含ム）	六、同上	五、町内会部落会ヘ各種調査証紙等ノ配賦（金融機関） 六、新券引換日ノ通知
昭和二二 四月上旬	一一、財産稅審議會ノ成立	七、不動産標準率（倍数）調査ノ完了	七、資料箋及調査ノ提出義務者ヘノ用紙配賦ハ個人ト共ニ為シ法人特殊資料ノミノ照会ヲ為ス 八、各法人ヘノ申告書配賦	七、新通貨引換ニ関シ町會警察ニ協力方要請（内務省） 八、財産稅等ノ事務ニ従事スル者ニ対スル囑託發令（官房秘書課） 九、新通貨ノ引換事務開始（金融機関）四月十五日迄 二二 完了



昭和二一 一〇月中 旬	二二、財産価格ノ集計完了 二三、調査書ノ作成完了 二四、所在不明資料ノ実地 調査完了及返送 二五、個人財産調査委員会 ノ開会	二二、法人財産税決定通知 發送
昭和二一 一〇月末	二六、個人財産調査委員会 ノ閉会	二三、異議申立ニ対スル応 接
昭和二一 一月中旬	二七、決定通知ノ發送	二三、誤謬訂正処理
昭和二一 一月中旬	二八、異議申立ニ対スル応 接	二四、法人財産税納期
昭和二一 一月中旬	二九、誤謬訂正処理	二五、小法人ノ財産納期
昭和二一 一月中旬	三〇、納期	

昭和二一 三月末 隨時	三一、物納延納整理 三二、調査洩ニ対スル追加 決定 三三、審査委員会	二六、同上 二七、同上 二八、同上
-------------------	---	-------------------------

注 昭和二〇年二月二二日頃と推定。  
出所 大蔵省資料Z五〇七一三。

II' 14 地方考査結果報告―九州・北海道（昭和二〇年  
二二月）

目次

九州地区考査ニ基ク意見（昭和二十年十二月 秋元考査官）

- 一、中央地方間ノ事務連絡等ニ関スル件
- 二、職員ノ待遇改善ニ関スル件
- 三、農業関係ノ政府補助金等ニ関スル件
- 四、インフレ防止及通貨吸収ニ関スル件
- 五、租税ノ滞納整理促進ニ関スル件
- 六、平和産業ノ振興及封鎖資金ノ解除等ニ関スル件
- 七、物価ニ関スル件
- 八、海運局機構ニ関スル件
- 九、国有財産事務ニ関スル件
- 一〇、専売局機構等ニ関スル件

- 一一、煙草製造工場工員ノ待遇改善ニ関スル件
- 一二、自給塩ノ生産ニ関スル件
- 一三、其ノ他

（略）

四、インフレ防止、通貨吸収等ニ関スル件

(イ) 九州地区中特ニ北九州地方ニ於テ相当インフレ激化ノ状  
況ヲ見聞シ掃庁後東京ニ於ケル顯著ナルインフレ激化ノ実  
情ニ接シ全国的ニインフレ昂進ノ容易ナラサル事態ヲ感得  
セル次第ナル処、之カ対策トシテ物資面ト平行シテ通貨面  
ヨリモ徹底セル施策ヲ急務スルノ要アリト認ムルモノニシ  
テ殊ニ大口ノ純消費目的ノ物資買付資金ヲ完封スルコト肝  
要ナリト思料ス

(ロ) 資金ノ金融機関ヘノ還流ヲ促進スルコトインフレ防止上  
必要ト認ムル処財産税課税上預貯金ニ対シ思ヒ切ツタ優遇  
方法ヲ講スルコト適切且必要ト思料ス、財産税ノ課税期即  
チ一年後ニ於ケル百億ノ税収ヨリモ今日ニ於ケル百億ノ吸  
収ヲヨリ重視スヘキニ非サルカ

(ハ) インフレ激化に伴ヒ取付等ノ事態ニ備ヘ特ニ小町村所在郵便局ニ於ケル現金準備ノ状況及現金送達ノ方法等ニ付十分配意シ置クノ要アルヘシ

七、物価ニ関スル件

物価ニ付テハ九州地区ノミニ付テ見ルモ場所の品種の二相當甚シキ凹凸ヲ示シツツ奔騰傾向ニ在リ、主食品ニ付テハ生産部面ノ外供出、配給、輸送上各般ノ総合的施策ヲ促進スルト共ニ一般ニハ従来ノ商業者ニ店舗ヲ与ヘテ速ニ復業セシメ所要ノ統制下ニ専門的商人ヲ活用スルコトヲモ併セ行フ一方消費組合制度ノ普及指導等消費者面ニ対スル対策ヲモ実施シ奔騰傾向ニ在ル物価ヲ安定調整スルコト肝要ナリ

(略)

注 カリ版刷。  
出所 大蔵省資料乙五二六一一七。

北海道地方行政考査ノ結果改善又ハ考慮ヲ要スト認メラルル主要事項

(略)

四、施策実施上特ニ留意スベキ一般的事項

(一) 有害ナリト認メラルル意見、主張ノ發表セラレタル場合ニハ時機ヲ逸セズ政府ノ方針乃至ハ反駁意見ヲ公表スルト

(註) 例ハ大内氏ノ公約破棄ノ「ラチオ」放送ノ結果ハ預金者ニ不安ヲ与ヘタルモ之ニ対スル大蔵省ノ手ノ打ち方遅カリシ憾アリ

(二) 一般ニ対スル影響大ナル政策、措置ハ具体的細目ト同時ニ、或ハ少クトモ大綱發表後速カニ發表スルト共ニ、懇切ナル解説ヲ付シ其ノ宣伝ニ付新聞ノ活用等ニ一層ノ考慮ヲ払フコト

(註) 一、財産税ノ具体的細目發表ヲ見ザル為種々憶測ヲ生シ通貨ニ対スル信認ノ動搖、民需生産ノ停滞等ヲ助長シタリ

二、新円ノ意義、引換方法ニ付説明不十分ナル為、平価切下説、通貨没取説其他種々面白カラザル憶測ヲ生シタリ

三、在外資産報告ニ付テハ宣伝徹底ヲ欠キ個人ニシテ報告提出ナキ者相当多数ニ上ル見込ナル由

(二) 新聞發表ノ形式ニ付再検討シ政府ガ万事連合軍司令部ヨリノ指令ニ依リ後手ヲ引キ居ルガ如キ一般ノ印象ヲ是正スルコト

(略)

六、主税局関係事項

(一) 財産税ノ具体的細目ヲ速カニ發表スルコト

五、ノ(二)参照

(二) 財産税及戦時利得税ニ付テハ預貯金ノ優遇ト最近ノ農漁

村方面、不生産的「ブローカー」ノ所謂所得ヲ徹底的ニ捕捉重課スルコト

物ヘノ逃避殊ニ原材料、部分品等ノ評価困難ニシテ甘カルベシト見テ預金引出傾向アリ、又「インフレ」ニ乘ズル過当利潤ニ対シ徹底的課税ヲ為スベシトスルコト都市消費者方面ニ於ケル一般ノ社会感情ナリ

(三) 税制改正ニ当リテハ、一面複雑ナル社会政策的考慮ヲ簡素化シテ国民ニ理解シ易キモノヲラシムルト共ニ個人所得税ノ免税点ヲ相当程度ニ引上ルコト

例一、扶養家族控除ノ廃止―手数多キト権衡上ノ不満足多キニ依ル(十六才乃至十八才位ノ子ハ農村等ニ於テハ働キ者ニシテ「プラス」ナリ)家族手当ニ依リテ社会政策ヲ実行スベシ

二、日本式旅館ニ於ケル遊興飲食税率ノ一本建―田舎旅館ニハ実行困難ナリ

(四) 明年度所得決定ニ当リテハ閣所得ノ捕捉ヲ督励スルコト

七、国民貯蓄局関係事項

(一) 貯蓄奨励宣伝ハ更ニ大衆ニ判リ易キ平易ナルモノトスルコト

(イ) 標語ガ高遠スギテ大衆ニハ端のニ理解セラレズ(例、国体護持)

(ロ) 新日本建設ニ対スル貯蓄ノ役割ニ付テ大衆ニ理解セラレル説明ガ与ヘラレ居ラス、戦時中ノ「勝ツ為」貯蓄ハ

兵器彈丸ノ如キ端のニ判ル宣伝必要ナリ

(二) 貯蓄ヲ為シ得ル環境ノ造成ヲ今後ノ貯蓄施策ノ主眼点トスルコト

經濟ノ安定感ト通貨價值安定ノ目途ヲハツキリ示サザレバ貯蓄ヲ如何ニ奨励スルモ実効ヲ得ザラズ

(三) 地方貯蓄指導者ニ必要ナル資料ヲ送付スルコト

經濟ノ現状ト貯蓄ノ意義ニ関シ大衆ニ確信ヲ以テ納得セシメ得ベキ説明資料統計等ヲ送付スルコト必要ナリ

(四) 特殊決済債權ノ解除方針ヲ速カニ發表スルコト

生活資金、住宅買入資金、生業転換資金等当面解除ヲ必要トスル者ニ徒ラ疑懼焦燥ヲ与ヘ居レリ(契約済ニテ支払不能ノ例モ尠カラズ)―政府ニ対スル不信、戦災者ノ非戦災者ニ対スル反感激成ノ兆アリ

八、金融局関係事項

(一) 速カニ国債ノ買上ヲ再開スルコト

既ニ国債ハ反故ト化シタリト唱フ者等アリテ、通貨ニ対スル不安ヲ助長シツツアリ

(二) 資金調整、経理統制ノ將來ノ改廢方針ヲ速カニ公表スルコト

前途ノ見透付カザル為各方面ニ悪影響ヲ及ボシツツアリ、殊ニ最近給料生活者等ノ政府ニ対スル反感増大ヲ見ル

(三) 北海道拓殖銀行樺太支店預金代私ニ関スル連合軍側許可ノ取付ニ努力スルコト

他ノ閉鎖金融機關ト異リ内地ニ於テハ平常通り營業中(恐  
ラク正金ニ付テモ同様ナラン)ナルヲ以テ預金者ノ憤懣殊  
ニ強ク(樺太ニ於テハ現金持帰リヲ抑止シ預金通帳持參ヲ  
要求セリ)社會問題化シツツアリ、拓銀ノ信用失墜ノミナ  
ラズ政府ノ無能ニ對スル民衆ノ反感不信ヲ俱レラレ

(四) 「インフレ」対策トシテノ新円及預金封鎖ヲ断行スル等  
速カニ適切ナル施策ヲ講ズルコト  
地方ニ於ケル真面目ナル中堅層ハ速カニ右ヲ實施スルノコ  
トガ根本策ナリトテ断行ヲ要望シ居レリ、又斯クシテ闇資  
金源泉ヲ抑フルコト有効ナリト認ム

(註) 十一月下旬全道ニ亘ル食糧買出嚴禁ガ日銀ノ通貨  
放出高ヲ激減セシメ物価騰勢ニ小康ヲ齎ラシタ外供出ガ  
稍々軌道ニ乗ルノ兆ヲ示シタル例ハ示唆ニ富ムモノナリ

十一、物価部關係事項

(一) 通貨安定ノ水準ニ関スル見透及其ノ安定計画ヲ速カニ決  
定発表スルコト

組織的經濟循環ニ對スル信頼感、通貨ノ安定感ヲ喚起セザ  
ル限り諸般ノ施策推進困難ナリ

(二) 個々ノ採算ノミヲ考慮スル安易ナル價格引上ヲ抑制シ均  
衡アル價格体系ノ確立ニ努ムルコト

本年度ニ於ケル馬鈴薯、澱粉等ノ補助金増額又ハ價格引上  
ガ農産物ヲ通ジテ他ノ一般價格騰貴ノ因トナルト共ニ農産

物ノ供出ヲ阻害シ、薪ノ値上ガ建築用材ノ薪ヘノ転換ヲ來  
シ、石炭コークスノ値上ガ一般物価ノ昂騰ヲ招ク等個別價  
格ノ引上ガ行ハルル毎ニ他物資ノ價格均衡化運動ニ依リ一  
般物価ハ引上ラルル狀況ニシテ經濟秩序ヲ混乱セシメ居レ  
リ

最近各地ノ所謂價格ヲ綜合勘案シテ物資間ノ價格均衡ヲ  
調査シ米價ヲ基準トシテ個別價格ヲ検討スル等價格改訂ニ  
付テハ慎重ナル考慮ヲ要ス

(三) 食糧不安ヲ助長スルガ如キ発表ヲ行ハザルコト

最近ノ農林省ノ米穀需給推算ニ基ク五月末危機説ハ著シク  
食糧買溜ヲ刺激シ「インフレ」ヲ促進セル主因ノ□ナリ

(略)

書込 米1酒井書記官

注 タイフガリ版刷

出所 大藏省資料Z五二六一—一七。

II' 15 地方局長會議關係資料(昭和二〇年二月二〇  
日)

地方局長會議日程

第一日 十二月二十日(木曜日) 於勸銀五階會議室

一、開会 九、一五

二、大臣訓示 九、一五 — 九、三〇

三、各部局所管事項説明

(一) 地方專売局長(於日証六階會議室)

- 長官挨拶 九、〇〇 — 九、三〇
- 煙草關係事務打合 九、三〇 — 一〇、〇〇
- 昼食 一〇、〇〇 — 一〇、三〇
- 鹽關係事務打合 一〇、三〇 — 一〇、四〇
- 其他事務打合及懇談 一〇、四〇 — 一〇、五〇

地方局長會議ニ於ケル大臣發言事項 金融局

國庫課關係

- 一、新券ヲ以テ交換セラルベキ銀行券八十円以上ナリ等ノ流説  
ニ依リ低額券ノ退蔵ヲ行フ傾向アルニ付之ガ啓蒙指導ノ要ヲ  
ルコト

主稅局所管事項中特ニ發言スベキ事項 主稅局

一、財産稅等新稅創設ニ関スル事務ハ産業、金融ノ全般ニ亘ル  
ヲ以テ大藏省全省ヲ拳ゲテ之ガ適切ナル運営ニ努ムルコトト  
シ中央部局ノミナラズ地方部局ニ於テモ全面的ニ支持協力ス  
ルコト

二、官吏ノ責任觀念ヲ旺盛セシメ積極果敢ニ自己ノ職責ヲ自己  
ノ責任ニ於テ迅速ニ處理シ能率ヲ拳ゲ轉換期ニ於ケル國家財  
政再建ニ遺憾ナキヤウ指導訓育ニ格段ノ配意ヲ加フルコト  
之ガ為執務態勢ノ緊張、確立ヲ図リ一般職員特ニ多數復員職  
員ノ訓練指導ニ付格段ノ工夫ヲ凝ラスコト

第二日十二月二十一日(金曜日)

(一) 財務局長及造幣局長(午前九時半於勸銀五階會議室)

一、財産稅等創設ニ関スル事項

A 新通貨ノ發行其ノ他準備事務ニ関シ

B 立案及實施ニ関シ

二、稅制整理ニ関スル事項

三、行政整理ニ関スル事項

四、金融局所管事項打合

六、地方局長地方事情説明

- 意見具申 一四、〇〇 — 一七、〇〇
- 七、同質疑 一七、〇〇 — 一八、〇〇

五、再會

(ウ) 外資局 一三、三〇 — 一三、四五

(ハ) 專賣局 一三、四五 — 一四、〇〇

(ニ) 主計局 一〇、〇〇 — 一〇、三〇

(イ) 主稅局 一〇、三〇 — 一〇、四〇

(四) 國民貯蓄局 一一、〇〇 — 一一、一五

(五) 金融局 一一、一五 — 一一、四五

(六) 終戦連絡部 一一、四五 — 一二、〇〇

(七) 物価部 一二、〇〇 — 一二、一五

(八) 国有財産部 一二、一五 — 一二、三〇

(九) 昼食 一二、三〇 — 一二、三〇

(一〇) 官房 九、三〇 — 一〇、〇〇

(一一) 主計局 一〇、〇〇 — 一〇、三〇

(一二) 主稅局 一〇、三〇 — 一〇、四〇

(一三) 國民貯蓄局 一一、〇〇 — 一一、一五

(一四) 金融局 一一、一五 — 一一、四五

(一五) 終戦連絡部 一一、四五 — 一二、〇〇

(一六) 物価部 一二、〇〇 — 一二、一五

(一七) 国有財産部 一二、一五 — 一二、三〇

三、今般実施セントスル財産税等ハ一時二巨額ノ課税ヲ行フ為  
其ノ間不正行為等ノ行ハレル虞多分ニ存スルニ付官紀ノ振爾  
上格段ノ注意ヲ払フコト

(電信) 昭和二十年十二月十一日

大蔵省金融局長

各財務局長宛

最近銀行、信用組合其ノ他各種金融機関ノ預貯金ノ引出傾向ア  
ルヤニ認メラルルモ、貴管下金融機関ニ於ケル之ガ現況並ニ其  
ノ原因ニ関シ至急報告相成度、尚本件ハ金融界ニ微妙ナル影響  
ヲ及ボス虞アルヲ以テ調査等ニ当リテハ特ニ慎重ヲ期セラレ  
度」金融局長

渋沢大蔵大臣訓示

(昭和二十年十二月二十日於大蔵省地方局長會議)

終戦後世の中は刻々と変化して参りまして、既に皆さんから  
も色々事情も伺つて居りますけれども、殊に最近になりまして  
あらゆる面に於きまして種々の困難な事象が起つて居るのであ  
ります。殊に経済面に於きましては、物価、通貨問題の困難さ  
は急激に悪化の一途を辿りつつあるといふのが現状であると思  
ひます。我が国の社会構造を桶に譬へて申しますと、近代日本  
は上下には非常に強く結ばれて居つたのでありますが、横の関  
係に於ては本當に組織的に出来て居なかつた。したがつて桶が

宣言受諾といふ文字は使つたが敗戦といふことは言はなかつた。  
敗戦の御詔勅にも、敗けたといふ意味の言葉はないのでありま  
す。これは非常に大きな衝撃による民心の混乱を防がうといふ  
意味もあつたと思ふのでありますが兎に角さういふ色々な関係  
から、非常に大敗北をしたにも拘らず実際には、それを身近に  
痛切に感ぜずにもう戦災からまぬがれた危険はもうなくなつた  
といふ安堵から一時茫然自失して、何となく安易な気分で一、  
二箇月を過ごして来たといふこと、それから「ポツダム」宣言  
そのものも単にアメリカ等の宣言であつて、何等法律的な意味  
に於て条約でも何でもありません。それを如何にも条約の様に思ひ込  
み過ぎて居たんだといふやうな事、これに対して如何なる方  
策がこちらにあるかといふとそれも出来て居ない。一口にいへ  
ば茫然自失であつたのでありませうが、さういふやうな経過を  
辿つた為に、戦後日本の再建、文化国家を作る、或は科学日本  
を建設するのだといふやうな勢の好い言葉が先きに出てしまつ  
て、實際的に来るべき大混乱を避ける手も打たれずに徒らに時  
日を過ぎて来たことは御承知の通りであります。この間に實際  
の国民生活は急速に戦後経済時代にあるところの貧困が露呈せ  
られて参りましたのに、官憲その他の力といふものは所謂民主  
主義といふやうなことで可なり殺がれて、又一面悪くすると民  
主主義といふ言葉が非常に自由な、放逸な意味のやうに使はれ  
たとはいふやうなところから思想が混乱してしまつて、悪くいへ  
ば自堕落になつたといふことが一つ、それから現実に物資の少

外れると桶はばらばらになつてしまひます。丁度日本の現在の  
状態は桶が外れて桶がばらばらになつてしまつたといふ感じで  
あります。と同時に未だ曾つてない敗戦といふ現実に直面して  
国民各個人の気持そのものの桶も外れるといふ有様で、本来な  
らば、終戦後の別な意味で非常に大きな統制方式を編み出して  
今迄の戦争中の統制経済から本當の国民生活へ向つての統制経  
済へ移行すべきものが、政治上その他種々の関係からそれが出  
来ないで、寧ろ嘗つての統制を感覚的に憎んで居たといふ事情  
からこれをなかなか元へ戻すことが出来ない。しかもそれを行  
ふだけの大きな意味の勢力がなくなつた。又その必要を感じつ  
つも、それに対して今迄の統制の拙劣さに対する国民の反感を  
緩和出来なかつた。したがつて総てが外れて来た。しかもその  
間にアメリカの進駐軍が来てその政策が日本人が全体に感じて  
居たところと全く違つて居たといふこともあると思ふのであり  
ますが、何か千九百二十年時代のアメリカの所謂自由主義、民  
主主義といふものがその儘我が国に来るのではないか、したが  
つて日本人としては、アメリカが来た以上は相當に優遇といふ  
と語弊がありますが、或程度便宜を与へて呉れるだらう。助け  
ても呉れるだらう。日本人をして自由に働かせて呉れるだらう  
といふやうな空気があるやうであります。殊に一時進駐軍によ  
つて惹き起されると恐れられた混乱が割に少なくて済んだといふ  
ことから、悪くいへば事態を甘く感じて居る。政府も終戦直後  
から暫くの間は「敗戦」の文字を使用しなかつた。「ポツダム」

なき、又ありましてもその偏在、或はこれを上手に切廻して  
行くといふ能力の欠如、色々なことが災ひしまして食糧その他  
が非常に窮屈になつて衣類なり、必需品の間はほとんど横行  
する。これに伴つて物価はぐんぐん騰貴して行く。この場合に  
一応統制して建直しをしなければならぬその機会を失してしま  
ふ。先程申しましたやうに統制に対する反感が各人の頭に一部  
に巢喰つて居つたといふこと、所謂民主主義といふものは統制  
と相反するものだといつたやうな考へ方、そこから一つの大き  
な破綻が来て居るやうに思ひます。これでは日本としては到底  
立つて行けないやうに思ふのであります。この内閣にどれだけ  
の力が出来るかどうか甚だ疑問と思ひます。大きな意味の政策  
転換の必要な時機に来て居るのではないかといふやうな感じが  
致します。謂はば国民を救ふ為の国民的な強力な統制がここに  
必要になつて来るのではないかそれが果してどれだけ効果を  
齎し得るかは、その技術に依りませうけれども、可なり厄介な  
問題があります。長い間病気で寝て居て、お医者さんがもう好  
いと言つたので、急に起き上つてふらふらとして居る。まだ立  
てもしない。歩けもしない。歩けもしないのに無理をして居る  
といふやうな状態に今の日本はあると思ひます。お医者さんの  
統制といふものを一遍に外されたやうな感じがある。又病勢が  
逆戻りしてふり返すといふのが今の日本の状態であると思ひま  
す。矢張りもう一遍病院に入れて本當に健全の身体に恢復を図  
るといふことが絶対に必要だと思ひます。それと外米の輸入と



いふやうなことが余りにも強く印象づけられた為に、何かそれさへあれば総てが解決されるといふやうな感じを皆が持つて居るといふのが大きな誤りの一つだったと感ぜざるを得ない。しかもそれに加へて、未だに昔の自由な戦争前の状態で一種の「マーケット・オペレーション」といふやうなことが何か出来るといふやうなことを感じて居る。これに対する本心に反省し、もう一遍それを考へ直して見ることに何となく或程度の輸入が出来たら米が出廻るのだといったやうな感じを強く持つて居た。さういふやうな訳で、現在の事態といふものを心配はして居るのですけれども、一般が全体としては可なり甘い考へで過ごして居る中に事態は刻々に移つて行くといふ有様であると思ひます。一般の国民は食を得る為に右往左往する。給料だけでは食へなくなるといふ状態が刻々強くなつて来て居る。今のこの状態は最も危険であると思ふのであります。全体の財政そのものも、私就任しましてから色々伺つて大変な状態であるとびつくり致しましたし、同時にこれを何とかしなければならぬといふ考へから色々研究した結果、一つの大きな「デフレーション」は高物価に対する大清掃だといふ観点から財産税などといふことを考へたのであります。これも本当から云へば非常に早く手を打たなければならぬ問題であるのであります。是もどうしても議會を通さなければならぬといふことで遅れたといふが一つ、それからこれに伴ふ技術的な面としても、新様式の本銀行券を出すといふこともこれも直ちには出来ない。これを

て斯ういふことをやれば宜い訳であります。それをしやうしやうと思つて忙しくて出来ない。前の内閣は先程申しましたやうに何となく為すことなく来たのであります。今度の内閣も何の用意もなく、その頃に丁度進駐軍が来て、仕事を始めて、それに対処する為にこちらも大急ぎで手を打たなければならぬといふ恰好であります。しかもこの間に於て、殊に本省では非常にお気の毒に思つて居るのであります。殊に本省では非常とその時間といふものが非常に沢山掛る為に仕事が大変な二重手間となつて来る。こちらにも一生懸命で書いて出す。それを翻訳する。それから向ふがそれを読んで色々やつて来るといふのですから、一つのことをやるのに大変な時間が掛るといふ為に事務の能力に非常に影響する。それからもう一つは、是はもう日本全体について言へることであり、統計能力の非常に悪いこと、これは大蔵省の意味ではありません。全体に非常に悪い。これなども向ふから見れば非常に不思議なことであります。斯ういふやうなことで、仕事が悪くすると根本的でない点に常に偏つて居つたといふ点もあり、又向ふの方としても、早くやりたいといふやうな名譽心もあるし、又セスチュアもある。こちらのマックアーサー司令部の指令も必ずしも日本に対してのみものではない。又ワシントンも動かして居るのはロシアやであります。この点非常に複雑になつて来た。こんなことで向ふの陣営そのものも可なり分れて居る。例へば石炭については向ふも一生懸命であります。従つて坑夫の賃金の如き幾ら高く

行ふ時には悪くすればもつと悪化していかないとも限らないといふやうなことも冷静に考へればある。しかしそれだからといって何もしないといふことはいはないのであります。その前に打つべき手は色々あると思ひますけれども、結局するに食糧問題に落着くのであります。もう少し食糧事情が好かつたならばこれ程に進行はしなかつたであろうといふ風に考へるのであります。例へば今度総選挙になり、又これで日本としては相當に政治的には良いことがあつたにしても、経済的には一つの大きな悪い「フアクター」を投げ掛けるものだと思ふのであります。さういふやうな訳で来年の日本は相當に厄介な状態が方々に出て来る。それに今回の議會で通つた労働組合法の如きものが出て来ます。御承知の通り「ストライキ」が濺発して居る。これが如何に生産を阻害して居るかといふことは御承知の通りであります。又政治面から見ましても非常に上層階級そのものが困惑して居ることも御承知の通りであります。進駐軍の經濟部の方では日本の政府のやり方それ自身に対して或る意味に於ては親切に何とかして日本を「インフレーション」に陥れたくないといふことを大きな目的として、誠に我々としては感謝すべき考へて見て呉れて居る。下らぬ金を使はぬやうにといふことについては可笑しい程に大重で当つて居る。それが我々受ける方の身になつて見ますと可なり喧しいことになつて現はれて来る。これに対してこれは私自身の責任であります。前以て日本の現状、少くとも戦争経済の極く短い経済史が出来て、過渡的な状態とし

も出せといふやうなことで、向ふの石炭を扱つて居る人は言つて居るのに、經濟部の方ではさういふことはいかぬと云ふ。斯ういふ訳で向ふ同志が喧嘩をするといふやうな訳で、なかなかさういふ点で問題が非常にこぢやこぢやし出して居るやうであります。よく子供が糸を纏らせて居るのを大人がちよつと手を出して釈かうとしてもなかなかうまく行かないといふことがありますが、却つて手を出した為に絡み過ぎて来たといふ点があります。また我々として反省すべきは、少し向ふの云ふことをおとなしく受入れ過ぎて居た点もあるのであります。これは言葉の相違及その奥にある基盤が向ふの感じとこちらの感じと違つて居りますから、ちよつと云つたことが向ふはそれ程でもないと思つたことをこつちは重く取つたりするといふやうなことがある。

さういふやうな点から可なり重大な間違を起すといふこともあるのであります。今後の財政に對しましてはマックアーサー司令部の方としましては相當の関心を持ち、御承知のやうに大蔵省の予算案作成に對しても可なり強く干渉して来るやうな有様であります。中に割込んで来て居るといふやうな恰好であります。或意味に於て日本全体が今占領軍の軍政下に在るといふことはつきりとした事実であります。あらゆる命令は聴かなければならぬといふ恰好で、完全にサブジェクト・ツウであります。唯議會なり、一般に對して、司令部がさう言つたからいけないのだといふやうなことはいけない。だから政府としては議

会の答弁でも何だか奥歯に物の挿つたやうなことを言つて居る。感じからいつたら割切れない事だらけで推移して居ります。今後の経済は私共どこ迄も生産が大事であると思つて遣り繰りして居るのでありますが、事実上の問題として、さう早急に行きません。どこからどういふ風にやるかといふことになりましてこれはよく解りませんが、この儘で置いたら駄目だといふ感じは強く持つて居ります。先般財政の五箇年計画といふやうなものを作り上げましたが、あれはほんの骨格的なものであります。各省の予算の提出も大変遅れて居りますし、しかもその立て方が普通のマンネリズムであるといつたやうな点、我々拝見して歯がゆい。なぜもつと真実に日本の状態を見て呉れないのかしらといふやうな感じも致すのであります。何となく経済の実体について皆の考へが甘いのであります。その一番尻が全部大蔵省に来るといふ結果に現在になつて居り、甚だ私自身も閣僚に対する力の足りないことは誠に申訳がないのであります。どうも全体が動かない。又閣僚自身もさういふことを全体としては成るべくうまく考へて呉れるといふ風には動いて呉れない。どこかに大きな欠陥があるやうであります。それから今度の議會で私痛感したのでありますが、何でも彼でも国家に頼つて行くといふことへの感じが強いのであります。国家の財政がしつかりして居て、国民がもつとはつきりした生活を持つて居る時には、問題によつては国家に頼るといふことはちつとも差支ない。自分達の問題は全部自分達で解決して行くといふことも考へず

ないかと思はれるやうな大病に罹つて居るやうな感じがするのであります。見て居りますと實際胸が痛くなります。自から溜息も出るやうな感じさへするのであります。しかし日本全体の動きから見まして、私は決して悲観はして居ない。子供を何といひますか、今迄は温室に入れて育てた。ところが今度は国民そのものが寒い風実際に當つて居るのであります。矢張りこれだけの大きな経済的或は財政的な経験を経なければ本物にならない。よく私は例に引くのでありますが、軍の飛行機に乗つて好い気持ち居たらいきなり落された。それが、陛下の御仁慈によつていきなり地べたに叩きつけられないで済んで、機体は壊はれ、他の人も死んだが、自分は水の中に落ちて今や死に兼ねない状態にある。これは国民全部について言はるべきことだと思ひます。単に政府だけではない。それにしてももつと我が国の動向がもつとはつきりすべきだと感じながら、それがなされない。私がお詫び申上げなければならぬ点もそこにあるのであります。私も時間のある限り此処に出まして皆さんの色々な御話を承りたいと思つて居るのであります。甚だ簡単であります。これを以て御挨拶と致します。皆さん非常に御遠方の処を東京迄特に御参集を戴きまして有難うございます。

出所 大蔵省資料五二六一—一一。

に、あらゆる問題を皆何とかして呉れといふ考へが現はれて居るのであります。これは無理からぬ所もあります。又地方の財政そのものが皆窮乏でありまして、これだけの戦災以外に或は風水害その他のことが沢山あつたのであります。その意味で何とかして呉れといふ声が起こることそれ自身は決して私自身無理からぬと思ふのであります。それに何か反省のない感じ、何か政府を自分のものと思つて居ないやうな感じがするのであります。さういふ点に於ても、何といひますか、日本国民全体が政治なり経済なりを把握する力が幼稚なんぢやないかといふやうな感じを受けて或意味ではがっかりして居るのであります。斯ういふ有様ではなかなか本當の民主主義は成立たぬといふ感じを痛切に感じて居るのであります。さういふのが日本の本當の姿ではないが、情ないけれどもさうではないかと思ひますが、それはそれとしてその積りでこちらはやつて行かなければならぬ。私は今迄さういふ経験が余りありませんので、非常に何だか痛切に感じて、或意味に於ては悲観して居るのであります。各地方に於かれては、さういふ問題についても色々事情その他もあることと思ひますけれども、恐らく同じやうな思ひをされて居るのではないかと考へて居る次第であります。財産増加税、又今度出しました法律案、我が国の財政の前途につきましては、段々と次官その他から詳しくお話があることと思ひますが、私はこれだけは御願ひしたいと思ふことが一つあるのであります。現状を見ますと、如何にも自分の子供が死ぬんぢや

## II-16 新様式日本銀行券ノ製造確保ニ関スル件（昭和二十一年二月二十八日閣議決定）

### 新様式日本銀行券ノ製造確保ニ関スル件

帝国ノ財政及経済ノ再建ヲ目途トスル財産稅等ノ施行ニ当リテハ新様式ノ日本銀行券ニ依ル現行日本銀行券ノ全面的回収ヲ実施スルコト不可欠ノ要件ナルノミナラス現インフレーションノ進展過程ニ徴シ之ガ実施ハ可及的速ナルヲ要スル事情ナルニ鑑ミ官民通貨製造設備ノ昼夜作業ニ依リ其ノ全能力ヲ拵ケテ右引換用新日本銀行券ノ製造ヲ急速ニ完了スル為ニ要スル資材及輸送力ノ確保特ニ左記ニ関シ關係各省ハ大蔵省ト緊密ニ連繫シ積極的ニ協力スルモノトス

記

一、所要ノ石炭、パルプ及苛性曹達ヲ最優先的ニ確保スルコト  
二、資材及製品ノ輸送並ニ輸送用資材ヲ確保スルコト

昭和二十一年上半期新日本銀行券製造計画ニ基ク主要資材調  
一、製造計画枚数 三、二八六百万枚  
右用紙重量換算 三、七三五噸

二、右製造ニ要スル主要資材

(イ) 抄紙原料 三、八〇〇噸  
パルプ 二一〇〇噸  
苛性曹達

(ロ) 石炭	一一、四七〇〃
内抄紙用	七、四七〇〃
印刷用	四、〇〇〇〃

備考

抄紙原料混合率ヲ三極一〇%、パルプ七〇%、紙屑一五%、  
 白土五%トシテ計算セリ  
 出所 大蔵省資料乙六二〇一九。

III 緊急措置の法令化過程 (1)